

総務文教委員会

令和6年3月5日(火)
10時00分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委員】 芦谷委員長、沖田副委員長、村武委員、岡本委員、永見委員、西田委員
【議長・委員外議員】

【執行部】 砂川副市長

- (総務部) 坂田総務部長、山根人事課長
- (地域政策部) 田中地域政策部長、岸本政策企画課長、川合定住関係人口推進課長、
末岡地域活動支援課長、永田まちづくり社会教育課長、
濱見人権同和教育啓発センター所長
- (弥栄支所) 馬場弥栄支所長、佐々木防災自治課長
- (教育委員会) 岡田教育長、草刈教育部長、藤井教育総務課長、
鳥居学校教育課学力向上推進室長、山本文化スポーツ課長
- (消防本部) 田中消防長、伏田予防課長、大橋警防課長、宇津通信指令課長

【事務局】 松井書記

【議 題】

1 請願審査

- (1) 請願第8号 郷土資料館の建設場所検討に関する請願について【署名7人あり】
- (2) 請願第9号 サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、さらに必要な判断材料や分析の検討を求める請願について

2 陳情審査

- (1) 陳情第123号 サン・ビレッジ浜田アイススケート場の施設の方向性の検討に関し、市が求める費用対効果についてわかりやすい説明を求める陳情について(継続審査)
- (2) 陳情第125号 石見まちづくりセンター研修室床の修理の陳情について
- (3) 陳情第126号 郷土資料館・石見神楽伝承館整備の検討において市民主体の手法を取り入れることを求める陳情について
- (4) 陳情第127号 スケート場調査報告書の検証を求める陳情について
- (5) 陳情第128号 サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、機能転用(用途変更)した場合の利用想定、収支想定について、分かりやすい説明を求める陳情について
- (6) 陳情第129号 サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、報告書で比較検討する3つの用途ごとに経済効果の比較検討結果の説明を求める陳情について
- (7) 陳情第130号 サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関するアンケート調査について、わかりやすい説明を求める陳情について
- (8) 陳情第135号 複合施設の決定プロセスの説明を市民にしてほしいという陳情について
- (9) 陳情第136号 スケート場が廃止の流れの中で、説明のエビデンスの具体性がないので再考をという陳情について

- (10) 陳情第 138 号 人口減少ということで騒がず、人口減少の後に来るものを明確にし、それが、騒ぐべきものかどうかを判断してほしいという陳情について
- (11) 陳情第 141 号 人口減少は具体的に何が問題かを明確にしてほしいという陳情について
- (12) 陳情第 142 号 サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、スケート場として存続する場合の想定について、最も費用対効果の高い駆動方式の採用を求める陳情について

- 3 議案第 4 号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について

- 4 議案第 5 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

- 5 議案第 6 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 6 議案第 7 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 7 議案第 8 号 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 8 議案第 10 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

- 9 議案第 31 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 10 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 11 執行部報告事項
 - (1) 令和 5 年度第 2 回地域の日について 【政策企画課】
 - (2) 令和 5 年度「ふるさと浜田の集い」及び大野隆氏・竹内直紀氏の「浜田 PR 大使」委嘱について 【定住関係人口推進課】
 - (3) 浜田市地域公共交通計画について 【地域活動支援課】
 - (4) 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画について 【まちづくり社会教育課】
 - (5) 弥栄サービスステーションの支援の状況について 【弥栄支所防災自治課】
 - (6) 浜田市立美川小学校建替えについて 【教育総務課】
 - (7) 令和 5 年度島根県学力調査結果（概要）について 【学校教育課】
 - (8) 損害賠償請求訴訟の経過について 【通信指令課】
 - (9) その他

- 12 所管事務調査
 - (1) 建物火災の対応状況について 【警防課】
 - (2) 市内体育館施設の利用状況について 【文化スポーツ課】

- 13 その他

- 14 重要案件の意見交換会の案件見直しについて（委員間で協議）

- 15 地域井戸端会のテーマ設定について（委員間で協議）

令和6年1月26日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

住所 浜田市天満町

國分 俊幸

浜田市天満町

三浦 英俊

紹介議員

岡本 正友

郷土資料館の建設場所検討に関する請願書

【請願の趣旨】

この度、浜田郷土資料館建設計画が再始動する運びとなり、浜田市民として大いに期待をしているところですが、観光や既存施設との関連からも建設は城山周辺での建設を要望するものです。

【理由】

浜田市は島根県西部の、政治、経済、文化、の中心都市として、特に近世以降重要な役割を果たしています。

それは、浜田が浜田藩の城下町であったことに起因します。浜田市におかれましても、浜田城周辺整備において、歴史文化の保存、学習・憩いの場、教育・観光・交流の拠点、として整備をされています。

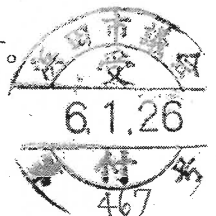
浜田の歴史文化を収蔵展示する郷土資料館はその特性を踏まえた、殿町地区特に城山周辺が適切と思われます。

城郭が残る浜田城址と浜田城資料館を合わせた郷土資料館は有機的に作用し、浜田の歴史文化を直接感じる事が出来る空間となります。

浜田市の町づくりの基本は城下町であるとの認識のもと、歴史を肌で感じる空間は、資料館にとって重要な要素となります。

新しい建設地は以上の状況を考えたとき、城山周辺以外にはないかと思われます。

何卒趣旨をお汲み取り頂、実現いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



令和 6 年 2 月 9 日

浜田市議会議長
笹田 卓 様

住 所 浜田市殿町 [REDACTED]
(団体名) 島根県カーリング協会
(代表者) 野藤 薫 [REDACTED]

住 所 浜田市国分町 [REDACTED]
(団体名) 石見スケートクラブ
(代表者) 三島 有紀 [REDACTED]

住 所 江津市敬川町 [REDACTED]
(団体名) 浜田スケートクラブ
(代表者) 本田 真弓 [REDACTED]

紹介議員 西田 清久 [REDACTED]

紹介議員 岡本 正友 [REDACTED]

紹介議員 永 見 利 久 [REDACTED]

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、さらに必要
な判断材料や分析の検討を求める請願



【請願の趣旨】

サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、毎年多くの市民に利用されて来
ました。また、オリンピック競技であるカーリングの西日本大会が、毎年
のようにここで開催され、多くの交流人口を確保してきた施設でもあります。
令和 5 年、浜田市は三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社に「サ
ン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する調査検討業務」を委託
し、結果について報告を受け、浜田市として用途変更が望ましいと判断しま
した。そして令和 6 年 1 月 24 日の総務文教委員会、同日行われた浜田市ス
ポーツ推進審議会に対し、報告書の内容と市の判断について説明が行われ
ました。

しかし、この総務文教委員会でもスポーツ推進審議会でも、複数の委員か
ら報告書の内容や市の判断について疑問や意見が沢山あり、令和 6 年 2 月
6 日に行われた浜田市議会全員協議会に於いても、同様に複数の議員から多

くの質問と、判断が急すぎるのではないかといった意見、報告書の内容や根拠についてさらなる情報提供を求める意見もありました。

こうしたことから、市のスポーツ施設、公共施設として整備の方向性を考える判断材料や分析、根拠の説明が十分ではない可能性を強く感じたところです。

利用団体同士でも情報共有しながら話し合った結果、さらなる分析と必要な判断材料の検討について、市議会としても報告書の内容や市の判断の根拠について丁寧に確認していただきたく、共にお願いいたします。

【請願の理由】

私どもはそれぞれ、利用団体として、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社がこの報告書を作成するための聞き取り調査に協力し、この施設の冷凍機を更新した場合の利用者増の見込みやその根拠についての意見、施設の活性化に関する意見、検討すべき課題、施設の希少性と浜田市にとっての価値についての意見、ランニングコストの低減により指定管理料が圧縮される可能性、経営的にも改善することと指定管理業務受託への意欲があること、などを伝えました。

同社は私どもへの聞き取りだけではなく、令和 4 年度に浜田市が行った施設利用者へのアンケート、中高生 2200 人へのアンケート、市民 2000 人へのアンケート、市内事業者への聞き取りの結果などを分析し、「アイススケート場は屋内人工芝施設として機能転用を図ることが望ましい。」という結論を出しています。そしてその理由として報告書の 58 ページの「考察まとめ」として、さまざまな理由を列記しています。

市は大きな費用をかけて調査検討業務を委託しましたが、収支想定まで検討し示された活用パターンは「スケート場」「人工芝」「床張り」の 3 つです。「人工芝」での利用用途としてはグラウンドゴルフ、フットサル、テニス、野球、サッカーを、「床張り」での利用用途としてはバスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、体操、フィットネス、パラスポーツ、ユニバーサルスポーツを挙げています。これらの種目を行うための施設を浜田市は既に複数もっており、市の公共施設再配置、スポーツ施設再配置の基本的な考え方「重複する機能を持つ施設は増やさない」について、同社が理解できていなかった可能性もあると考えます。

私どももこの報告書についてよく読み、また、市議会の委員会の動画視聴によって委員の皆様の意見や市の説明を、スポーツ推進審議会の傍聴と記録の共有によって委員の皆様の意見や市の説明を、疑問な点についてそれぞれが担当課等に問い合わせたり、他の施設の事例も調べ、共有しながら勉強してきました。

過去の実績やこれまでに担当課にいただいた資料、今回の報告書の数値等から、収支想定、ライフサイクルコストの試算も行い、三菱 UFJ の試算と比較する中で、「浜田市がこの施設に求める効果は何なのか?」、「用途変更した場合にそれらの効果が得られると言えるのか?」など、疑問が深まる部分もありました。

こうしたことについて、協働のまちづくりの精神に則り、利用団体同士で話し合い、この施設をスケート場として存続することで、報告書には無い視点でのさまざまな提案も可能と考えたことから、本請願に至りました。

陳 情 番 号	123
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

浜田市議会議長様

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の施設の方向性の検討に関し、市が求める費用対効果についてわかりやすい説明を求める陳情

サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、今年の春の営業終了後に冷凍機と配管の故障が明らかになり、今シーズンは営業できない状態です。冷凍機は 25 年稼働しており、近年は不調を認識しながらも費用を理由に必要なオーバーホールを行わないと決めて運用してきたため、経年劣化によってこのようなことが起こることは予想できたはずですが、運転できない状態になるまでに冷凍機を更新して施設を存続、活用するという判断は行われませんでした。

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の今後については、浜田市は施設の方向性についての調査や検討を三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社に委託しており、同社によって市民や市内の学生、利用団体等を対象に調査が行われているようです。

令和 3 年春、ソチオリンピック日本代表の町田樹さんやサン・ビレッジ浜田で練習するスケート競技団体の陳情書提出を受けた久保田市長は「あった方が良いが、費用のこともある。外部から人を呼び込む施設として再度検討する。」と回答下さいました。

通常、市のスポーツ施設の用途、目的は「市民の健康増進や、生涯スポーツの推進、競技力向上」等であるため、市民の利用を主に想定して設置されると思います。しかし、このスケート場は浜田市が主に市民の利用を想定して設置したものではなく、国が設置したものを、後に市が買い取ったという施設です。設置当初から、当時の浜田市民だけではなく、周辺市町や県外等、広域からの利用がありました。ピーク時は 2 万人以上、その後も安定して 1 万人以上の利用があり、開場期間が約半年間であるため、浜田市のスポーツ施設の中では日あたりの利用者数はトップクラスに高い施設です。そして利用者 1 人が負担する利用料金も、浜田市の公共施設の中で群を抜いて高い料金が設定されています。これは、冷凍機のランニングコストが年 800 万円程度必要という他の施設と異なる事情があったため、そこを利用者（受益者）が負担することで施設を維持するという観点から当然のことと考えます。

一方で浜田市の他のスポーツ施設（陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、ゲートボール場、体育館等）も、イニシャルコスト、ランニングコストを利用者が負担して施設を維持するという考えに基いて運営されていません。具体的な例を挙げると、陸上競技場は数年ごとに地盤沈下対策に 3000 万円～5000 万円、野球場もフェンスや電光掲示板の修繕・更新に約 1 億円、市民プールも屋根の大規模修繕等、さらに大きな費用をかけていますが、これらの費用をまかなうために利用料金を大幅に上げるといったことは行われていません。これは「市民の健康増進や生涯スポーツの推進、競技力向上」等の目的を果たすため、市がその維持運営にかかる費用を予算化し、市民全体として負担しているということです。

令和 3 年春に浜田市教育委員会が行った「サン・ビレッジ浜田アイススケート場シミュレーション」を以下に示します。

サン・ビレッジ浜田アイススケート場 シミュレーション

未定稿

平成29年度実績から

スケート場	更新費	年間 利用料収入	ランニングコスト								年間合計	年間収支
			電気代	水道・ガス代	灯油代	メンテナンス 年	メンテナンス 定額	修繕費	人件費	その他		
A 現状		9,300,000	3,180,000	250,000	4,410,000	2,010,000	1,200,000	150,000	4,600,000	1,580,000	17,380,000	-8,080,000
B 更新 キュービクル 製氷庫 LED化	80,000,000 22,000,000 35,000,000	9,300,000	4,000,000	150,000	0	1,700,000	440,000	150,000	4,600,000	1,580,000	12,620,000	-3,320,000
現状との差			-820,000	100,000	4,410,000	310,000	760,000	0	0	0	4,760,000	-4,760,000
C 多目的 人工芝 LED化	38,600,000 35,000,000	2,770,000	840,000	50,000	0	0	0	100,000	3,500,000	800,000	5,290,000	-2,520,000
D 多目的 LED化												
E 多目的 LED化												

B 新たに更新した場合、Aの現状と比較して、年間で4,760,000円のプラス計上となる。冷凍機と製氷庫、LED工事を実施した場合、およそ140,000,000円と想定する。
 単純に指定管理料は、現行よりも約4,760,000円減額できるが、工事費の返済を考慮して、補助金なしの場合、137,000,000円/4,760,000円=28.8年
 冷凍機の耐用年数は、約20年とされており、工事費返済が済まないうちに新たな冷凍機の更新が必要となる。
 年間利用料収入が12,700,000円以上になれば、年間収支のバランスが取れると推定される。目標利用料収入が年間12,700,000円
 平成29年度～令和元年度の利用料収入の平均が1人あたり約940円として、試算した場合、シーズン約13,500人以上の利用者数があれば収支のバランスが取れる。
 1/3補助:26,400,000円となり、冷凍機53,600,000円+57,000,000円=110,600,000円
 110,600,000円/4,760,000円=23.3年
 2/3補助:53,360,000円となり、冷凍機26,640,000円+57,000,000円=83,640,000円
 83,640,000円/4,760,000円=17.6年
 以上のことから2/3の補助金を得ることができれば、耐用年数で更新できる。
 見積の試算
 A社2基の見積金額:43,556,700円(税込)、機器設備費:24,887,000円+現地工事費:13,110,000円=37,997,000円
 $37,997,000円 \times 1.45 \times 1.1 = 60,605,215円$ (国の基準で建築費による試算)
 60,605,215円+別途工事+キュービクル=約80,000,000円～90,000,000円
 【利用料収入:利用者数は別紙1を参照】
 C 多目的施設にした場合、人工芝とLED化で73,600,000円、ランニングコストは想定で年間でマイナス2,520,000円となる見込み。
 年間で約2,520,000円マイナスとなるので、指定管理料は、約5,560,000円減額できる。室内テニス、ゲートボール等の軽スポーツ、フットサル(考え方としてスケボー)
 利用者数:15,800人、73,600,000円/5,560,000円=約13.2年、2,770,000円/15,800人=約175円/人
 人工芝の耐用年数が、約20年とされており、更新費が約14年で換算できることになる。機器の更新やメンテナンスがないのは魅力的。
 電気代は機器がなく照明だけとなるので、840,000円/年、水道・ガス代も氷を張ることがないため、50,000円/年
 人件費は、受付等がメイン業務となるので、パート雇用で3名体制とした。利用料収入が5,300,000円あれば収支バランスが取れる。利用者数:30,300人(厳しい)

冷凍機の更新と照明のLED化で、ランニングコストは年間476万円減少する試算になっています。しかし、この資料の説明文においては、スケート場として存続する場合も、用途変更する場合も、イニシャルコスト(改修の工事費)についても、耐用年数の期間をかけて利用料金収入で「収支バランスがとれる(指定管理料無しで運営できる)利用者数」を求めようとしています。

浜田市の公共施設で、建設時や大規模修繕時に、以降の利用料金収入でその工事費と維持管理費をすべてまかなう(市の実質持ち出しは0)というものは無いと思います。多くの公共施設は、毎年度市民全体で施設の人件費を含む管理運営費用を負担しており、取得や大規模修繕等の大きな費用がかかるイニシャルコストについては起債することで将来の市民も含めてその費用負担を平準化しています。

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用について、浜田市教育委員会がこうした現状に当てはまらない考え方でシミュレーションを作成している理由も不明です。

以前市議会に提出し採択して下さった陳情で、判断材料（調査や検討の項目）、判断基準（それらがどうであれば存続したほうが良い、または用途変更した方が良いのか）の説明をお願いしましたが、執行部からは外部に調査検討を委託することを決めているという説明だけで、疑問に対する具体的な考え方が何も示されていないため、市の考え方が分かりません。

サン・ビレッジ浜田のアイススケート場の方向性について、費用対効果（例えば、これまでの施設の実績に鑑み年間〇〇人程度の一般市民と〇〇人程度の教育利用+年間 5000 人の交流人口の維持は必要である。そのために市として負担できる費用の限界は〇〇であり、根拠は〇〇である等）に関する市の考え方についての説明が必要かと思います。

施設の方向性の決定を行うまでのいずれかの段階で、議会や市民にわかりやすく説明していただけるように、執行部に働きかけて下さいますようお願い申し上げます。

2023 年 11 月 17 日

浜田市国分町

三島 淳寛



陳 情 番 号	125
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

令和 6 年 2 月 7 日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市 国分町 [REDACTED]
氏 名 宅和 博子
(団体名) 新日本婦人の会 浜田支部
(代表者) 宅和 博子 (支部長)

石見まちづくりセンター研修室床の修理の陳情について

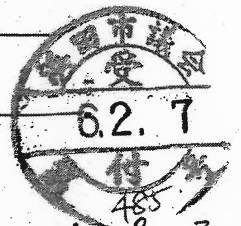
【陳情の趣旨】

1 願意（議会に対して求めることを記入してください）

上記 利用場所の床に傾きがある為 危険を感じており、安全に利用できず様 修理をお願いします。

2 理由（陳情に至った理由・背景などを簡潔に記入してください。）

例年、総会・平和展を開催しております。金属製のスタンドと穴あきボードを組み立てパーティションとし、その両面にパネルを展示地域の方に観覧いただきます。その際、はずれる・倒れるといった危険の不安が拭えません。安全・安心の為、お願い致します。



※「平和展」は広島原爆資料館の被爆証言のお話に聞き高校生が描いた絵のパネル展示

陳 情 番 号	126
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

令和 6 年 2 月 9 日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

住 所 浜田市松原町

氏 名 西川 真午

郷土資料館・石見神楽伝承館整備の検討において 市民主体の手法を取り入れることを求める陳情について

【陳情の趣旨】

令和 6 年 2 月 6 日の全員協議会で市長より説明のあった「三桜酒造跡地活用等についての対応方針」において、郷土資料館と石見神楽伝承館を複合施設として検討する方針が示されましたが、これについてはこれまでに市民への説明が行われておらず、市民の理解が得られていません。

このまま進むと、現在の郷土資料館の 4 倍もの面積の施設に、10 億円以上の費用がかかる整備計画がまた唐突に市民に示されることになり、市政に混乱をまねきかねず郷土資料館の再整備の時期はまた遠のきます。

浜田市が目指す市民主体のまちづくりを進めるためにも、市民の声を聴き対話を重ねる必要があります。

市民主体のまちづくりの手法のひとつに、政策シンクタンクの『構想日本』が行っている『住民協議会』があり、松江市でも『自分ごと化会議』として市民主催で行われています。

郷土資料館と石見神楽伝承館の整備については、浜田市のまちづくりの今後を左右する重要な案件であり、外部のコンサルタントや専門家に任せるのではなく、上記の手法を取り入れるなどして、市民主体で進める仕組みづくりを検討し、執行部に提案することを議会に求めます。



陳 情 番 号	127
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

令和6年2月9日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

住 所 浜田市松原町

氏 名 西川 真午

スケート場調査報告書の検証を求める陳情について

【陳情の趣旨】

1 願 意

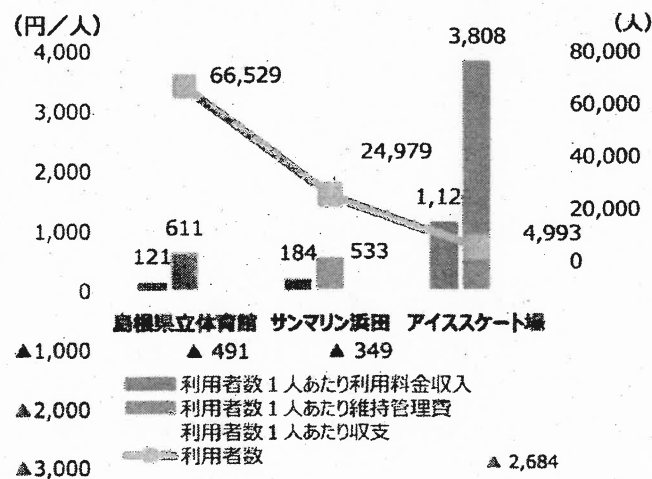
令和6年1月24日の総務文教委員会および浜田市スポーツ推進審議会において示された「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務報告書」(以下、スケート場調査報告書という)について、スケート場廃止ありきで作成されたと思われる部分があり、この報告書を踏まえて示された『屋内人工芝施設(または体育館施設)として機能を転用する』という浜田市の方針(案)は正当性を欠くと思われます。このスケート場調査報告書の内容について、スケート場廃止を前提として作成されたものではないのかを検証し、委託料4,999,500円の正当性についても合わせて検証することを議会に求めます。

2 理 由

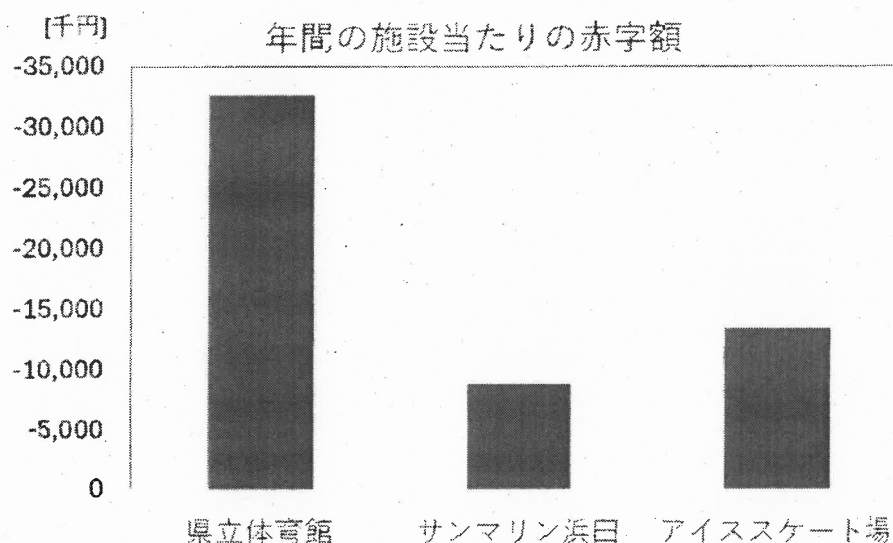
スケート場調査報告書の中で、廃止を前提としたと思われる部分を以下に示します。

① 市内類似施設(屋内運動施設)との収支構造比較(本編 P-25、概要版 P-1①)

《令和4年度・利用者1人あたりの収支構造》

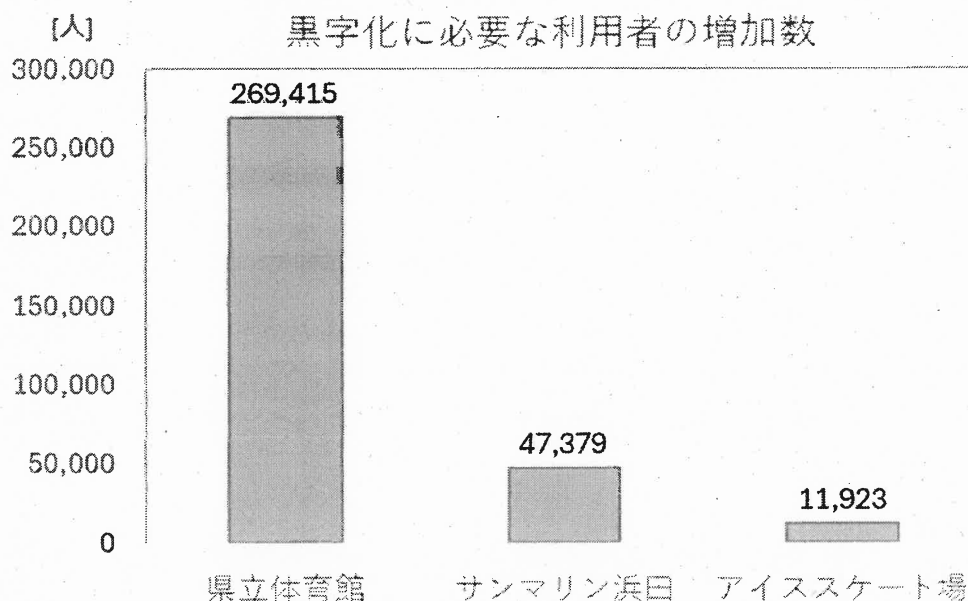


上記のグラフを示し、スケート場は『他の屋内施設に比べて大幅な赤字が発生する構造』と結論付けているが、このグラフは利用者1人当たりの数値を示したもので、グラフ中の【利用者数】に【利用者数1人あたり収支】を乗じて求めた、【施設当たりの収支（赤字額）】をグラフにすると以下ようになる。



これを見ると、大幅な赤字が発生する構造となっているのは県立体育館であることがわかる。

さらに、この【施設当たりの赤字額】を【利用者数1人あたり利用料金収入】で除して求めた【黒字化に必要な利用者の増加数】をグラフにしたものを以下に示す。



このグラフより、施設の黒字化には県立体育館では約27万人の利用者の増加が必要で現実的ではないが、スケート場は約1万2千人の利用者の増加で黒字化でき、これは過去の実績からも実現可能な数字であり、最も収益性が高い施設とすることができる。（そもそも公共のスポーツ施設に収益性は求められていない）

以上のように、収支構造として示されたグラフは、実態に反してスケート場の収支を悪く見せる印象操作に使われたと思われる。

② アンケート結果（本編 P-34～45、概要版 P-2 ④、⑤）

- ・ ウェイトバック集計でスケートの経験や関心の少ない層に重みを付けている。
- ・ スケート場以外の施設としての整備を望む層へ聞いた『どのようなアクティビティ（活動）ができると良いか』の設問への回答を、注釈無しで概要版に大きく載せている。
- ・ 中高生の 55.9%が『スケート場として残す』と回答しているが、考察まとめには反映していない。
- ・ 利用団体（カーリング、フィギュア）の意見が考察まとめには反映されていない。

③ ライフサイクルコストシミュレーション（本編 P-50, 53, 56、概要版 P-2 ⑥）

- ・ スケート場の光熱水費が高過ぎる。
- ・ スケート場の利用者数が過少で、他施設の利用者数が過大。

④ スケート場に対するネガティブな誇張表現が多い

「大幅な赤字が発生する構造」

「県内では唯一ではない」

「経済効果は極めて少なく、限定的」

「存在感の薄さ」

「厳しい事業環境」

「大幅なコスト超過が想定される」

「収益確保・利用者拡大のハードルは高い」

「浜田市民の利用は非常に限られている」

「浜田市民のための施設として有効に機能しているとは言い難く、利用実態がともなっていない」

「集客効果が浜田市内に及ぼす経済効果は極めて小さい」

⑤ スポーツ推進審議会での教育長の発言

1月24日に開催された浜田市スポーツ推進審議会を傍聴した際、会の最後の教育長の発言に耳を疑った。その発言の一言一句は以下の通り。

「今回、この報告をお願いするにあたって、サンビレッジの現在の建物の躯体を生かして、なるべく投資が少ない中でどういうことができるかということを前提に考え

ていただいた結果、スケート場として残す場合もあれば、躯体を残した上で地面を板張りや人工芝やコンクリートを考えられ、どういったことができるかも議論をしていただきました。

で、基本はあそこの周りには人工芝のサッカー場があるという状況の中で、一体的なスポーツ的な活用をした方がいいだろうという、そういうイメージの中で作り上げているものです。したがって、建物は確かに「スポーツだけで限定する」ではなくて、いろんなことを考えた上でという意見の広がりには当然あるんでしょうけども、今回の報告書については、そういったことを前提に報告を作っていたものでありまして、ではそのスケート場とその他の整備をしたときに、この案では、板張りか人工芝がいいんじゃないだろうかというような方向をださせていただいたということで、じゃあそれを使って具体的に何をやるということではなく、そこは広がりを持っていいんだろうと思っています。その中でスポーツだけではないということ言うと、今意見の中で出たように、子どもたちがとにかく雨が降ってもそこで何かできると、いうようなこともあるでしょうし、そのあたりは今日のところは最初に報告書を報告させていただいて、いろんなご意見をいただきましたので、そこは限定したものではありませんのでご承知いただけたらと思います。」

※上記の発言内容については、当日事務局が撮影した動画で確認することが可能と思われるので、ぜひご確認していただきたい。

以上より、スケート場調査報告書については、廃止を前提として作成されたものではないかと思われる部分が多くあります。

令和6年1月24日の総務文教委員会でもスポーツ推進審議会でも、委員からはスケート場の廃止に否定的な意見が多く出されています。

スケート場調査報告書の内容について十分に検証していただき、市民の声に耳を傾けて市民が納得のいく結果を導かれることを議会に求めます。

浜田市議会議長様

陳 情 番 号	128
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、機能転用(用途変更)した場合の利用想定、収支想定について、分かりやすい説明を求める陳情

2月6日の全員協議会で、串崎議員さんからのスケート場について「利用者数がもし、これくらい来ていただければやっていけるんだということがもし分かれば教えてください。」という質問に対し、教育部長は「スケート場は50ページで9,200人と想定している。53ページで体育館36,600人、56ページ、36600人が人工芝の数字を積み上げています。体育館、人工芝とかの部分は、利用団体とかのヒアリングで年に何回大会があるとか、細かいところの積み上げによって一応試算をした人数ということになります。」と答弁していますが、串崎議員さんの質問への回答になっていません。どの程度の利用者数があれば、収支が均衡すると考えるのかを質問なさっており、市民にもこの報告書からはそれが見えない状態です。

コンサルタントが示した用途変更後の利用想定についてどう考えているのか担当課に確認したところ、利用人数について「純増とは言えない。」「期待をこめた数値だ。」という回答もありました。この施設で学校利用の想定頻度や部活動の想定頻度には無理があります。

この想定のような利用(毎週土日で年間100日は大会利用、平日も毎日7時間以上の利用)やこの想定のような利用者数あたり利用料金収受をできている体育館施設は浜田市にありません。学校利用でこのような頻度で、人工芝や体育館での利用の需要が校長会等で示されているのかも疑問です。移動手段、移動距離やルートを考えると、部活動での平日利用も現在需要は無いでしょうし、物理的に無理なカレンダーです。これを判断材料として使ったということであれば、この想定について「現実的だ」と考える根拠を示す必要があります。

これらの利用が今浜田市には無い利用で、「純増」と言えないならば、市内の他のスポーツ施設、公共施設から利用者が流れるということを示し、公共施設やスポーツ施設再配置の基本的な考え方である「重複する機能の施設を増やさない」に反する判断ということになります。スポーツ推進審議会でもこの指摘が委員の方からありましたが、事務局から合理的な説明がありませんでした。

利用者想定は、年間の収支想定に直結しています。教育部長のおっしゃる「比較検討のための資料」の単年度収支、ライフサイクルコストにも大きな影響を与える内容です。このため、それぞれの用途について、示された収支想定や利用想定は、その信頼性について説明できる必要があります。

「利用団体への聞き取り」「市内施設の現状から」と説明がありましたが、「現在の利用頻度」について聞き取りをなさったとしても、それが「現在ある施設ではまかなえない需要がある」ということにならないのではないのでしょうか。

「市内施設の稼働率は100%に近い」という表現もありますが、指定管理施設のモニタリングレポート等と言う稼働率とは、1日に1組でも1時間でも利用があればその日が稼働日としてカウントされる仕組みではないでしょうか。稼働率が100%でも、その日の施設の予約カレンダーの時間割は余裕があることも多いと考えられるため、既存の施設や学校開放による新規需要の受入れ容量を把握して、それでも全く足りない場合にのみ、重複する機能の施設を増やしても良いのではないのでしょうか。そうした調査や検討は行われたのかどうかも不明です。

また、利用の想定について、「細かいところの積み上げによって、一応試算をした人数ということになります。」と説明がありましたが、ある属性の40人が2時間を週に何回、年間にそれを何回利用するため合計何時間でいくらの利用料金収入になるということを積算なさっています。しかしこの想定では240の方が決まった間隔で利用し、その合計で年間のべ25,000人の利用を確保できるとされています。年間利用者数は36,600人の想定なので、残りの10,000人強は大会利用とイベント利用によるものと想定なさっています。決まった240人が繰り返し利用するスポーツ施設と、1万人利用があれば、年に1回だけど重複しない4000人の市民がスポーツ利用する施設、どちらが「より多くの市民に受益実感があると考ええるのか」検討されたのかも不明です。

現在市がもっている施設の受入れ余力と、それでは受入れられない需要についてきちんと調査し、その結果多くの利用があると想定したのではないならば、信ぴょう性の低い想定によって施設整備をして、当初の想定に対して実際の利用者は少なく、収支は悪く、結果住民の福祉の向上にはならず、むしろ住民負担を増やす結果につながらないとも限りません。

お忙しいところ大変恐縮ですが、今回の判断材料とされている用途変更した場合の想定内容について、「本当に現在の市の施設では受入れ切れない需要がこれだけあるんだ」という分かりやすい説明をしていただけますよう、執行部に働きかけて下さい。よろしくお願い申し上げます。

2024年2月9日

浜田市国分町

三島 淳寛



陳 情 番 号	129
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

浜田市議会議長様

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、報告書で比較検討する3つの用途ごとに経済効果の比較検討結果の説明を求める陳情

2月6日の全員協議会で久保田市長は「私も残せるもんだっただという観点から、いろんな観点で検討してもらいました。経済効果があるのではないかと、コロナでなかなか利用が進まなかったんですけども、いろんな観点から調べてもらいました。指定管理の方もいらっしゃる中で、いつまでもこの状態で続けるわけにはいかないんで、市が行ったんですけど、利用者の方に対面でアンケートをとりました。もう一つはコンサルの会社に委託して市民アンケート、転用した場合どんなことがあり得るか大きく二つの事をやりました。その結果最初の経済効果、あまりありませんという結論が出ました。」とおっしゃっています。

この施設に経済効果を求める必要があるなら、まずどの程度必要と考えるのかを決め、それぞれの用途について調査結果を比較し、「経済効果はこの用途での利用が最も優れている」といった分析が必要です。スケート場の来場者にアンケートをとり、経済効果を推定し可視化数値化したのであれば、機能転用（用途変更）した場合についても同様に「どの程度の経済効果を見込めるのか」という検討が行われなければなりません。教育部長は「今回の報告書の内容で、3つの用途について比較検討できた」との考え方を示していらっしゃいますが、今回の報告書には機能転用後の利用で見込まれる経済効果について、検討や調査を行った形跡がありません。スケート場の市外県外からの利用による経済効果が「あまりない」ことを、スケート場という用途についてのマイナスの判断材料とするならば、他の2つの用途についてこの「外部からの利用による経済効果」と可視化して比較しなければ、「必要な比較検討ができた」とは言えないのではないのでしょうか。比較検討するために人工芝、板張りについても「外部からの利用による経済効果」を算定なさっているのであれば、それぞれについてどうなのかを数値で示して説明していただけると分かりやすいと思います。

お忙しいところ申し訳ありませんが、報告書には示されていないだけかもしれませんが、執行部に対して分かりやすく説明していただけるように働きかけて下さいます様、よろしくお願い申し上げます。

2024年2月9日

浜田市国分町
三島 淳寛



浜田市議会議長様

陳 情 番 号	130
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関するアンケート調査について、わかりやすい説明を求める陳情

サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する調査検討業務の中で、中高生 2200 人や市民 2000 人を対象としてアンケート調査が行われました。調査検討業務報告書では、このアンケートの結果について、数字やグラフを用いて説明していますが、実際に使用したアンケート用紙について確認したところ、市民アンケートと中高生は、ほぼ同じ内容の設問でした。しかしよく読んでみると、なぜこのような設問をしたのかや、なぜこのような方法で回答を求めているのかが不明な部分があります。それぞれについて設問の意図（その設問に対する回答で、何を判断できると考えたのか？）がよく分かりません。

以下のような内容について、市民は説明を受けておらず、執行部からわかりやすい説明をしていただけるように働きかけて下さいますよう、お願い申し上げます。

- ① 問 3 として、これまでの利用頻度を質問していますが、これに対する回答がどうであれば「十分利用されている」とか「他の施設と比較して少ない」といった判断ができるのか、できないのか、意図がよく分かりません。
- ② 問 5 の回答結果について報告書に記載がありません。この設問は、「施設の利用者をもっと増やすために何が必要か」を質問している非常に大事な設問だと感じますが、報告書の市民アンケート結果にも、中高生アンケート結果にも記載がありません。どのような結果だったのかを知ることで、これまでに足りない施策、行うべき施策が見えてくると思います。結論として「用途変更が望ましい」としたから載せなくてもよいということなのか、記載がない理由がわかりません。
- ③ 問 8 と問 9 の回答を求める対象に、問 6 で「スケート場以外の施設としてリニューアル」を選んだ人だけでなく、「分からない」と答えた人を含めた理由がわかりません。今月 6 日の全員協議会で、岡田教育長は「45%とそれ以上の方が別の用途でという思いを持っておられる。」と岡本議員さんの質問に答弁していますが、もしこの教育長のおっしゃる「それ以上の方」が「問 6 に対し（わからない）と答えた方」を指しているのであれば、その方たちはスケート場を別の用途でという思いをもっているから選択肢から選んだのではなく、アンケート用紙で回答、選択を求められたから回答選択したにすぎません。「今の建物を残したままアイススケート場以外の施設にするとしたら、市民はどう考えるのか？」という条件で回答を求めるならば、問 6 で「スケート場として残す」を選んだ人を含め、アンケート回答者すべてに意見を聴かなければ、「スケート場として存続」を選んだ方は取り残されているのではないのでしょうか。

- ④ 問8と問9の回答を求める対象に問6で「分からない」と答えた人を含めたとしても、報告書の38ページで回答者すべての数を合算してグラフ表示しているのはなぜかわかりません。「スケート場以外の施設としてリニューアル」を選んだ人は、この選択肢の中に希望する施設があったと考えられますが、「わからない」と回答した人は、仮に判断材料が足りないから分からないと回答していた場合、「スケート場として残した方が良い」と考える可能性もあり「スケート場を含まない選択肢から選ばせた」ことから「スケート場以外へのリニューアルを望んでいる」と捉えるのは、設問手法によって結果の操作をしていることになり、アンケート調査のやり方として公平性に欠けます。なぜこのようなやりかたになっているのかわかりません。
- ⑤ 問9でなぜ複数回答を可にしているのかわかりません。床面コンクリート、床面人工芝、床面板はそれぞれ異なるので、施設改修を行う場合にこれらの両立（施設の半分ずつ別の仕上げにする等）が無いのならば、複数回答可とすると、調査対象者が一番望む施設整備の種類を知るための調査になっていません。問6で「スケート場以外の施設へリニューアル」を選んだ人に対し、問9に単一回答を求めることで、回答者がどの用途に変更するべきと考えるかを知ることができます。複数回答可とすることで、1つ選ぶ人もいれば5つ選ぶ人もいます。複数回答可にした目的がわかりません。
- ⑥ 中高生へのアンケート結果で55.9%が「スケート場として残す」、26.3%が「スケート場以外にリニューアル」、17.3%が「わからない」だったと示されています。中高生の圧倒的多数が「スケート場として残す」を望んだ結果について、2月6日の全員協議会では久保田市長が「市内の子供達に、あった方がいいですか？どうですか？」という恐らくこの質問形式でやったら55%だった。だけど、こっちとこっち、どっちがいいですか？と訊いた訳じゃなくてあったらいいですかって訊いたんで、あったらいいですよって言う恐らく回答なんです。先ほどデータにもありましたけども、行ったことがあるというのは、使ったことがあるというのは、ほんとと極めて少ない。（発言通り）」とおっしゃっています。「多くの中高生がこれまでに数回利用している」ということ自体、「特殊」な公共施設です。今回のスケート場に関する調査での「多くの市民や中高生に対して調査をした結果、これまでに数回利用している」という結果を「極めて少ない」とおっしゃり、仮にそれが「だから必要性は低い」とお考えになるのであれば、市内の他のスポーツ施設や、再配置実施計画に載ってくる公共施設についても同じ視点で調査や判断なさらなければ、ダブルスタンダード、トリプルスタンダードだという話になりかねず、非常に心配です。担当課が示して下さったアンケート用紙と実際に使われたアンケート用紙が異なっていて、「あった方がいいですか？どうですか？」という設問だったのでしょいか。

- ⑦ 市民アンケートの問 6 への回答では、「スケート場として残す」を選んだのが 227 人でした。問 6 で「スケート場以外へリニューアル」を選んだ 334 人の問 9 への回答は以下のとおりです。実際の回答数から考えると、回答者が希望する改修内容は、2 月 6 日の全員協議会で、三浦議員さんの質問への答弁で教育部長がおっしゃった内容「市民アンケートで、一定の要望はあるけれど、需要としてはそれほど高くない。若者についても同じような結果がある。」と矛盾しており、(市民アンケートで 313 件で第 1 位、中高生アンケートでも 62 件で第 1 位) になっており、なぜ事実に基づかない答弁をなさったのかわかりません。

改修内容	用 途		問 6 で 「スケート場として残す」
スケート場	スケート、カーリング、ホッケー、レジャー利用	①	227

問 9 への回答（複数回答可）

334 人が
1 人平均 2.6 個選択

改修内容	用 途		問 6 で「スケート場以外」の 334 人の回答	改修内容別合計	2.6 で割ると
コンクリート	アーバンスポーツ	②	123	313	120
	ニュースポーツ	③	66		
	アウトドアのアクティビティ	④	124		
人工芝	子供向けアクティビティ	⑤	127	303	116
	各種スポーツ	⑥	176		
板張り	屋内スポーツ	⑦	176	235	90
	パラスポーツ、ユニバーサルスポーツ	⑧	59		
その他		⑨	20	20	8
無回答		⑩	0	0	0
		合計	871	871	334

- ⑧ 市民アンケートの問 6 で「スケート場以外にリニューアル」を選択した 334 人について、問 9 での回答数を改修内容別に比較すると、コンクリート 313 件、人工芝 303 件、板張り 235 件、その他 20 件となっています。合計すると 871 件で、回答者数 334 人に対して多いですが、これは複数回答可としているためと思われます。1 回答者あたりの回答の重みを揃えようとした場合、回答総数を回答者数で割った数値 2.6 でそれぞれの件数を割ることになります。単純にそういう作業を行った場合、改修用途別の希望者数はコンクリート 120 人、人工芝 112 人、板張り 90 人、その他 8 人となり、スケート場として残すを希望した人数 227 件に全く及びません。こうした分析は教育委員会は得意なイメージがありますが、公平な比較のためにこうした実回答数を使った分析を行われたのでしょうか？

問 9 への回答（複数回答可）			171 人が 1 人平均 2 個選択		
改修内容	用途		問 6 で「分からない」の 171 人の回答	改修内容別合計	2 で割ると
コンクリート	アーバンスポーツ	②	54	115	58
	ニュースポーツ	③	19		
	アウトドアのアクティビティ	④	42		
人工芝	子供向けアクティビティ	⑤	50	130	65
	各種スポーツ	⑥	80		
板張り	屋内スポーツ	⑦	64	90	45
	パラスポーツ、ユニバーサルスポーツ	⑧	26		
その他		⑨	7	7	3
無回答		⑩	0	0	0
		合計	342	342	171

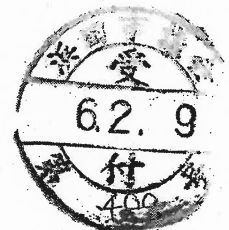
- ⑨ 市民アンケートの問 6 で「分からない」を選択した 171 人について、問 9 での回答数を改修内容別に比較すると、コンクリート 115 件、人工芝 130 件、板張り 90 件、その他 7 件となっています。合計すると 342 件で、回答者数 171 人に対して多いですが、これは複数回答可としているためと思われます。1 回答者あたりの回答の重みを揃えようとした場合、回答総数を回答者数で割った数値 2 でそれぞれの件数を割ることになります。単純にそういう作業を行った場合、改修用途別の希望者数はコンクリート 58 人、人工芝 65 人、板張り 45 人、その他 3 人となります。公平な比較のためにこうした実回答数を使った分析を行われたのでしょうか？

⑩ 令和6年1月24日の総務文教委員会でも、同日のスポーツ推進審議会でも、2月6日の全員協議会でも、中高生の55%が「残して欲しい」と回答していることから、3つの会議全てで「若者の想いを受け止めるべきではないか」という趣旨の意見が出ましたが、これに対して市は、利用頻度の調査結果で「これまでに数回程度が多い」、「利用につながっていない」「多くの市民の受益実感につながらない」という考え方を示しています。3つの用途について比較し、その結果を判断材料とするのであれば、人工芝、板張りについても、それぞれの用途への改修を望む人たちに対しても「そういう改修を行った場合、この施設をどの程度の頻度で利用するか？」という調査を行い、その結果が「中高生のスケート場の利用頻度に比べて明らかに高いからこちらを選びます」と示さなければ、中高生の理解を得られないし、片手落ちではないかという疑問があります。なにより、アンケート調査票に「わたしたちのまち、浜田市では、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の今後のあり方を検討しています。そこで浜田市内の学校に通う中・高生の皆さんのご意見を市の政策に反映するため、アンケート調査を実施いたしますのでご協力をお願いします。」と書いたことに対しての責任感が感じられず、「誠意のないやり方だな」、「市の偉い人たちのやりたい方向性と違えば、聞いてくれないんだな」という印象を多くの中高生に与えています。子育て世代の親からも「残して欲しいという子供達が多いのに、聞いただけなのか？」という声もあります。市は「その他の用途に変更した場合の利用頻度が、あなた方のスケート場の利用頻度よりも高くなるから」という客観的に信頼に足る調査結果を示さずに判断できると考えたことについて、説明責任があるのではないのでしょうか。市がどう考えているのかわかりません。

以上お忙しいところ申し訳ありませんが、よろしくお願い申し上げます。

2024年2月9日

浜田市国分町
三島 淳寛



浜田市議会議員長笹田卓様 2024年2月9日
下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

浜田市日脚町 森谷公昭

5 趣旨

複合施設の決定プロセスの説明を市民にしてほしい

陳 情 番 号	135
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

本文

歴史資料館と三つ桜跡地のものが個々に議論されていたにもかかわらず
いつのまにか2つ合わせてこども美術館の辺りに設置されるという話が新聞発表された
この2つが一緒になるという話はいつどのような過程で出来たのか？
市民にはわからない
この過程について 浜田市が市民向けに説明をするように お願いします



浜田市議会議長笹田卓様 2024年2月9日
下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

浜田市日脚町 森谷公昭

6 趣旨

スケート場が廃止の流れの中で、説明のエビデンスの具体性がないので再考を

本文

スケート場が廃止の流れになっているが
その過程の新しい冷却設備をした場合のランニングコストについて比較がされてない

また複合設備等の入客数について根拠が示されてない

似たようなところを参考にしたというところだけでも
似たようなところを示さないまま入客数の予定を計上している
これでは比較する資料として意味がない
スケート上の新しい冷却設備をした場合のランニングコストとその他の施設の入客数の根拠となるものをどこを参考にしたのか明確にしなければ 机上の空論で市役所のいいように作文をすることができる

客観的に市民がわかるように入客数をどこに参考にしたのかということを明示した上で
新しい冷却装置のランニングコストも明示し正しい比較をし

継続するなら継続する継続しないなら継続しないというようにすべきである

スケート場が必要か使用でないかというアンケートも何にどう使うかという利用の工夫を示さないままアンケートを取っている

御便殿を改造した城山用の資料館が必要か必要でないかというアンケートを取ったらほとんどの人が必要がないということになると思うが、改造しスタートした

行政は必要、必要でないだけで判断するべきではないし
アンケートを取るならばどのように使うかということも明確に示した上で
アンケートを取らなければ意味がない

陳 情 番 号	136
付 託 先 委 員 会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

新しい冷却装置を購入した場合のコスト、ランニングコストと
複合施設等の誘客数の根拠を明確にしてほしい



浜田市議会議員笹田卓様 2024年2月9日
下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

浜田市日脚町

森谷公昭

8 趣旨

人口減少ということで騒がず、人口減少の後に来るものを明確にし、
それが、騒ぐべきものかどうかを判断してほしい

陳 情 番 号	138
付 託 先 委 員 会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

本文

まず人口減少は何が問題なのかということを明確にすべきだ

この30年間人口は30%減った、

しかしGDPは変わらない、

税収は60%増えた

市の予算は300億から400億円と30%増加した

駅前の山は商店街になり夜遅くまでやっている

大型店舗も増えた

人口が増えれば保育園小学校中学校高校も増えるのは当たり前のこと

人口が減れば保育園小学校中学校高校も減るのが当たり前のこと

それに伴って教員も減るのが当たり前のこと

雨が降れば傘をさすのが当たり前

人口が減ればそれに対応するのが当たり前

人口が減ってもそれに対応することを全て悲しいことのように思うのはどうなのか

雨が降っても傘をささずに「雨が降ったら困るな濡れちゃったな」と言ってばかりいても仕方がない

人口減少したら本当に困るのは何かということを考えるべきではないかということを市役所に具体的に示すように
お願いします



浜田市議会議員長笹田卓様 2024年2月9日
下記内容を執行部へ働きかけるよう検討していただきたい。

浜田市日脚町 森谷公昭

陳 情 番 号	141
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

11 趣旨

人口減少は具体的に何が問題かを明確にしてほしい

本文

人口減少は具体的に何が問題かを明確にしてほしい

子供の声が聞こえなくて寂しいとか

人口減少そのものが大問題であるかのような認識で終わらせるべきではなく
具体的なところまで落とし込むべきである

私見だが、人口減少が問題ではない

人口減少により何が起きたか？

その起きた何かがどう問題かを考えることによって対応すべきか対応すべきでないか判断が行われることになるの
ではないか？



浜田市議会議長様

陳 情 番 号	142
付託先委員会	総務文教委員会
審 査 結 果 等	

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、スケート場として存続する場合の想定について、最も費用対効果の高い駆動方式の採用を求める陳情

サン・ビレッジ浜田アイススケート場のあり方に関する調査検討業務報告書に於いて、スケート場の冷凍機を更新した場合の事業収支シミュレーションが 50 ページに載っています。ここには、設備更新費として 1 億 9100 万円が「凍機および氷上整備車の更新、付随する電気設備等の増設」に必要と示されています。

この内容について担当課に問い合わせたところ、現在設置されているディーゼルエンジン駆動ではなく、電動機駆動（モーターで動かす）冷凍機に更新する想定でシミュレーションしているとのこと。光熱水費は年間 1900 万円かかると書かれており、令和 4 年度の実績 936 万円の実に 2 倍以上です。なぜ突然 2 倍になるのか、内訳を訊いてみると、「電動機駆動に変えるため、使用電力量が大幅に増える。高圧受電施設を大きなものに更新し、基本料金が、冷凍機が動かない 6 か月間についても毎月 70 万円かかる。冷凍機が動く 6 か月間は毎月 230 万円かかる。氷を張る月は余計に 100 万円かかる。だから 1900 万円かかる。」という説明でした。

在はかかっていない

しかし、現在設置してあるディーゼルエンジン駆動方式や、LP ガス燃料で駆動する方式で冷凍機を更新すれば、使用電力が大きく増えることは無いため、使わない月も使う月もかかる基本料金月額 70 万円(年間 840 万円)は増えないことになります。わざわざ費用対効果が悪い方式を選定することに経営的なメリットは無いため、担当課に理由を問い合わせました。担当課の回答は「現在の主流がモーター駆動だという説明を受けている」という説明でした。全国のスケート場でモーター駆動が多いからといって、サン・ビレッジ浜田アイススケート場でもその通りやらなければいけないことにはなりません。屋外アイススケート場や短期間設置されるスケートリンクは、そのためだけにキュービクルの設置などしないと思われるため、サン・ビレッジ浜田と同じ駆動方式のディーゼルエンジン冷凍機が使われている例も多いと思います。

電力料金単価は令和 5 年 3 月末まで 1kw あたり 14 円程度だったものが、令和 5 年 4 月から 29.88 円と 2 倍になっています。これに対し、灯油は平成 29 年の価格と比べても 4 割ほど上昇している状態です。

現在設置されている冷凍機の令和 4 年度の駆動に必要な灯油代は 378 万円だったので、冷凍機を更新し、稼働日数が 2 ヶ月増えたとしても、年間 700 万円に満たないと考えます。毎年のランニングコストが 1200 万円以上も高い方式をわざわざ選定して、他の用途での活用パターンと比較しては、正しい判断はできないということになります。

合理的にもっともランニングコストの低い機種や駆動方式を選定した上で、シミュ

レーションしなければ、必要な判断材料を揃えたとは言えないのではないのでしょうか。
ディーゼルエンジンなのか、LP ガス燃料なのか分かりませんが、高圧受電の設備費用も基本料金の大幅増の必要が無い方式についてもきちんと調査し、最も費用対効果の高い駆動方式を採用して、再度比較検討されるよう、執行部に働きかけてくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

2024 年 2 月 9 日

浜田市国分町

三島 淳寛



令和 6 年 3 月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（総務文教委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
 - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
 - (2) 改正のある条のみ表記
 - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
 - (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>●●●●</u> とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議 案 第 4 号	浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議 案 第 5 号	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	…	4ページ
議 案 第 6 号	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	…	5ページ
議 案 第 7 号	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	…	6ページ
議 案 第 8 号	浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	…	7ページ
議 案 第 10号	浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	…	10ページ
議 案 第 31号	浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	…	14ページ

浜田市生活路線バス条例（平成19年浜田市条例第9号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行				改正後（案）			
（運行路線等） 第2条　〔略〕 2　生活路線バスの運行回数、停留所及び運行時刻は、 規則で定める _____。 別表第1（第2条関係）				（運行路線等） 第2条　〔略〕 2　生活路線バスの運行回数、停留所及び運行時刻は、 市長が別に定め、これを公表するものとする。 別表第1（第2条関係）			
〔略〕				〔略〕			
浜田路線	櫛田原線	上櫛田原から田橋を経由する本郷橋までの間	毎日	浜田路線	櫛田原線	上櫛田原から田橋を経由する本郷橋までの間	毎日
					有福線	はまだお魚市場入口から浜田駅を経由する有福温泉までの間	毎日
金城路線	雲城美又線	福原集会所から滝原橋を経由する七条までの間	月曜日から 金曜日 まで	金城路線	金城線 _____	大元集会所から浄光寺を経由する七条までの間	月曜日から 土曜日 まで
	雲城久佐線	宇栗口からふれあい会館を経由する七条までの間	月曜日から 金曜日 まで		_____	_____	_____
	雲城久佐美又線	追原郷集会所から浄光寺を経由する七条までの間	火曜日、木曜日及び 土曜日		_____	_____	_____
〔略〕				〔略〕			

現行					改正後（案）				
三隅路線	循環線	右回り線	三保三隅駅から三隅支所及び岡見駅を経由する <u>三保三隅駅</u> までの間		月曜日から土曜日まで				
		左回り線	<u>三保三隅駅</u> から岡見駅 <u>及び三隅支所</u> を経由する三保三隅駅までの間		月曜日から土曜日まで				
	〔略〕								
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
〔略〕					〔略〕				
浜田路線		200円			浜田路線		櫛田原線		200円
							有福線		区間に応じて、200円、400円、600円又は800円のいずれか規則で定める額
〔略〕					〔略〕				
別表第3（第3条関係）					別表第3（第3条関係）				
〔略〕					〔略〕				
普通定期乗車	使用料が200円の区間	7,200円	20,520円	38,880円	普通定期乗車	使用料が200円の区間	7,200円	20,520円	38,880円

現行					改正後（案）				
券	使用料が400円の区間	14,400円	41,040円	77,760円	券	使用料が400円の区間	14,400円	41,040円	77,760円
	使用料が600円の区間	21,600円	61,560円	116,640円		使用料が600円の区間	21,600円	61,560円	116,640円
						使用料が800円の区間	28,800円	82,080円	155,520円
通学定期乗車券	使用料が200円の区間	6,000円	17,100円	32,400円	通学定期乗車券	使用料が200円の区間	6,000円	17,100円	32,400円
	使用料が400円の区間	12,000円	34,200円	64,800円		使用料が400円の区間	12,000円	34,200円	64,800円
	使用料が600円の区間	18,000円	51,300円	97,200円		使用料が600円の区間	18,000円	51,300円	97,200円
				使用料が800円の区間		24,000円	68,400円	129,600円	

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（特定任期付職員における職員給与条例等の適用除外等） 第8条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第25条及び第26条の規定の適用については、職員給与条例第25条第1項中「第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 3 〔略〕	（特定任期付職員における職員給与条例等の適用除外等） 第8条 〔略〕 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第25条及び第26条の規定の適用については、職員給与条例第25条第1項中「第10条第1項の規定に基づく規則で定める職員」とあるのは「浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年浜田市条例第40号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。 3 〔略〕

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年浜田市条例第36号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 （1）～（4） 〔略〕 3 〔略〕	（期末手当） 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となった者の受ける期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。 （1）～（4） 〔略〕 3 〔略〕

浜田市長等の給与に関する条例（平成17年浜田市条例第54号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（期末手当） 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕	（期末手当） 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及び給料月額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第19号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（定義） 第2条 この条例において「給与」とは、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。 （1） 法第22条の2第1項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。） 報酬及び期末手当 （2） 法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「常時勤務会計年度任用職員」という。） 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 及び期末手当 （常時勤務会計年度任用職員の期末手当） 第14条 給与条例第26条から第28条までの規定は、任期の定めが6月以上の常時勤務会計年度任用職員について準用する。 この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。 2・3 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 （報酬） 第17条 月額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額	（定義） 第2条 この条例において「給与」とは、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。 （1） 法第22条の2第1項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。） 報酬、期末手当及び勤勉手当 （2） 法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「常時勤務会計年度任用職員」という。） 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当 （常時勤務会計年度任用職員の期末手当） 第14条 給与条例第26条から第28条までの規定は、任期の定めが6月以上の常時勤務会計年度任用職員について準用する。 _____ 2・3 〔略〕 （常時勤務会計年度任用職員の勤勉手当） 第14条の2 給与条例第29条の規定は、任期の定めが6月以上の常時勤務会計年度任用職員について準用する。 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する任期の定めが6月以上の常時勤務会計年度任用職員に支給する勤勉手当について準用する。 （報酬） 第17条 月額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額

現行	改正後（案）
は、次の各号に掲げる任用の区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。 (1)・(2) 〔略〕 2 日額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。 3 時間額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を155で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。 （短時間勤務会計年度任用職員の期末手当） 第23条 給与条例第26条から第28条までの規定は、任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条_____において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬 _____（常時勤務会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替え	は、次の各号に掲げる任用の区分に応じ、当該各号に定める額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。 (1)・(2) 〔略〕 2 日額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。 3 時間額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を155で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。 （短時間勤務会計年度任用職員の期末手当） 第23条 給与条例第26条から第28条までの規定は、任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第26条_____第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）において、月額により報酬が定められている会計年度任用職員にあっては報酬の月額とし、日額又は時間額で報酬が定められている会計年度任用職員にあっては当該職員の受ける報酬（常時勤務会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替え

現行	改正後（案）
るものとする。 2・3 〔略〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕	るものとする。 2・3 〔略〕 <u>（短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当）</u> <u>第23条の2 給与条例第29条の規定は、任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在において、月額により報酬が定められている会計年度任用職員にあっては報酬の月額とし、日額又は時間額で報酬が定められている会計年度任用職員にあっては当該職員の受ける報酬（常時勤務会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u> <u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員に支給する勤勉手当について準用する。</u>

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
別表第20（第2条関係）			別表第20（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
3〔略〕 (1)～(4)〔略〕			3〔略〕 (1)～(4)〔略〕		
(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査			(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査		
ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>118万円</u>	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>145万円</u>
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>141万円</u>	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>172万円</u>
ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>159万円</u>	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>192万円</u>

現行			改正後（案）		
エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>195万円</u>	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>236万円</u>
オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>227万円</u>	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>274万円</u>
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>455万円</u>	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>564万円</u>
キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>582万円</u>	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>724万円</u>
ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>707万円</u>	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>879万円</u>
(6)～(12)〔略〕			(6)～(12)〔略〕		

現行			改正後（案）		
別表第22（第2条関係）			別表第22（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
1〔略〕 (1)〔略〕			1〔略〕 (1)〔略〕		
(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。_____第2項及び第10項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの			(2) 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。 <u>以下この号、</u> 第2項及び第10項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの		
<u>ア 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備</u>	1件	9万1,000円	<u>ア 当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者</u>	1件	6,000円
<u>イ 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備</u>	1件	7万5,000円	<u>イ ア以外の者</u>		
<u>ウ 処理容積が100万立方メートル以上</u>	1件	6万円	<u>（ア） 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備</u>	1件	9万1,000円
			<u>（イ） 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備</u>	1件	7万5,000円
			<u>（ウ） 処理容積が100万立方メートル以上</u>	1件	6万円

現行			改正後（案）		
<u>500万立方メートル未満の設備</u>			<u>上500万立方メートル未満の設備</u>		
<u>エ 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>4万4,000円</u>	<u>（エ） 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>4万4,000円</u>
<u>オ 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>2万7,000円</u>	<u>（オ） 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>2万7,000円</u>
<u>カ 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>2万1,000円</u>	<u>（カ） 処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>2万1,000円</u>
<u>キ 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>1万6,000円</u>	<u>（キ） 処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>1万6,000円</u>
<u>ク 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>1万3,000円</u>	<u>（ク） 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>1万3,000円</u>
<u>ケ 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>1万1,000円</u>	<u>（ケ） 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>1万1,000円</u>
<u>コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>7,400円</u>	<u>（コ） 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備</u>	<u>1件</u>	<u>7,400円</u>
(3) 〔略〕			(3) 〔略〕		

現行	改正後（案）																																
（補償基礎額） 第5条　〔略〕 2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）　〔略〕 （2）　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3・4　〔略〕 別表（第5条関係）	（補償基礎額） 第5条　〔略〕 2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）　〔略〕 （2）　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,100円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3・4　〔略〕 別表（第5条関係）																																
<table><tr><td colspan="4">〔略〕</td></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>12,440</td><td>13,320</td><td>14,200</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,670</td><td>11,550</td><td>12,440</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>8,900</td><td>9,790</td><td>10,670</td></tr></table>	〔略〕				団長及び副団長	12,440	13,320	14,200	分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440	部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670	<table><tr><td colspan="4">〔略〕</td></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>12,500</td><td>13,350</td><td>14,200</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,800</td><td>11,650</td><td>12,500</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,100</td><td>9,950</td><td>10,800</td></tr></table>	〔略〕				団長及び副団長	12,500	13,350	14,200	分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500	部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800
〔略〕																																	
団長及び副団長	12,440	13,320	14,200																														
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440																														
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670																														
〔略〕																																	
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200																														
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500																														
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800																														

令和 5 年度第 2 回地域の日について

市長が直接伺い、政策に反映させることを目的として、各地域の中学校等を訪問し、生徒等との意見交換を行いました。

(弥栄地域は、農事組合法人 Dream Agri の理事等と意見交換を実施)

1 開催状況

地域	開催日	場所	時間	対象者
浜田	12 月 22 日(金)	第三中学校 (1 階 大会議室)	午後 1 時 40 分 ～午後 3 時	3 年生(86 人)
金城	12 月 14 日(木)	金城中学校 (2 階 多目的室)	午後 1 時 50 分 ～午後 2 時 40 分	2 年生(37 人)
旭	12 月 20 日(水)	旭中学校 (3 階 3 年教室)	午後 1 時 50 分 ～午後 2 時 40 分	3 年生(19 人)
三隅	12 月 8 日(金)	三隅中学校 (1 階 多目的室)	午後 2 時 10 分 ～午後 2 時 55 分	3 年生(40 人)
弥栄	12 月 13 日(水)	杵束まちづくり センター集会室	午後 6 時 30 分 ～午後 8 時	農事組合法人 Dream Agri (8 人)

※市側出席者 市長、教育長、教育部長、各支所支所長 ほか

2 各地域の主な意見・要望

地域	主な意見・要望	
浜田	・スポーツ施設等の充実 (屋外バスケットコート、バッティングセンター、全天候型陸上競技場) ・大型商業施設や映画館の出店	・働く場の確保 ・地元イベント・祭りの復活 ・J R の運行本数の増加
金城	・観光スポットや特産品の PR ・交通網 (バス便等) の整備 ・スポーツ施設等の充実 (ボルダリング等アーバンスポーツ施設)	・医療、子育て環境の充実 ・働く場の確保、職場環境の改善 ・店舗、商業施設の充実
旭	・企業誘致で若者の U I ターン促進 ・交通網 (バス便等) の整備 ・市内高校への通学用路線バスの充実	・都市部のような店舗 (映画館・駅前商店街の賑わい) ・子育てしやすい環境
三隅	・少女レイとのコラボによる観光客誘致 ・ラップによる浜田市 PR ・高校の授業料無償化	・子どもの遊び場整備検討 (大規模広場) について
弥栄	・大型機械取得への支援 ・農業資材高騰に対する支援 ・有害鳥獣被害への対策支援	・収益確保、経営基盤の強化 ・農業従事者が働きやすい環境整備 ・次世代の担い手確保

令和 5 年度「ふるさと浜田の集い」及び 大野隆氏・竹内直紀氏の「浜田 PR 大使」委嘱について

1. 令和 5 年度「ふるさと浜田の集い」

在京浜田会、関東あさひ会、関東弥栄会、東京三隅会の 4 出身者会が合同で「ふるさと浜田の集い」を開催されました。

- (1) 開催日時 令和 6 年 3 月 2 日（土）12 時～15 時
- (2) 会 場 アルカディア市ヶ谷 3 階「富士の間」（千代田区九段北）
- (3) 参加者 122 名（在京浜田会 44 名、関東あさひ会 8 名、関東弥栄会 31 名、東京三隅会 24 名、来賓 15 名）
- (4) 内 容 集いの中で以下のとおり浜田 PR 大使委嘱状の交付を行いました。



市長祝辞



石見神楽東京社中による神楽の上演

2. 浜田 PR 大使の委嘱

本市出身などの関わりがあり、様々な分野で活躍されている方を「浜田 PR 大使」に委嘱し、本市の知名度及びイメージの向上につながる活動をお願いしています。

この度、浜田市出身の声楽家でコーラスグループ「フォレスト」メンバーとしても「BS 日本・こころの歌」などで活躍されている大野隆氏、竹内直紀氏に「浜田 PR 大使」を委嘱することとしました。

お二人は、石央文化ホールで毎年開催されているニューイヤーコンサートにも出演されています。



大野隆氏（左）竹内直紀氏（右）

(1) 大野隆氏プロフィール

1970 年生まれ 長沢町出身
浜田少年少女合唱団 3 期生
浜田高等学校、東京音楽大学声楽科卒業
武蔵野音楽大学大学院修了
スロバキア国際音楽コンクール入賞
チェコ国際音楽コンクール声楽部門第 1 位

(2) 竹内直紀氏プロフィール

1970 年生まれ 長沢町出身
浜田少年少女合唱団 3 期生
京都市立芸術大学音楽学部管打楽専修卒業
同大学大学院音楽研究科声楽専攻修了
第 4 回万里の長城国際音楽コンクール第 1 位
第 1 回エルピス声楽コンクール第 1 位

(3) 浜田 PR 大使について

以下の 6 名に全国的な知名度を活かして PR 活動をしていただいています。

氏 名	経歴等	委嘱日
山崎 ていじ	三隅町出身。元プロボクサー。演歌歌手。	平成 25 年 4 月 29 日
千葉 すず	元競泳女子日本代表。石州半紙 PR 大使、アクアみすみイベントアドバイザー。	平成 28 年 7 月 1 日
寺戸 伸近	三隅町出身。元プロキックボクサー。	平成 30 年 3 月 29 日
金山 友紀	久代町出身。元フットサル選手。	平成 30 年 4 月 3 日
池端 克章	シンガーソングライター。石見神楽を題材にした楽曲「OROCHI」を作詞作曲。	令和元年 8 月 23 日
佐々岡 真司	金城町出身。元プロ野球選手。2022 年シーズンまで広島東洋カープ監督を務める。	令和 5 年 3 月 27 日

浜田市地域公共交通計画について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づき、浜田市地域公共交通活性化協議会での協議を経て、次のとおり「浜田市地域公共交通計画」を策定しましたので報告します。

1 浜田市地域公共交通計画について【資料 1】

(1) 計画策定の趣旨

活性化再生法に基づいた「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするための公共交通政策のマスタープランを示すこと。

(2) 計画期間

令和 6 年度～令和 11 年度 [6 年間]

2 パブリックコメント等の結果について

(1) 意見の募集期間

令和 5 年 12 月 25 日～令和 6 年 1 月 25 日

(2) 意見提出件数

なし

3 計画(案)からの変更点について

浜田市地域公共交通計画(案)からの変更一覧のとおりに【資料 2】

4 策定経過

時期		地域公共交通活性化協議会	議会、市民からの意見聴取
R5	7 月	・第 1 回会議(10 日) ・利用者部会(10 日)	
	9 月		・市民アンケート調査(4 日～25 日)
	10 月	・第 2 回会議(25 日)	
	12 月	・第 3 回会議(15 日)	・総務文教委員会(11 日)[方針説明] ・全員協議会(19 日)[方針説明] ・パブリックコメント(25 日～1 月 25 日)
R6	1 月		・総務文教委員会(24 日)[中間報告]
	2 月	・第 2 回利用者部会(13 日) ・第 4 回会議(22 日) ・計画策定(29 日)	・全員協議会(6 日)[中間報告]
	3 月		・総務文教委員会(6 日)[策定報告] ・全員協議会(18 日)[策定報告]

浜田市地域公共交通計画

～未来の市民生活を支える地域公共交通～



令和6年2月



市長メッセージ



地域公共交通は、市民生活を支える必要不可欠な社会基盤であります。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進展、自家用車を移動手段の主軸とするライフスタイルの定着などから利用者は減少傾向にあり、これに伴う路線の廃止や縮小、サービスの低下で更なる利用者減少を招いています。

また、利用者数の減少に加えて、近年は、交通事業者の運転者不足や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化、社会情勢による物価高騰などにより地域公共交通を取り巻く環境は、ますます厳しいものになっております。

一方、地域公共交通は、自身で移動手段を持たない市民の通院・通学や買物などの日常生活において欠かせない移動手段であり、将来にわたって維持・確保することがこれまで以上に重要になっております。

こうした背景を踏まえ、利便性・効率性を確保しながらも、持続可能な地域公共交通を構築するため、『未来の市民生活を支える地域公共交通』を基本方針とする浜田市地域公共交通計画を策定しました。

本計画に掲げる事業を推進するためには、市民の皆様、交通事業者、行政等が一体となって取り組む必要があります。多様な主体の相互協力の下、未来につなげる地域公共交通を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なお力添えを頂いた浜田市地域公共交通活性化協議会の委員の皆様を始め、貴重なご意見・ご提案を頂きました関係者の皆様、市民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和6年2月

浜田市長 久保田 章 市

目 次

はじめに	1
第1章 浜田市の現状整理	3
1 人口と高齢化率	3
2 移動の目的地となる立地状況	7
3 地域の道路網	11
4 上位・関連計画におけるまちづくりの方向性	12
第2章 地域公共交通の現状整理	15
1 地域公共交通の整備状況	15
2 地域公共交通の利用状況	20
3 その他の移動手段・移動支援施策の状況	28
4 地域公共交通に係る収支・財政負担の状況	32
5 交通事業者の現状	34
第3章 市民の移動実態・地域公共交通に対する意識・ニーズ	36
1 市民アンケート調査の概要	36
2 回答者の属性	36
3 移動の状況	37
4 地域公共交通の利用状況	43
5 敬老福祉乗車券の利用状況	45
6 今後の浜田市における地域公共交通の維持確保や取組への意向	46
第4章 地域公共交通に関する課題整理	48
1 第2次公共交通再編計画における事業とその実施状況	48
2 地域公共交通の課題	51
第5章 計画の基本方針と目標	53
1 計画の基本方針	53
2 計画の目標	53
3 地域公共交通ネットワークのイメージと位置付け・役割	54
第6章 計画に掲げる事業	56
1 「市民の生活を支える地域公共交通（目標1）」に対応する事業	56
2 「人にやさしい地域公共交通（目標2）」に対応する事業	58
3 「未来につなげる地域公共交通（目標3）」に対応する事業	59
4 「持続可能な地域公共交通（目標4）」に対応する事業	61
第7章 計画のモニタリング方法と評価指標	62
1 目標に対する評価指標	62
2 計画の達成状況に関する進捗管理	64
運行路線一覧（令和6（2024）年4月時点）	65
計画策定の経過	68
浜田市地域公共交通計画活性化協議会委員名簿	69
用語解説	70

はじめに

■ 計画策定の背景・目的

本市では、平成 31（2019）年 3 月に策定した「第 2 次浜田市地域公共交通再編計画（以下「第 2 次公共交通再編計画」という。）」に基づき、公共交通空白地への対応や市街地を中心とした路線再編、敬老福祉乗車券制度の導入や地域公共交通の利用環境整備等に取り組んできました。一方で、少子高齢化や人口減少、これらに起因した利用者の減少のほか、運転者の不足や高齢化等の問題など地域公共交通を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。

また、令和 2（2020）年 11 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」において、令和 6（2024）年 6 月末までに地方公共団体において地域公共交通に関するマスタープランとなる計画「地域公共交通計画」（法定計画）を策定することが努力義務となりました。

これらのことから第 2 次公共交通再編計画の更新のタイミングも踏まえて、効率的かつ効果的で持続可能な交通体系の構築を目的に、今後の取組における指針となる地域特性に応じた新たな「地域公共交通計画」を策定することとしました。

■ 計画の位置付け

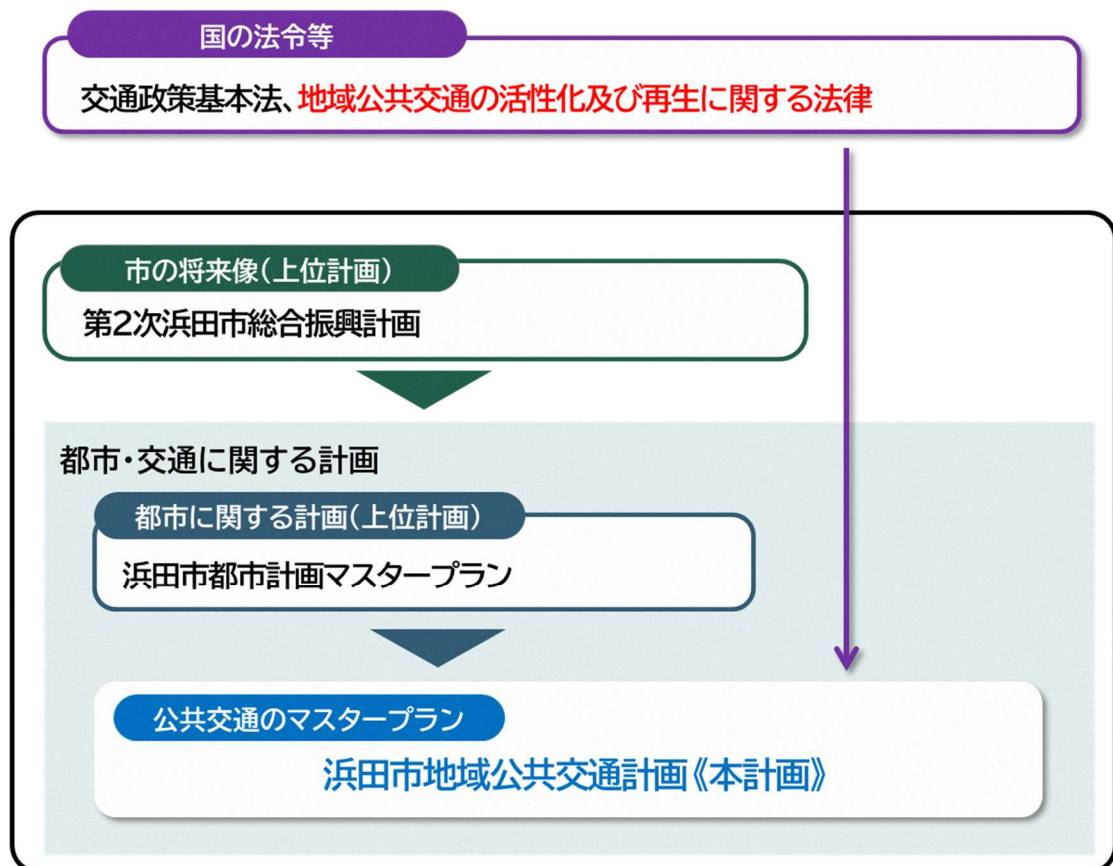


図 1 地域公共交通計画の位置付け

■ 計画期間

令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間とします。

■ 計画の範囲

浜田市全域

■ SDG s（持続可能な開発目標）の理念と地域公共交通について

SDG sとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDG sは、17 の目標とそれに紐づく 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

本計画では SDG s の理念を取り込み、本市の実情に合わせた目標を設定し、多種多様な取組を通じて SDG s の目標を達成していくことを目指します。



図 2 SDG s（持続可能な開発目標）

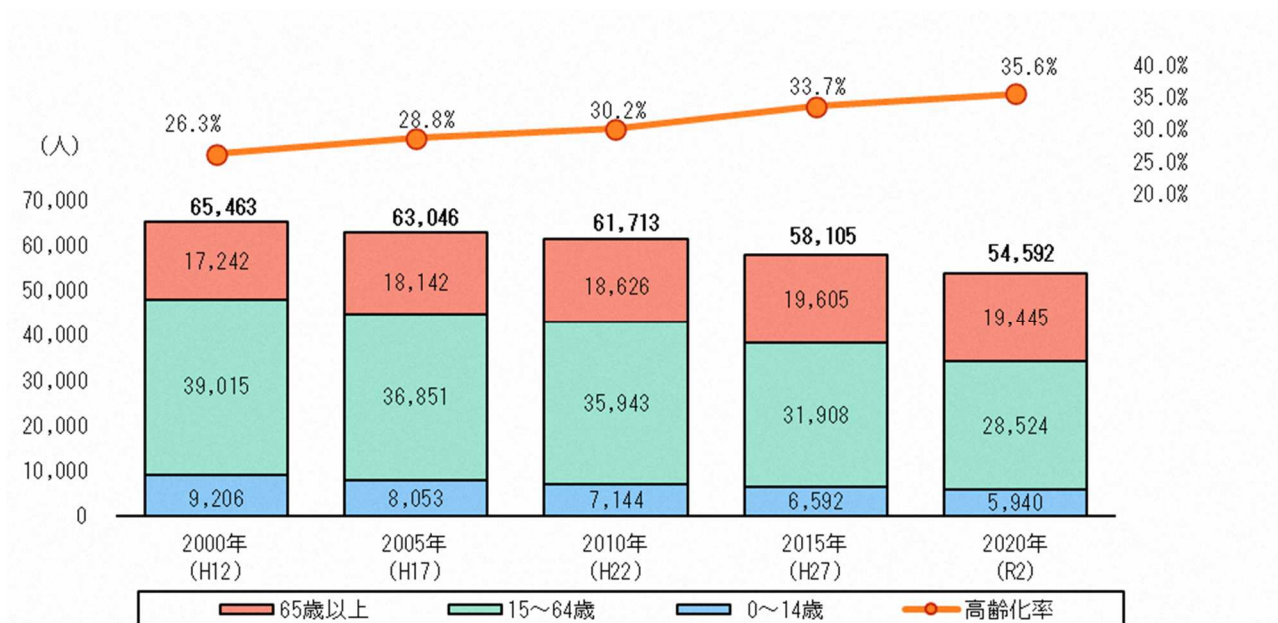
第1章 浜田市の現状整理

1 人口と高齢化率

(1) 人口動向

ア 人口推移

- 令和2（2020）年国勢調査の人口は約54,592人と、平成22（2010）年からの10年間で約7,100人（約12%）減少しています。
- 令和2（2020）年の高齢化率（65歳以上の人口割合）は35.6%と、平成22（2010）年からの10年間で5.4ポイント上昇しており、高齢化が進んでいる状況です。
- 地域別の人口について、令和2（2020）年までの10年間の増減率で見ると、旭地域と弥栄地域が20%台以上と大きく減少しています。
- 令和5（2023）年9月時点の住民基本台帳での総人口は49,907人となっており、現時点で50,000人を下回っている状況です。



資料：国勢調査、令和4（2022）年度統計はまだ

図3 人口推移

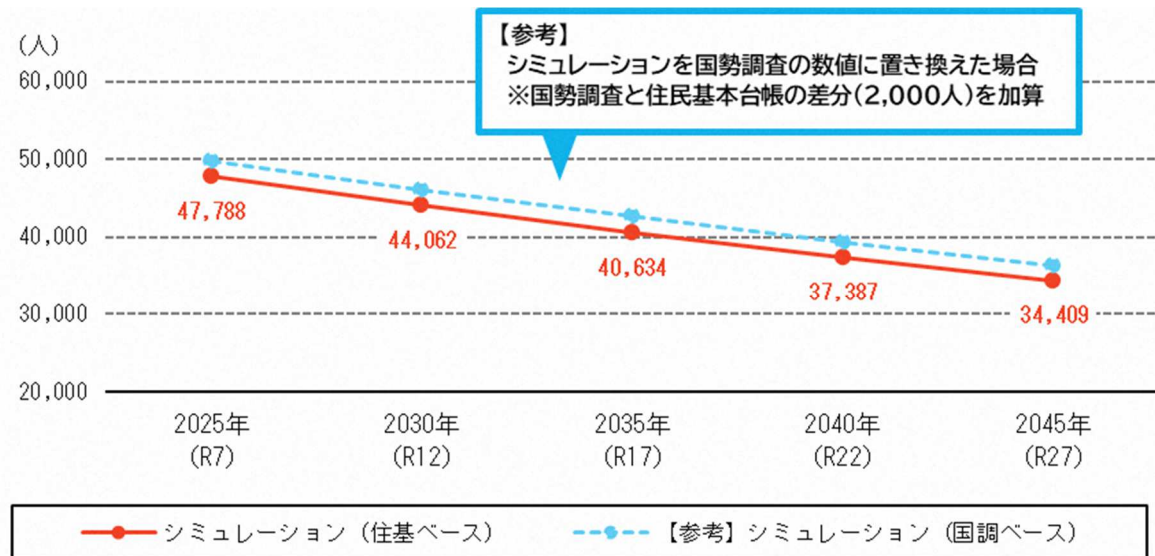
表1 地域別人口

地域	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	増減比	
					2010年 (H22)比	2015年 (H27)比
浜田	45,910	43,905	41,777	39,370	-10.3%	-5.8%
金城	4,976	4,622	4,426	4,088	-11.6%	-7.6%
旭	2,978	4,888	4,243	3,510	-28.2%	-17.3%
弥栄	1,612	1,494	1,343	1,168	-21.8%	-13.0%
三隅	7,570	6,804	6,316	6,456	-5.1%	2.2%
浜田市全体	63,046	61,713	58,105	54,592	-11.5%	-6.0%

資料：国勢調査

イ 人口シミュレーション

- 第2次浜田市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）では、住民基本台帳をベースとした人口シミュレーション（人口推計）を行っており、令和12（2030）年には総人口は44,062人まで減少すると予想しています。



資料：第2次浜田市総合振興計画（人口ビジョン）

図4 人口シミュレーション

(2) 人口分布

- 浜田駅を中心に市街地が形成されるとともに、国府地区から周布地区にかけて国道 9 号及び JR 山陰本線沿線に人口が集積しています。
- 金城支所、旭支所及び三隅支所周辺にも集積がみられます。

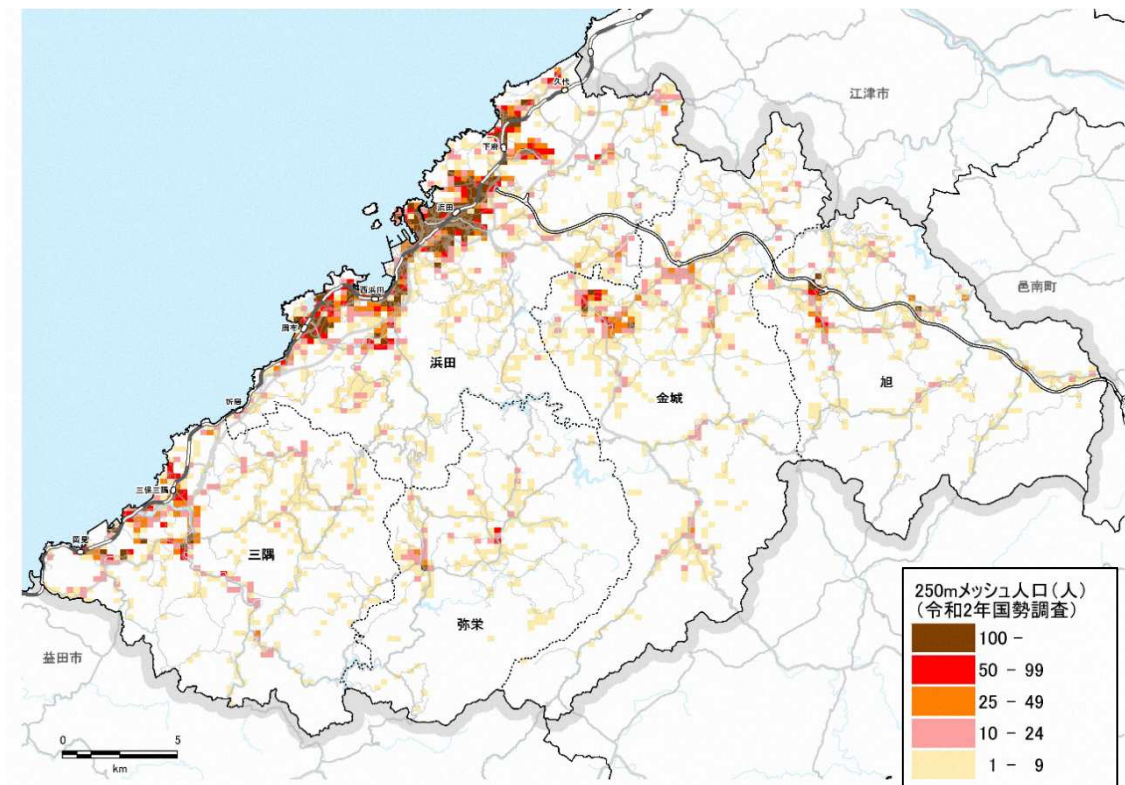


図 5 人口分布

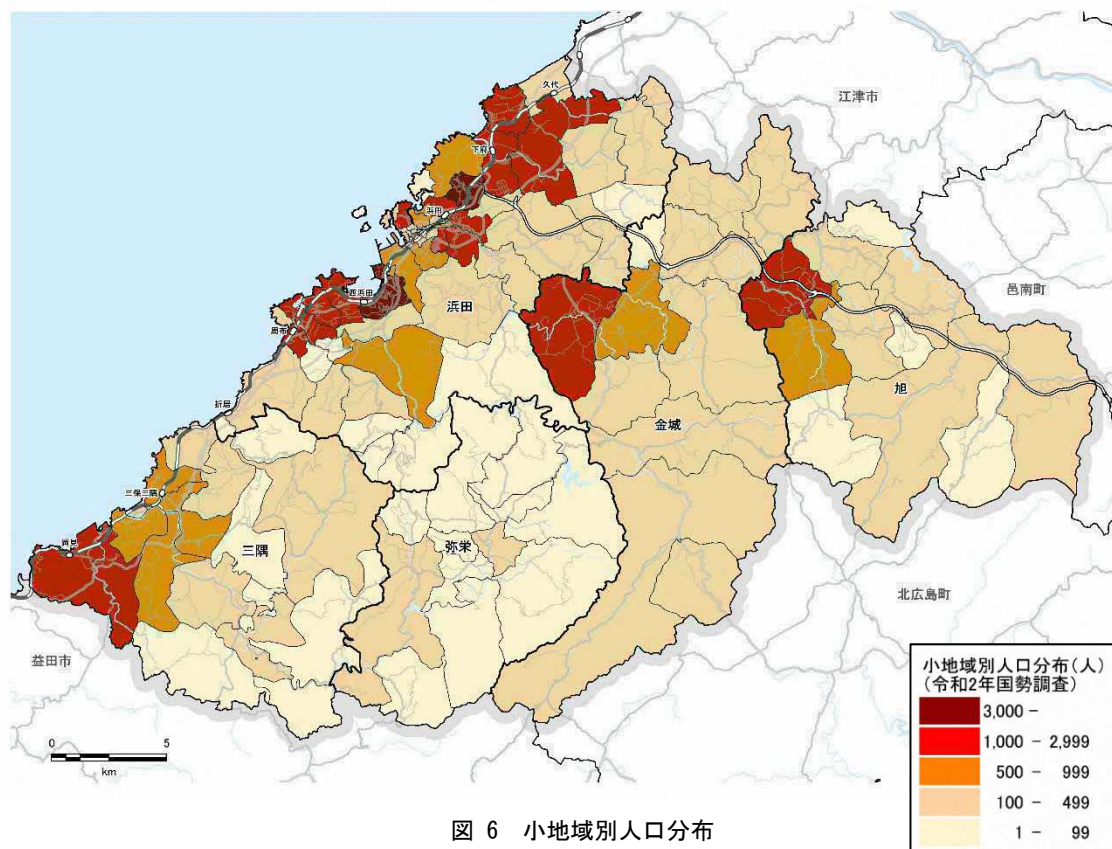


図 6 小地域別人口分布

(3) 高齢化の状況

- 地域の中心部から離れた地区において、高齢者人口の割合が比較的高くなっています。
- 地域別に見ると、金城地域、旭地域、弥栄地域及び三隅地域においては、高齢者人口の割合が 50% の地区が地域の大部分を占めています。

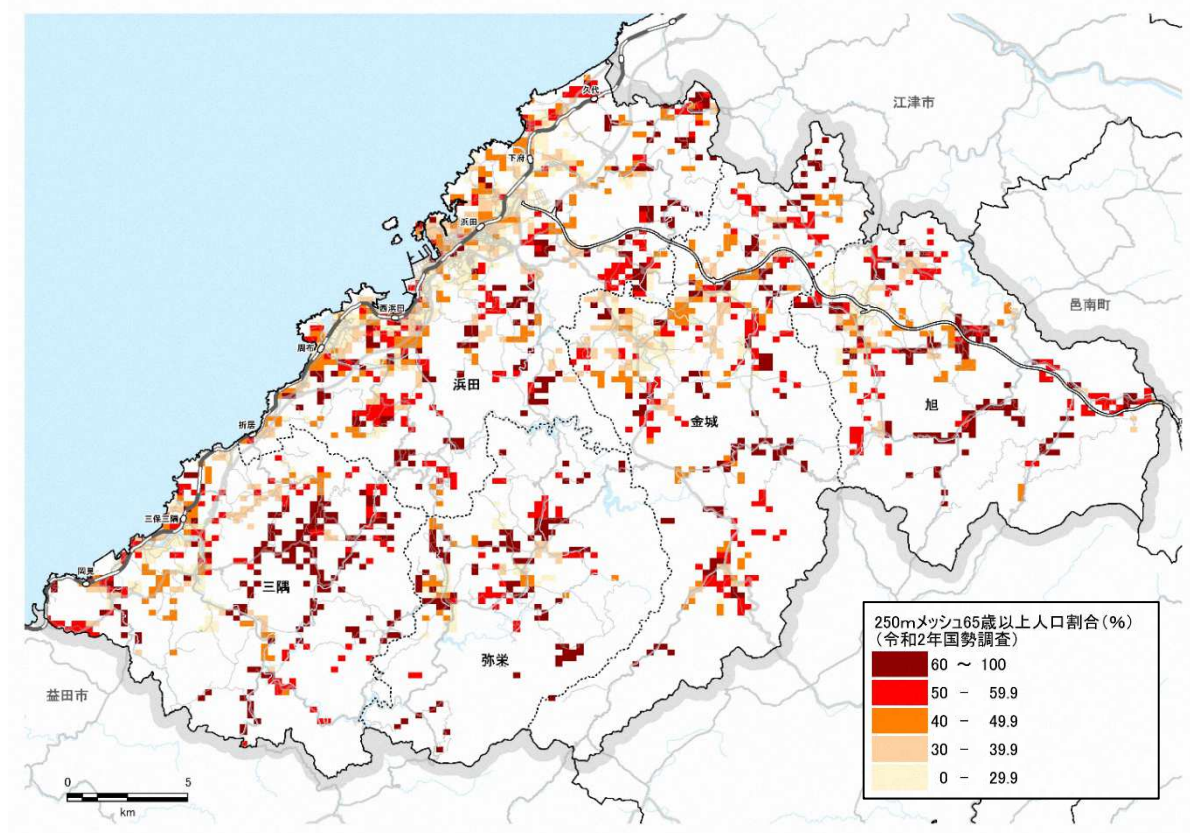


図 7 高齢者（65 歳以上）人口分布

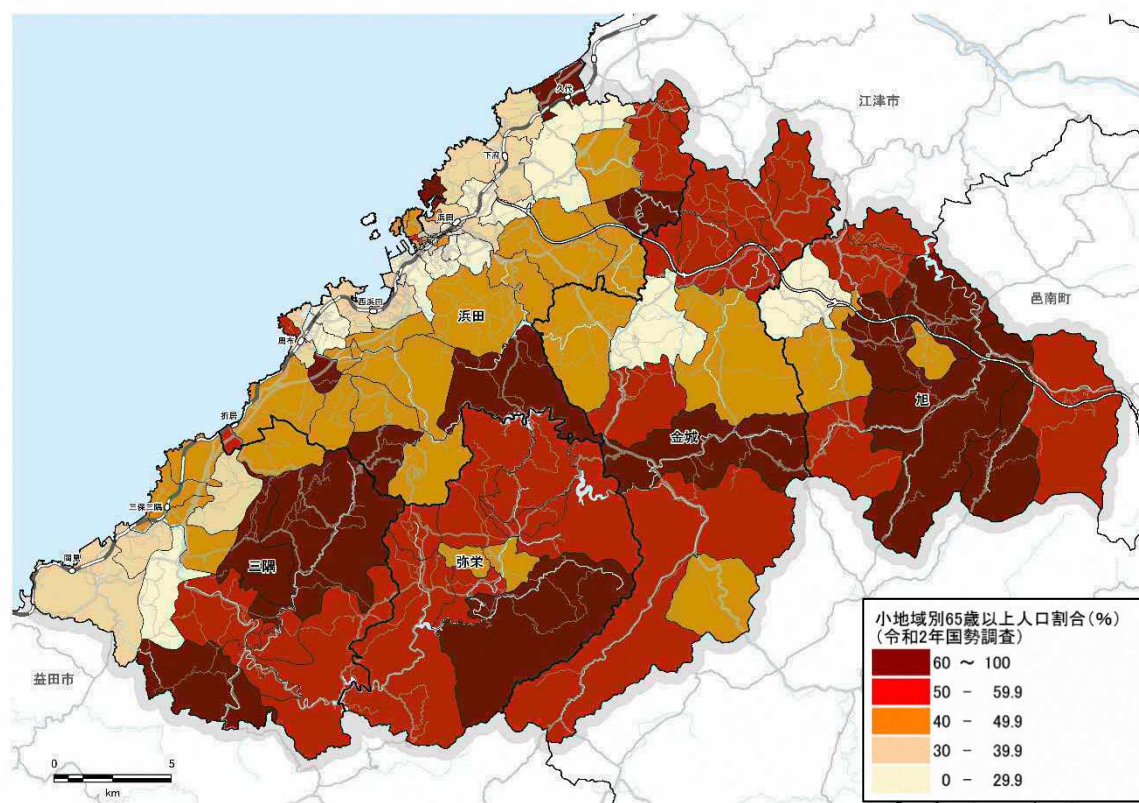


図 8 小地域別高齢者（65 歳以上）人口分布

(3) 医療機関

- 浜田地域及び三隅地域は複数の病院や診療所（クリニック）が立地している一方、その他の地域は比較的に数が少なく、特に弥栄地域は1か所のみ立地しています。
- 浜田地域の中心部においては規模の大きい病院だけでなく、様々な病院や診療所（クリニック）、歯科診療所が集積しています。

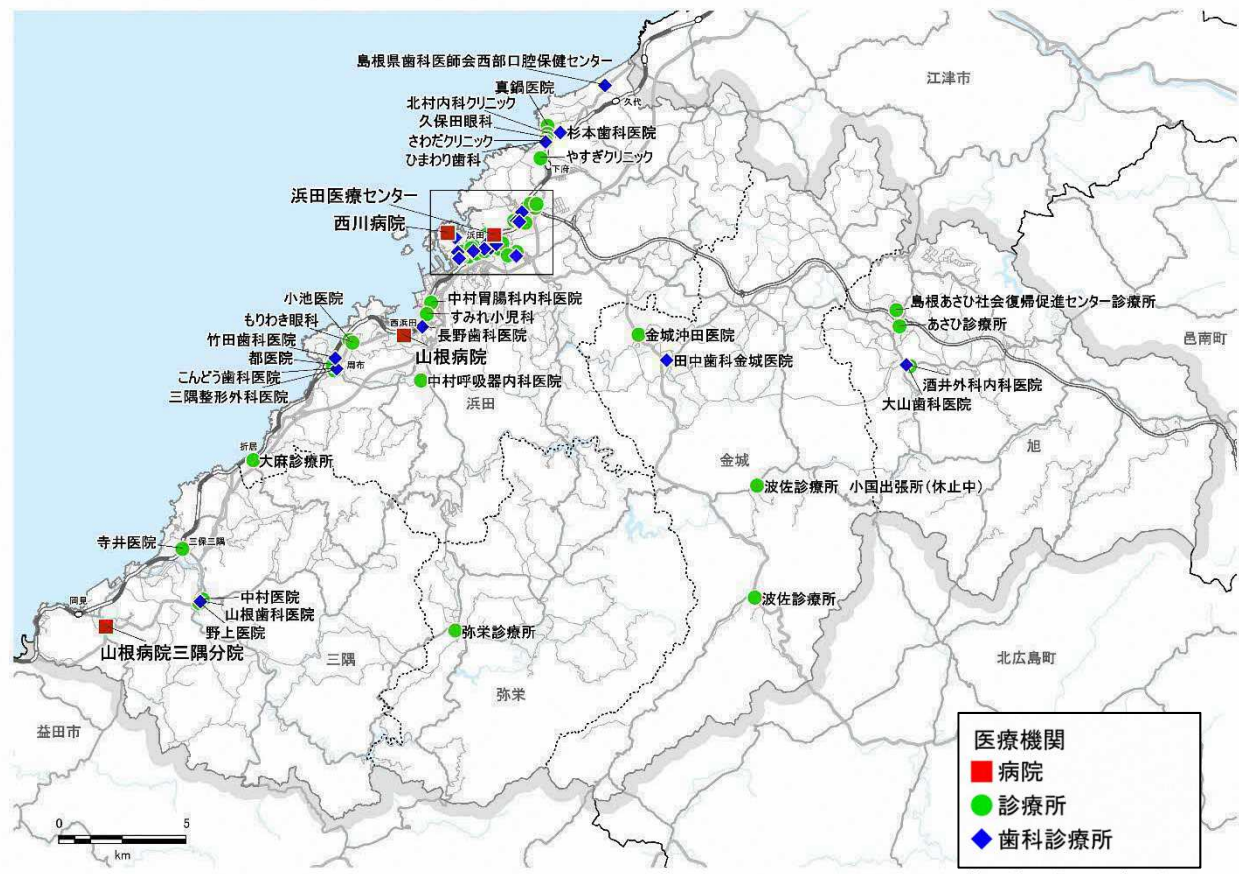


図 11 医療機関の立地状況

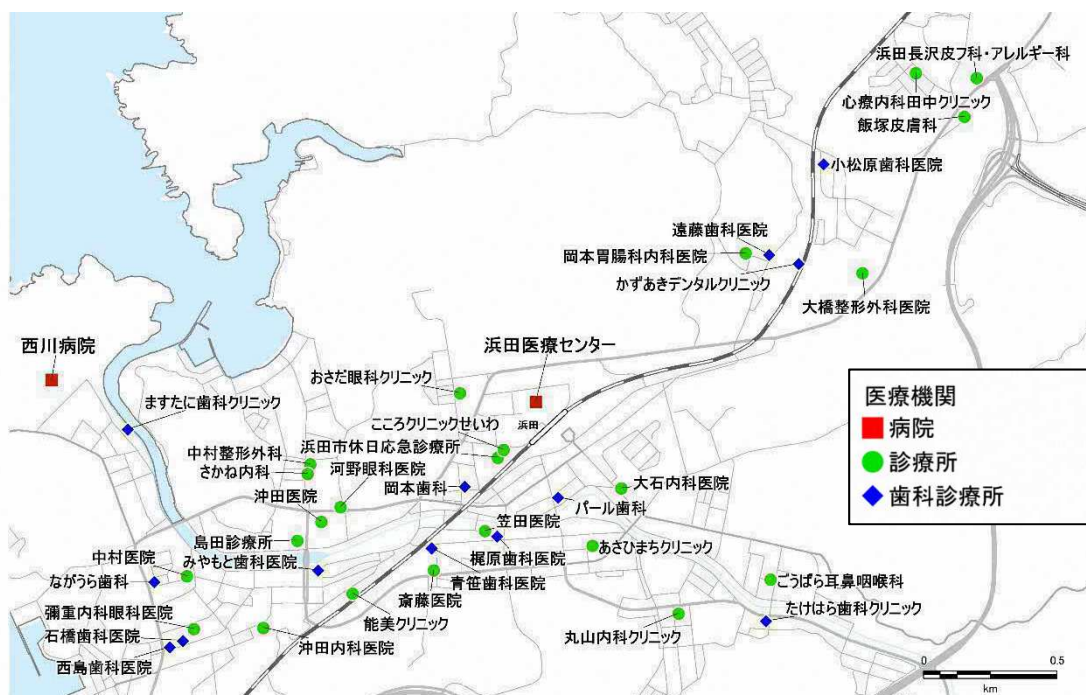


図 12 医療機関の立地状況（市中心部）

(4) 商業施設

- 商業施設の多くが浜田地域に集積しています。
- 金城地域、旭地域、弥栄地域及び三隅地域では、スーパー（個人商店を除く。）は地域の中心部に、1～2 店舗立地しています。

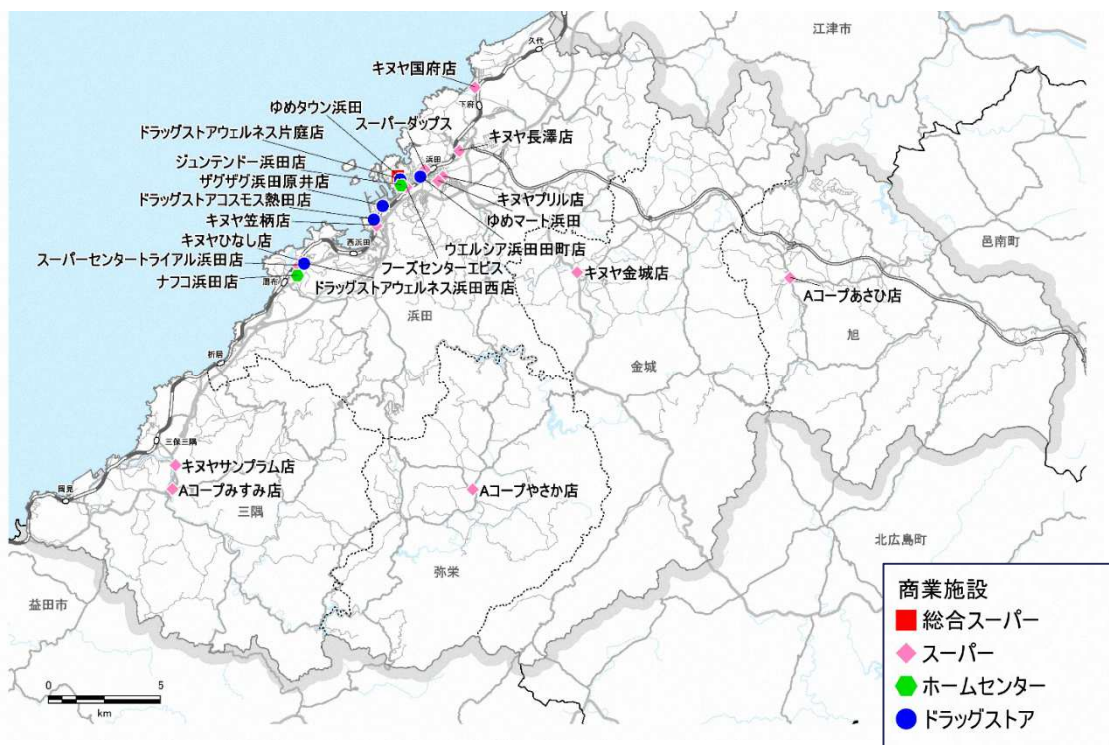


図 13 商業施設の立地状況（個人商店等を除く。）

(5) 観光資源

- 多くの観光施設が国道 9 号沿線に立地しています。
- 金城地域及び旭地域の観光施設においては、金城スマート IC（平成 16（2004）年から開設）により浜田道からのアクセスがしやすくなっています。



図 14 観光資源の立地状況

(6) 各地域における機能集積状況

- 浜田地域の中心部や国道9号沿線において、比較的多くの機能集積があります。
- 金城地域、旭地域、弥栄地域及び三隅地域においては、各施設が地域の中心部に集積しており、山間部の地区では集積数が少なくなっています。

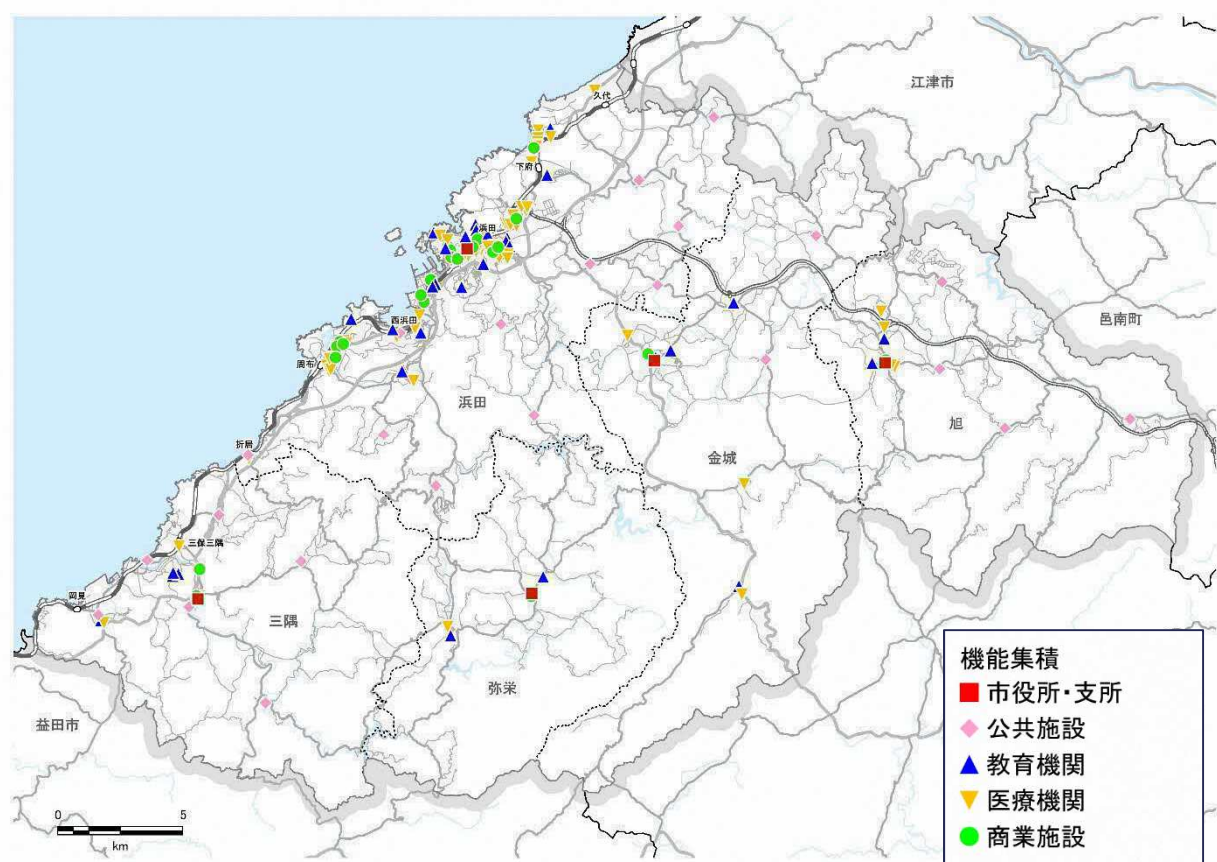


図 15 機能（主要施設）集積状況

3 地域の道路網

- 国道 9 号が市の海岸部を東西に、国道 186 号が南北に走り、その他 9 つの主要地方道を中心に道路網が形成されています。
- 国道 9 号と並行して山陰自動車道が走り、市の東部を南北に浜田自動車道が走っています。
- 計画的に道路整備が進められていますが、令和 2（2020）年時点の道路改良率（56.6%）は島根県平均（60.3%）をやや下回っています。

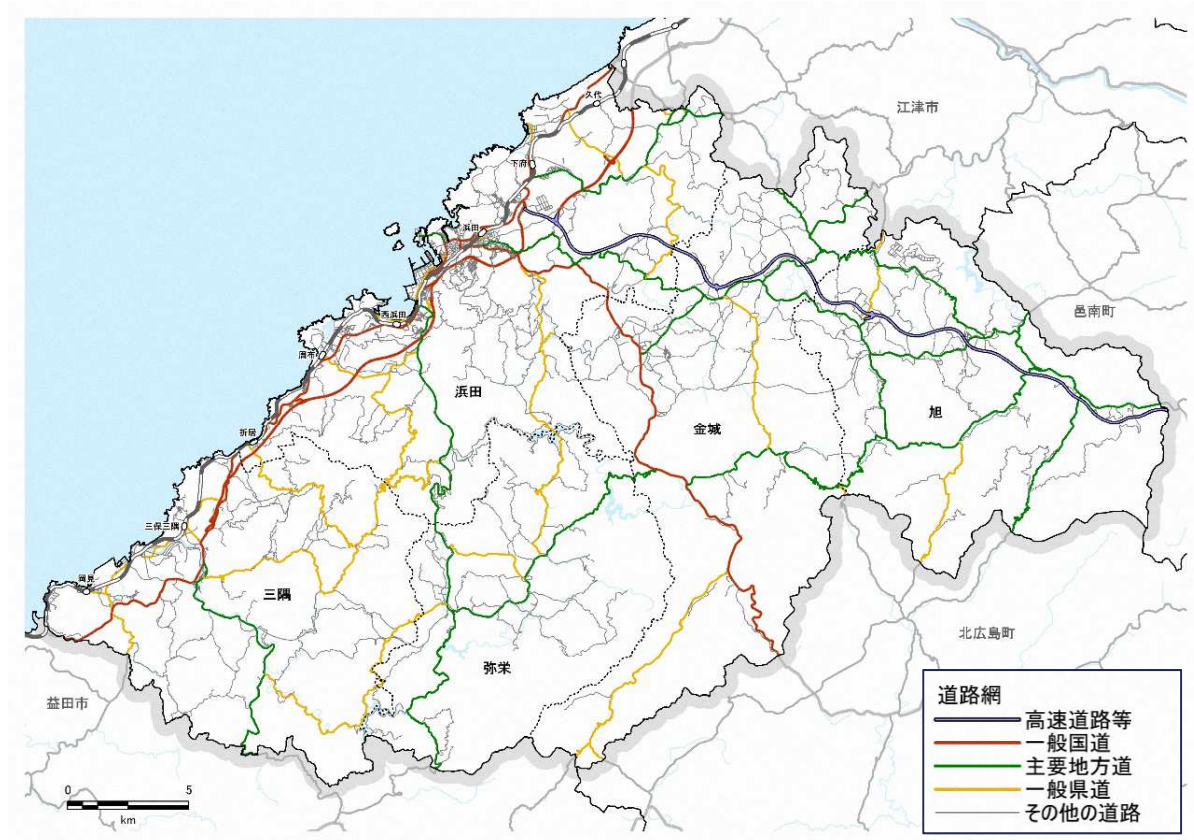


図 16 道路網

表 2 道路改良率・舗装率

	総数		国道		県道		市町村道	
	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率
島根県	60.3%	83.2%	97.3%	100.0%	74.3%	98.8%	55.6%	79.5%
浜田市	56.6%	92.1%	100.0%	100.0%	75.0%	99.3%	50.3%	90.1%

資料：令和 2 年（2020）島根県統計書

4 上位・関連計画におけるまちづくりの方向性

(1) 第2次浜田市総合振興計画・後期基本計画(令和4(2022)年3月策定)

ア 市の将来像とまちづくりの基本方針と将来像

基本方針	浜田らしい魅力あるまちづくり 協働による持続可能なまちづくり 近隣自治体と連携し、県西部の発展をリードするまちづくり
将来像	住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田 ～ 豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にすまち ～
計画期間	基本構想:平成28(2016)年度～令和7(2025)年度《10年間》 後期基本計画:令和4(2022)年度～令和7(2025)年度《4年間》

イ 地域公共交通に関する方針

後期基本計画のまちづくり大綱では、「生活基盤が整った快適に暮らせるまち【生活基盤部門】」内の施策大綱（総合戦略の基本方向）として「公共交通の充実」を掲げており、次の基本方針に基づいて主要施策を設定しています。

基本方針	● 地域の特性に対応し、高齢者等の公共交通利用者のニーズに合った交通手段を確保します。 ● 需要に応じた効率的で持続可能な交通体系の構築を目指します。 ● 公共交通を利用しやすい環境づくりや利用促進に取り組みます。
------	---

ウ 地域公共交通に関する施策の内容

施策名	施策の内容	主な事業・取組
高齢者等のニーズに応じた交通手段の確保	● 市民や交通事業者と連携し、高齢者等に配慮した「ドア・トゥ・ドア型」の交通手段を確保する。 ● 敬老福祉乗車券交付事業を継続し、高齢者等の外出に係る経済的負担を軽減することで、外出意欲の増進を図る。	● コミュニティワゴン運送支援事業 ● あいのりタクシー等運行支援事業 ● 敬老福祉乗車券交付事業
効率的で持続可能な交通体系の構築	● 通勤や通学等の市民生活に必要な公共交通を将来にわたって維持確保するため、需要に応じた効率的で持続可能な交通体系を構築する。 ● 生活路線バス及び予約型乗合タクシーについては、定期的に運行計画の見直しを行い、利用者のニーズへの対応と財政負担の軽減を図る。	● 路線バス確保対策事業 ● 生活路線バス運行事業 ● 予約型乗合タクシー運行事業
利用しやすい交通環境の整備	● バス停の待合環境の改善や、乗り継ぎしやすいダイヤの設定、高齢者等の利用に配慮した車両の導入等により公共交通利用者の利便性を向上する。 ● 地域経済の活性化を意識した新たな利用促進の仕組みづくり等を推進し、公共交通利用者の減少を抑制する。	● バス停整備事業 ● 生活路線バス車両整備事業 ● 地域公共交通活性化協議会事業

エ 地域公共交通に関する計画の数値指標

施策名	目標	現状値 R2 年度 (2020)	目標値 R7 年度 (2025)	目標・指標の説明
1. 高齢者等のニーズに応じた交通手段の確保	交通手段の確保に取り組むまちづくり活動団体数の増加	3 団体	18 団体	コミュニティワゴン運送支援事業又はあいのりタクシー等運行支援事業を活用して交通手段の確保に取り組むまちづくり活動団体の数
	敬老福祉乗車券交付事業の申請者数の増加	年間 3,176 人	16,000 人	敬老福祉乗車券交付事業の申請者数の令和 4(2022)～7(2025)年度の累計
2. 効率的で持続可能な交通体系の構築	生活路線バスの利用者数の維持	22,760 人	22,760 人以上	生活路線バスの年間利用者数
	予約型乗合タクシーの利用者数の維持	3,816 人	3,816 人以上	予約型乗合タクシーの年間利用者数
3. 利用しやすい交通環境の整備	環境整備を実施したバス停数の増加	6 か所	9 か所	市がベンチや上屋の設置等、環境整備に取り組んだバス停数の平成 28(2016)年度以後の累計
	公共交通利用促進策の増加年間	年間 1 事業	14 事業	公共交通の利用促進を図るために取り組む事業数の令和 4(2022)～7(2025)年度の累計

(2) 浜田市都市計画マスタープラン(令和 4(2022)年 3 月策定)

ア 将来都市像と都市づくりの基本理念

将来像	自然・歴史・文化と調和した快適な都市空間と賑わいのあるまち・浜田
基本理念	1. 島根県西部の発展に貢献する都市づくり 2. 機能の集約・連携による持続可能な都市づくり 3. 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり 4. 多様な地域の個性を生かした都市づくり 5. 自然環境と町並みが共生する都市づくり 6. 市民等との協働による都市づくりする都市づくり
計画期間	令和 4(2022)年度～令和 14(2032)年度《10 年間》

イ 地域公共交通に関する施策の内容

施策名	施策の内容
交通結節点の機能強化と利便性の向上	- 交通結節点である JR 浜田駅は、機能強化やバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進める。 - 分かりやすい公共交通情報の提供やバス停の待合環境の改善、高齢者等の利用に配慮した車両の導入等、公共交通利用者の利便性向上に取り組む。
効率的で持続可能な公共交通体系の構築	- 通勤や通学等の市民生活に必要な公共交通を将来にわたって維持確保するため、需要に応じた交通手段を選択し、効率的で持続可能な交通体系の構築に努める。 - 市が主管する公共交通（生活路線バス及び予約型乗合タクシー）については、定期的に運行計画の見直しを行い、利用者のニーズへの対応と財政負担の軽減を図る。

■将来都市構想図

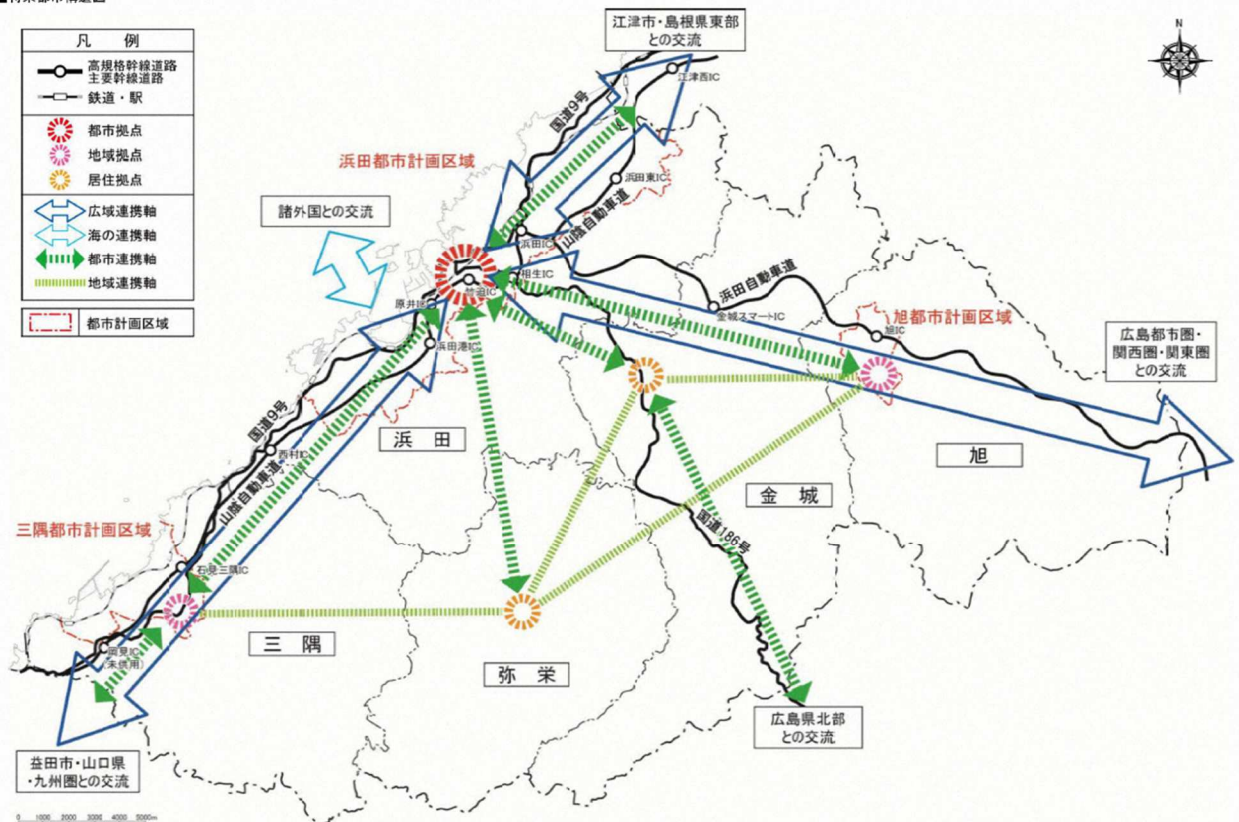


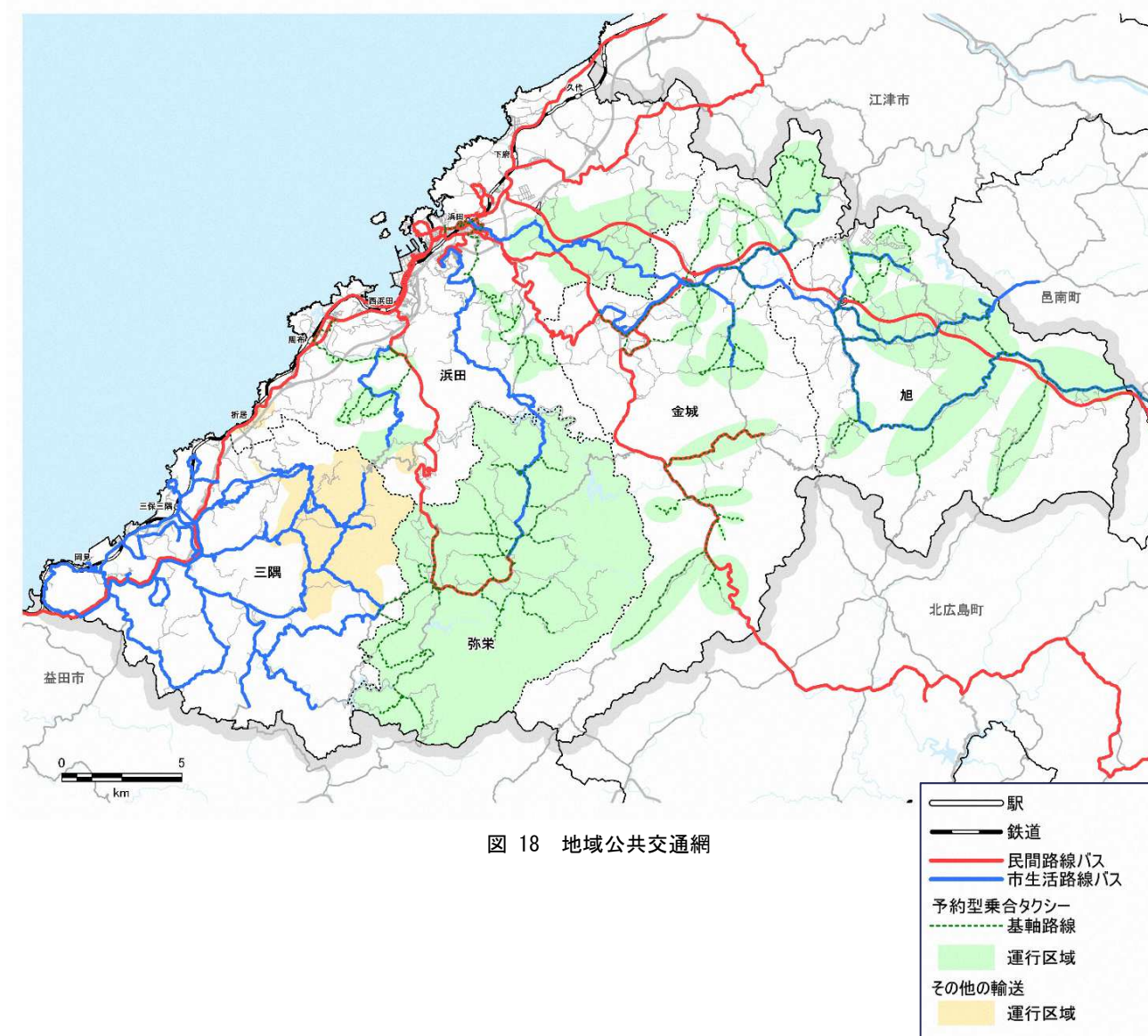
図 17 将来都市構想図

第2章 地域公共交通の現状整理

1 地域公共交通の整備状況

(1) 地域公共交通網

- 本市の地域公共交通は、JR 山陰本線、民間路線バス、市生活路線バス、市予約型乗合タクシー（以下、「市乗合タクシー」という）、民間タクシーで構成されています。
- その他の輸送は地域住民が主体となって運行するもの（コミュニティワゴン輸送）を指しており、三隅地域の井野地区（井野っ地号）、浜田地域の羽原地区・大麻地区（コミュニティワゴン運送）が運行しています。
- 地域公共交通の利用促進の一環として、平成 28（2016）年度から 70 歳以上の高齢及び障がい者を対象に敬老福祉乗車券制度を開始しており、タクシーを含めた公共交通機関を実質半額で利用できます。



(2) バス路線の運行状況

- 民間路線バスは、浜田駅を中心に市内の各地域を結ぶとともに、隣接する益田市、江津市、広島県北広島町とを結び、令和 5（2023）年時点では路線バスが 9 路線、高速バスが 1 路線運行しています。
- 市生活路線バスは、主に民間路線バスでの運行が困難となった地域への代替交通として平成 3（1991）年から導入し、令和 5（2023）年時点で 19 路線が運行しています。

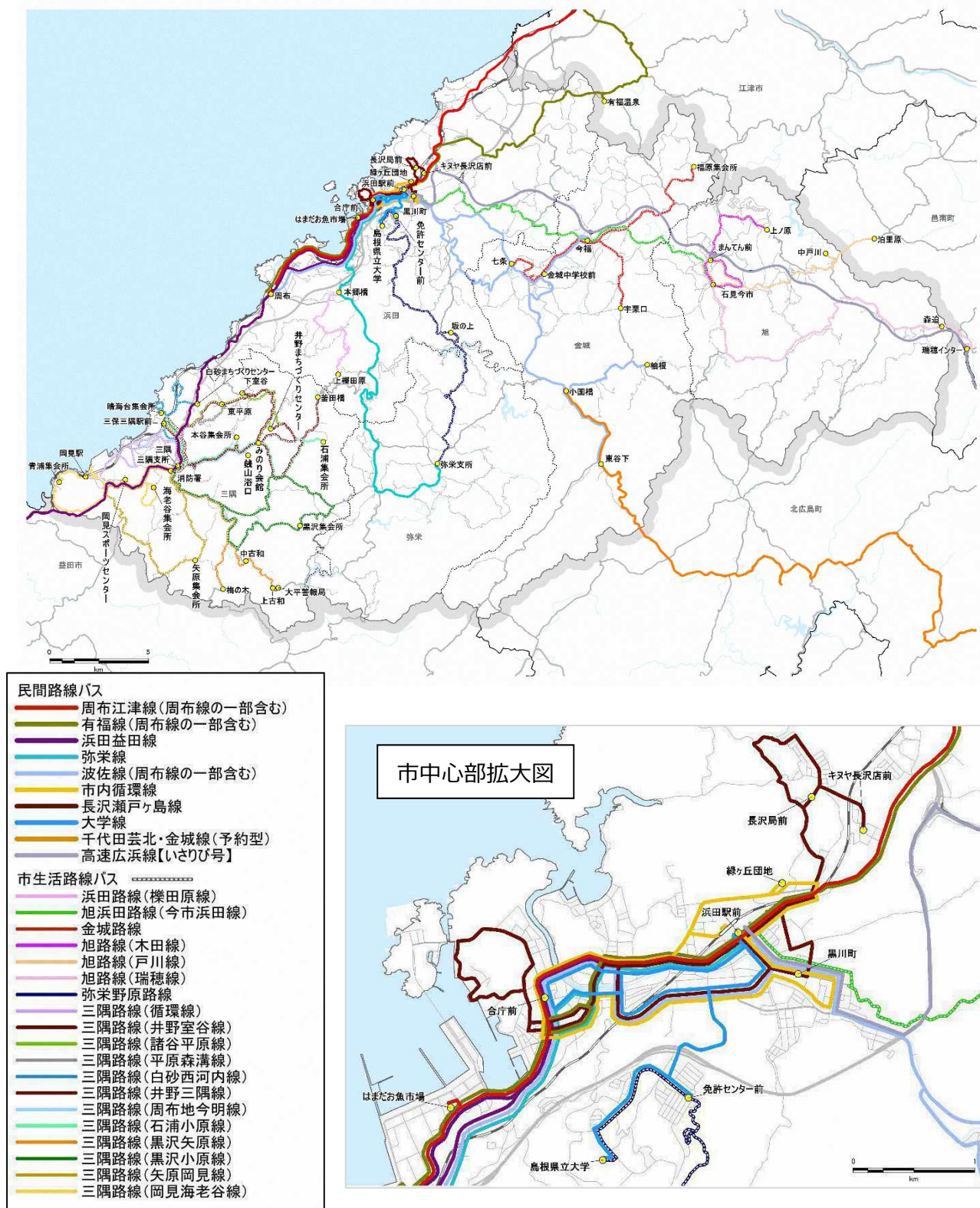


図 19 路線バスの運行状況・路線図

(3) 地域公共交通によるカバー状況

- 本市が位置付ける交通空白地域とは、バス路線の停留所等から概ね 500 メートル以上離れた集落を指しています。
- 市乗合タクシーの運行や地域主体の輸送手段（コミュニティワゴン輸送）により空白地域をカバーしており、市全体のカバー率は平成 23（2011）年の 91%から 93.6%まで上昇しています。
- 地域別に見ると、金城地域及び旭地域のカバー率が他地域より低く、カバーができていない山間部集落が見られます。
- 浜田地域においても幹線道路沿線から離れたところで公共交通の空白地域が存在します。

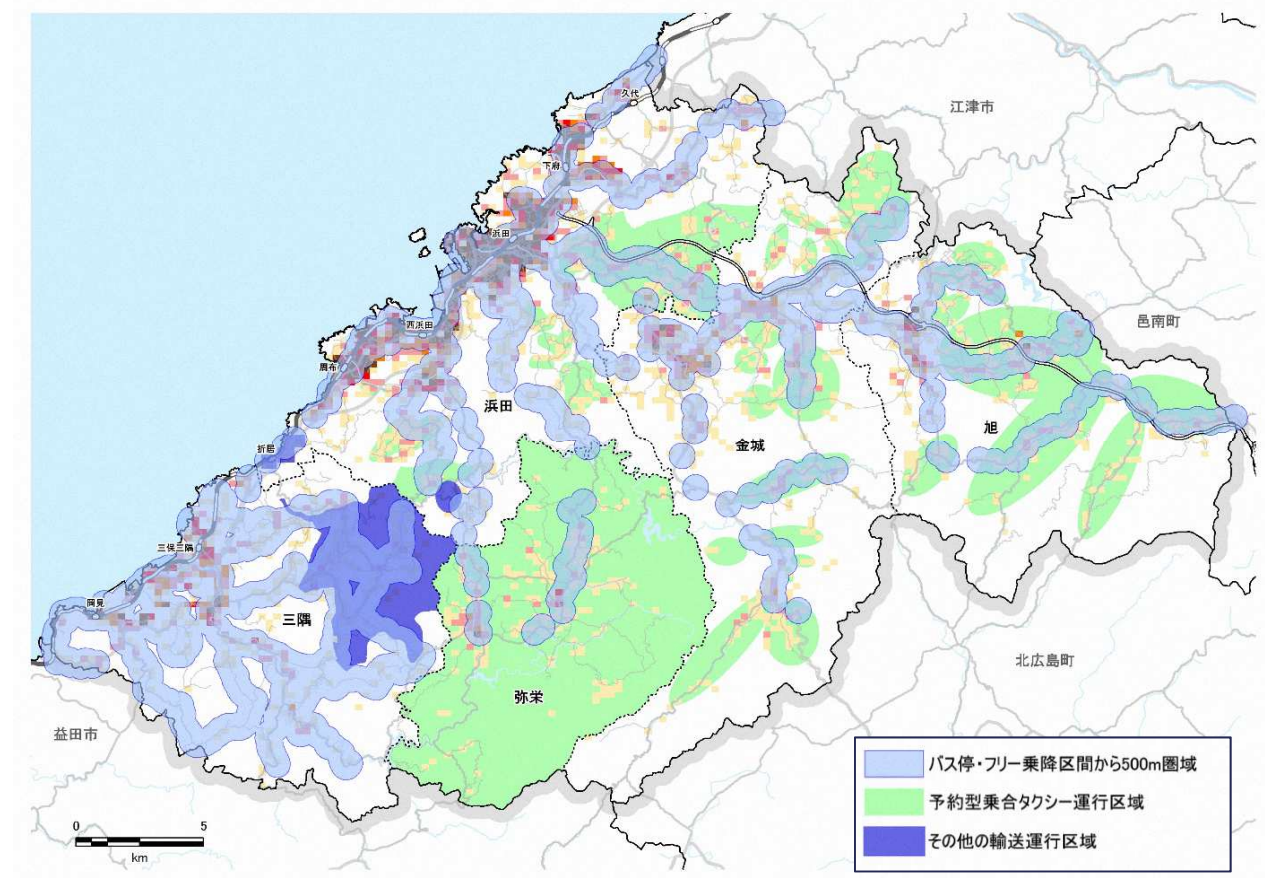


図 20 地域公共交通空白地域等の状況

表 3 地域別の公共交通によるカバー状況

地域	R2（2020）年 国勢調査人口 （人）	圏域内人口 （人）	圏域外人口 （人）	地域公共交通によるカバー率
浜田	39,370	36,666	2,704	93.1%
金城	4,088	3,729	359	91.2%
旭	3,510	3,188	322	90.8%
弥栄	1,168	1,168	-	100.0%
三隅	6,456	6,321	135	97.9%
計	54,592	51,072	3,520	93.6%

※バス停・フリー乗降区間から 500m 圏域、乗合タクシー運行区域、その他の輸送運行区域を含めて算出

(4) バス路線の運行便数

- 市中心部の運行便数が比較的多く、周布までの国道9号の区間や浜田駅周辺の区間においては、1日50便以上の便数が確保されています。
- 金城地域、旭地域、弥栄地域及び三隅地域の国道を除く区間を運行する路線バスの便数はいずれも1日20便以下です。
- バスでの運行が適さない地区では市乗合タクシーによりカバーしています。

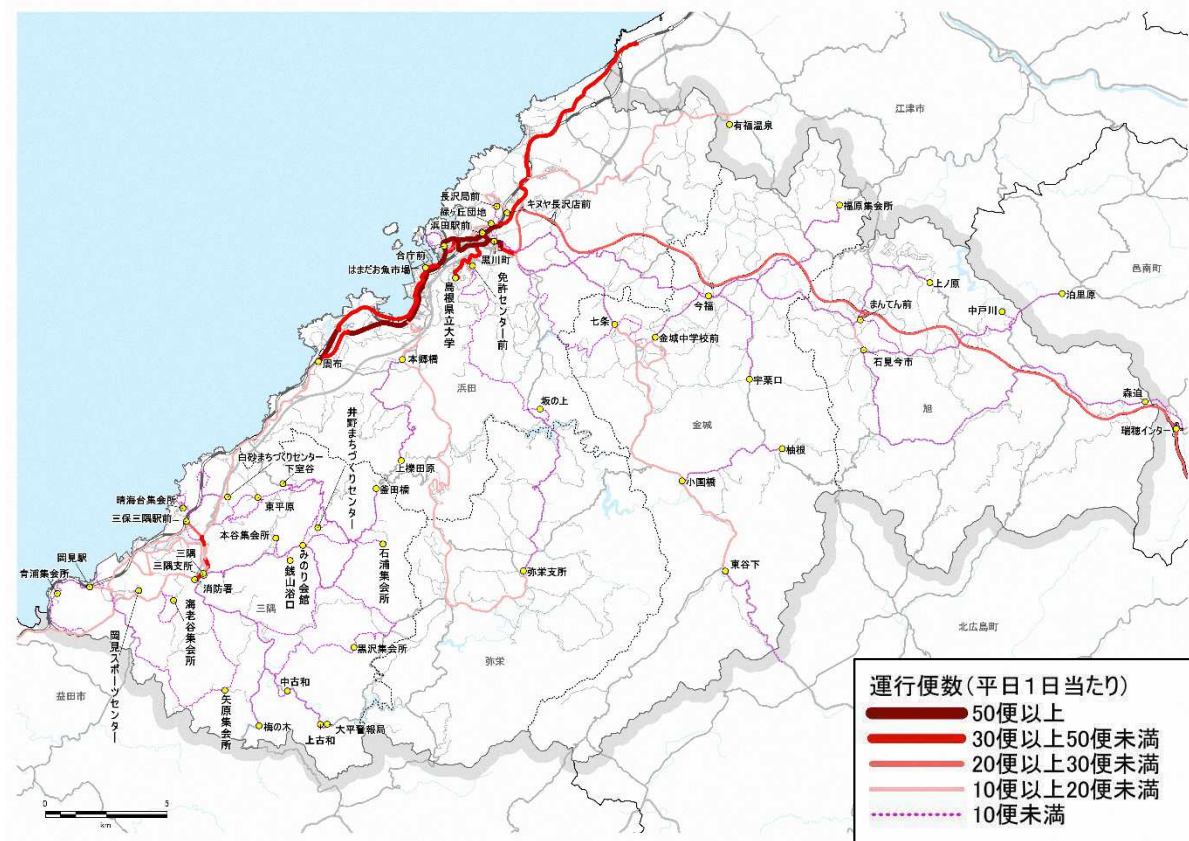


図 21 バス路線の運行便数

(5) タクシー営業所等の立地状況

- 全ての地域でタクシーの営業所等が立地しており、多くは浜田地域で営業しています。
- 各地域の中心部にタクシー営業所等が立地しているものの、地域の中心部から距離が離れている地区は、時間や料金の面で比較的タクシーを利用しにくい環境にあります。

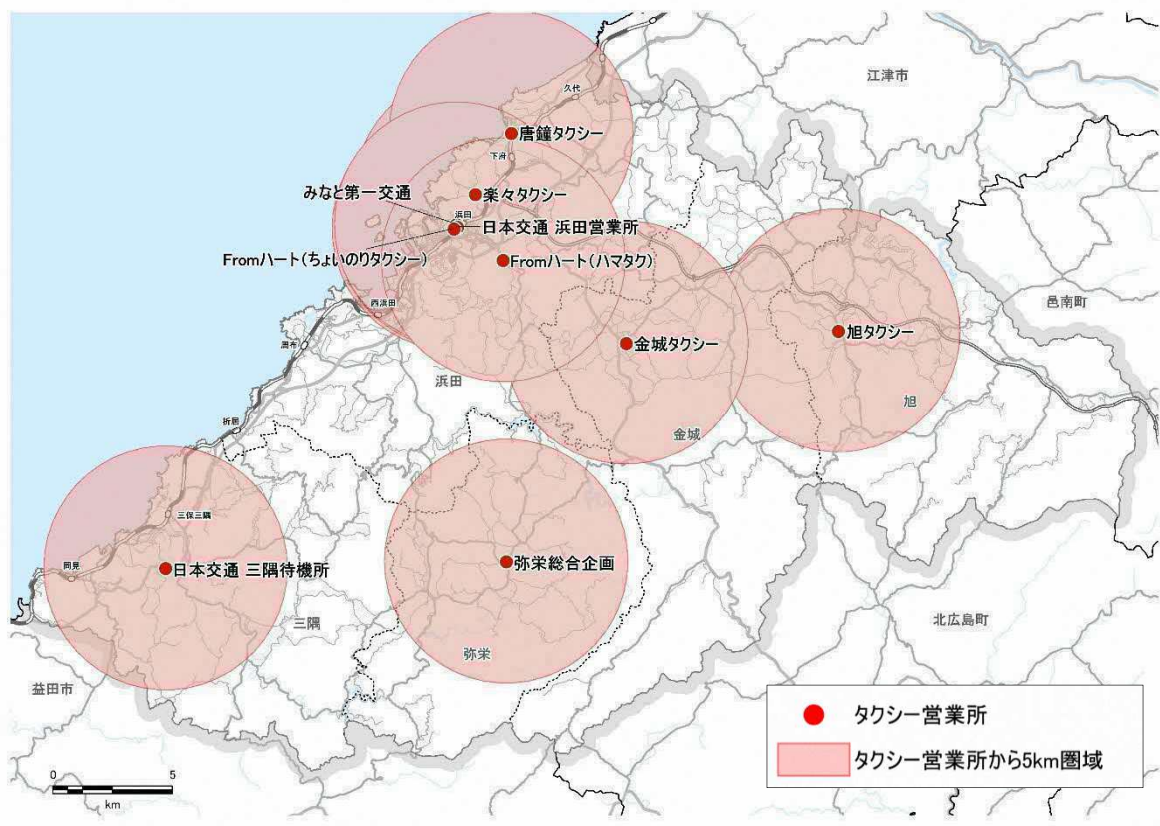


図 22 タクシー営業所等の立地状況

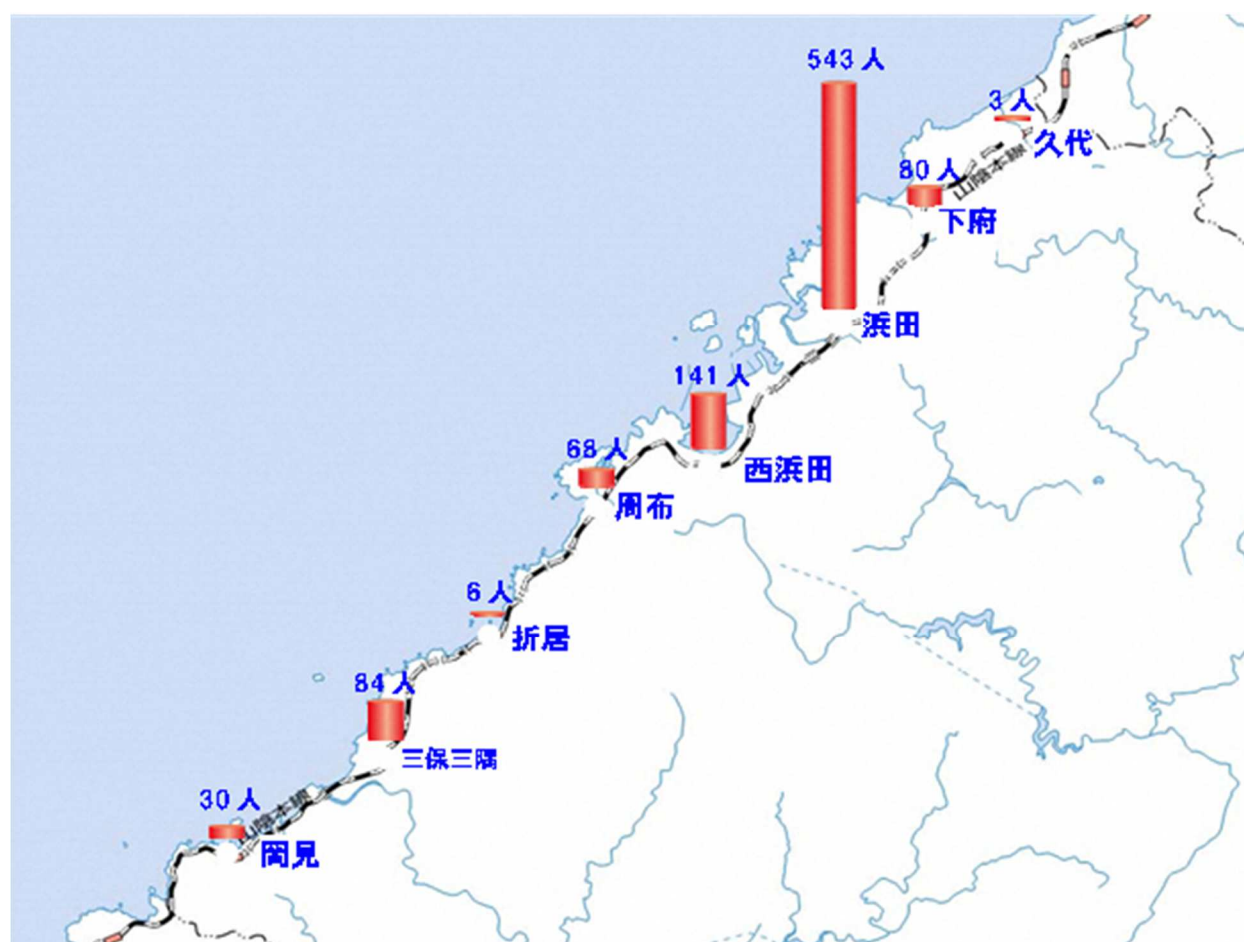
2 地域公共交通の利用状況

(1) 鉄道

- 都市間を結ぶ広域交通の主軸を担う JR 山陰本線は、令和 5（2023）年 10 月時点で浜田駅を起点に江津方面へ 19 本、益田方面へ 18 本が運行しています。
- 本数は新型コロナウイルス感染症の影響等もありコロナ禍前から減少したほか、山陰本線米子～益田間を運行していた快速（アクアライナー）も普通列車への変更等によって、令和 4（2022）年 3 月に全廃しました。
- コロナ禍の影響により乗車員数も減少傾向にあり、令和 2（2020）年時点では浜田市内の駅の日平均乗車人員は 1,000 人/日を下回っています。

表 4 江津方面と益田方面の運行本数

方面（行先）	浜田駅から見た運行本数	
	H30 年（2018）10 月	R5 年（2023）10 月
江津・大田市方面行き	26 本(内特急 7 本)	19 本(内特急 7 本)
益田・東萩・新山口方面行き	21 本(内特急 7 本)	18 本(内特急 7 本)



出典：島根県統計書

図 23 日平均乗車人員（令和 2（2020）年度）

(2) 民間路線バス

ア 利用者数の推移

- 石見交通が運行する民間路線バスの年間利用者数は、コロナ禍前の令和元(2019)年度までは年間 70 万人台で推移していたが、コロナ禍の影響から令和 2(2020)年以後は年間 60 万人台で推移しており、令和 4(2022)年度も減少傾向が続いています。
- 最も利用者数が多い路線は周布江津線で、全体のおよそ 4 割を占めています。
- 平成 30 (2018) 年と令和 4 (2022) 年の利用者数を比較すると、一部の路線は路線再編等によって利用の増加が見られるものの、多くの路線が減少傾向にあります。特に、市内循環線、波佐線、有福線の減少幅が大きく、波佐線は平成 30 (2018) 年度の半数程度まで利用者数が減少しています。

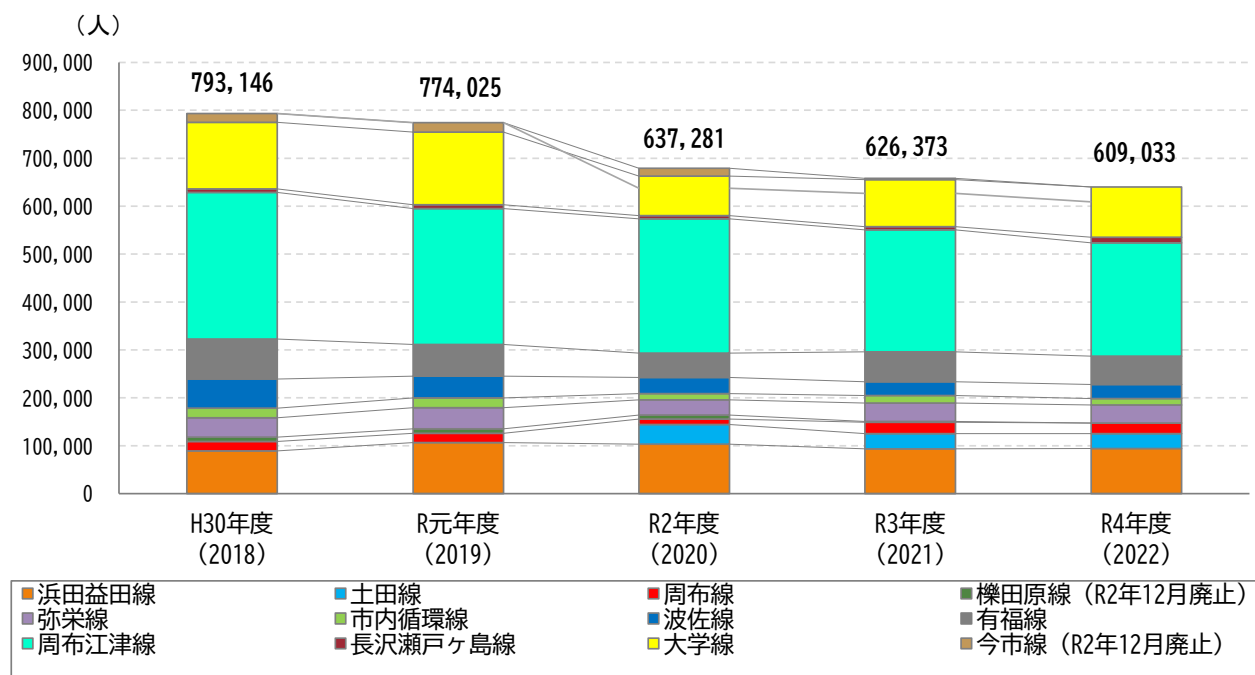


図 24 民間路線バスの年間利用者数推移

表 5 平成 30 (2018) 年度と令和 4 (2022) 年度の民間路線バス年間利用者数比較

路線名	年間利用者数		H30 (2018) 年度からの増減幅
	H30年度 (2018)	R4年度 (2022)	
浜田益田線	88,890人	94,352人	5.8%
土田線	-	30,777人	-
周布線	19,991人	22,237人	10.1%
櫛田原線 (R2年12月廃止)	9,097人	-	-
弥栄線	40,443人	37,331人	-8.3%
市内循環線	19,931人	13,883人	-43.6%
波佐線	60,437人	28,970人	-108.6%
有福線	83,539人	59,546人	-40.3%
周布江津線	306,097人	235,987人	-29.7%
長沢瀬戸ヶ島線	7,690人	12,112人	36.5%
大学線	138,574人	104,615人	-32.5%
今市線 (R2年12月廃止)	18,457人	-	-
計	793,146人	609,033人	-30.2%

イ 乗降調査結果から見た利用状況

※令和4（2022）年5月～7月にかけて交通事業者が実施した乗降調査（平日1日間）を集計

- 1便当たりの平均利用者数は、周布江津線が最も多く、通勤定期券利用者の割合が14%と有福線に次いで大きくなっています。
- 浜田益田線は、1便当たりの平均利用者は13.4人で、通学定期券利用者の割合は24%と最も大きいです。
- 現金・バスカードの割合が大きい路線は、市内循環線、長沢瀬戸ヶ島線、大学線、周布線で、いずれも比較的運行距離が短い路線になります。うち大学線は、回数券の利用が最も多く、1便当たりの利用者数も15.4人と上位に位置しています。
- 乗降バス停はいずれも浜田駅が上位に入っており、周布江津線が浜田駅での乗降者数が最も多い路線となっています。
- 大学線は島根県立大学での乗降に集中しています。

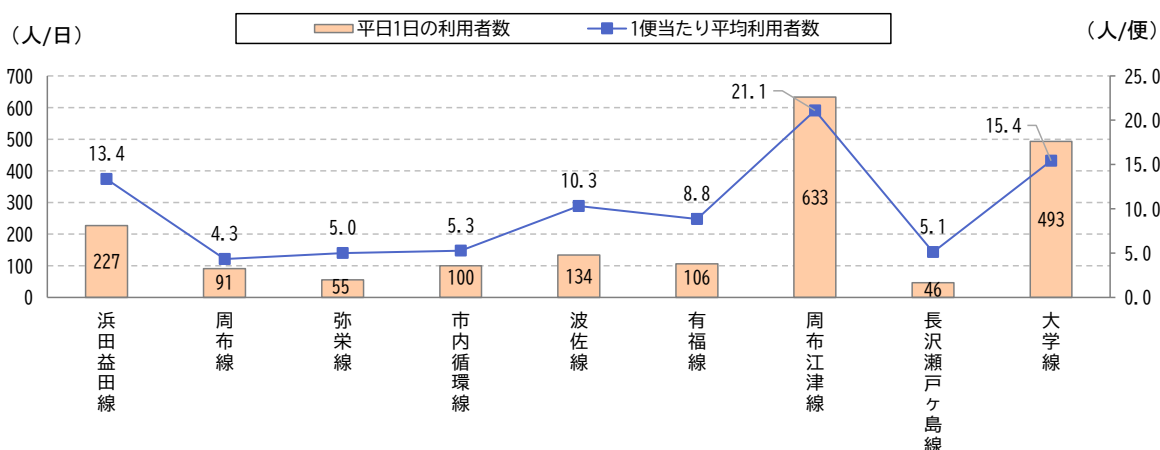


図 25 路線別利用者数（平日1日）

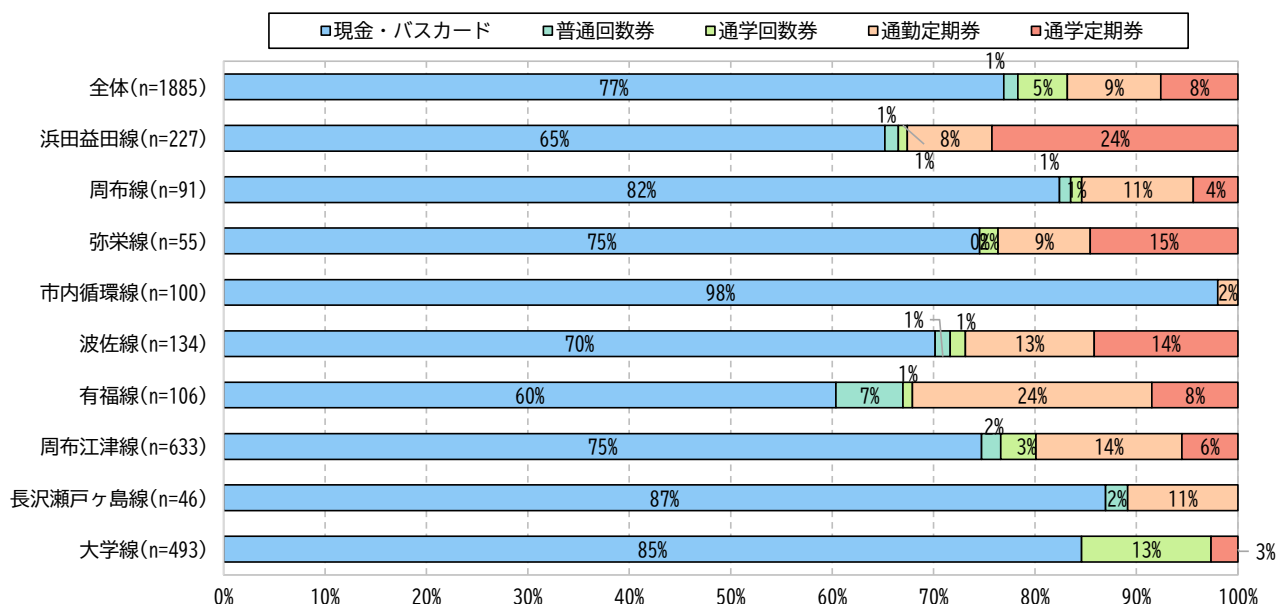


図 26 各路線の券種別利用状況（平日1日）

表 6 各路線における乗降数の多いバス停（上位 5 件を抽出）

浜田益田線		周布線		弥栄線	
東津田	41	合同庁舎前	31	浜田駅前	20
合同庁舎前	26	浜田駅前	30	商業高校前	10
イオン前	23	笠柄団地前	15	本郷橋	8
益田駅	22	国道福井	12	殿町	7
浜田駅前	21	国道熱田	10	弥栄支所	7
		殿町(国道186)	10		

市内循環線		波佐線		有福線	
合同庁舎前	36	浜田駅前	41	浜田駅前	31
上朝日町	31	合同庁舎前	26	大水道	11
浜田駅前	26	金城中学校前	23	殿町	9
緑ヶ丘団地	19	国道熱田	21	有福温泉	9
医療センター	18	金城支所前	13	上日脚	8
				上府	8

周布江津線		長沢瀬戸ヶ島線		大学線	
浜田駅前	186	浜田駅前	16	県立大学	385
谷田	79	合同庁舎前	10	浜田駅前	249
合同庁舎前	76	新中芝橋	8	上朝日町	108
江津市役所前	74	団地中	6	竹迫町	87
畳ヶ浦口	42	殿町	5	いわみーる	46

(3) 市生活路線バス

ア 年間利用者数の推移(全体)

- 市生活路線バスの年間利用者数は、コロナ禍の影響から令和 2（2020）年度に前年から 3,000 人程度の落ち込みが見られます。
- 令和 2（2020）年 12 月から廃止となった民間路線バス（櫛田原線、今市線）の代替として浜田路線と旭浜田路線が運行したことにより、市生活路線バス全体の利用者数は令和 3（2021）年度以後、増加傾向にあります。一方で、既存路線の利用者数はいずれも減少傾向にあります。
- 令和 4（2022）年度と平成 30（2018）年度の利用者数を比較すると、金城路線が微増しているものの、旭路線及び弥栄野原路線は年間 1,000 人以上の大きな減少が見られます。

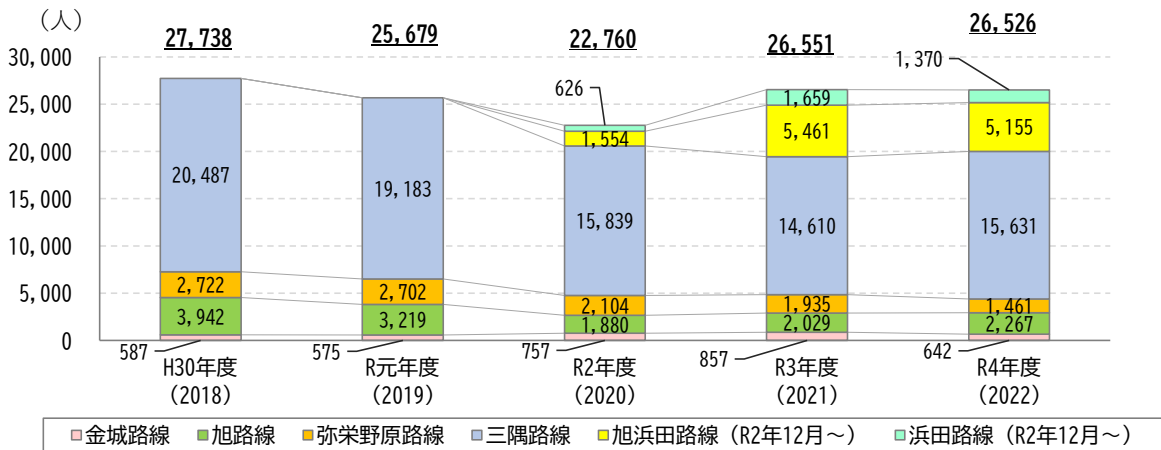


図 27 市生活路線バスの年間利用者数推移

表 7 平成 30（2018）年度と令和 4（2022）年度の市生活路線バス年間利用者数比較

路線	年間利用者数		H30(2018)年度からの増減幅
	H30年度(2018)	R4年度(2022)	
金城路線	587人	642人	9%
旭路線	3,942人	2,267人	-74%
弥栄野原路線	2,722人	1,461人	-86%
三隅路線	20,487人	15,631人	-31%
旭浜田路線(R2年12月～)	-	5,155人	-
浜田路線(R2年12月～)	-	1,370人	-
合 計	27,738人	26,526人	-5%

イ 各路線の詳細

- 金城路線については、雲城美又線と雲城久佐美又線の利用者数が増加している一方、雲城久佐線の利用者数が大きく減少しています。
- 旭路線については、いずれの路線も利用者数が減少傾向にあり、特に瑞穂線の利用者数が平成 30（2018）年度の 3 分の 1 まで減少しています。
- 三隅路線について、利用者の多い循環線は令和 2（2020）年度にコロナ禍の影響で利用者数に落ち込みが見られたものの、令和 4（2022）年度はコロナ禍前（令和元（2019）年度）の水準を維持しています。
- 一方で、循環線以外の三隅路線はいずれも減少傾向にあり、井野室谷線、諸谷平原線、白砂西河内線、井野三隅線、石浦小原線、矢原岡見線の年間利用者数は、平成 30（2018）年度の半数より少なくなっています。

表 8 市生活路線バス・金城路線の年間利用者数（詳細）

路線名	年間利用者数(人)					H30(2018)年度からの増減幅
	H30年度(2018)	R元年度(2019)	R2年度(2020)	R3年度(2021)	R4年度(2022)	
雲城美又線	45	57	51	50	67	33%
雲城久佐線	122	117	312	382	55	-122%
雲城久佐美又線	394	390	381	425	520	24%

表 9 市生活路線バス・旭路線の年間利用者数（詳細）

路線名	年間利用者数(人)					H30(2018)年度からの増減幅
	H30年度(2018)	R元年度(2019)	R2年度(2020)	R3年度(2021)	R4年度(2022)	
木田線	375	179	93	67	170	-121%
戸川線	2,573	2,128	1,172	1,582	1,713	-50%
瑞穂線	994	912	615	380	384	-159%

表 10 市生活路線バス・三隅路線の年間利用者数（詳細）

路線名	年間利用者数(人)					H30(2018)年度からの増減幅
	H30年度(2018)	R元年度(2019)	R2年度(2020)	R3年度(2021)	R4年度(2022)	
循環線	8,340	8,565	7,312	7,054	8,527	2%
井野室谷線	562	350	316	300	236	-138%
諸谷平原線	680	470	375	311	256	-166%
平原森溝線	182	166	157	108	124	-47%
白砂西河内線	694	591	445	393	327	-112%
井野三隅線	1,431	1,353	1,011	697	689	-108%
周布地今明線	1,518	1,314	1,189	1,039	986	-54%
石浦小原線	820	642	411	402	284	-189%
黒沢矢原線	3,218	3,073	2,662	2,491	2,437	-32%
黒沢小原線	2,265	2,034	1,506	1,431	1,335	-70%
矢原岡見線	436	314	158	117	193	-126%
岡見海老谷線	341	311	297	267	237	-44%

(4) 市乗合タクシー

ア 年間利用者数の推移(全体)

- 市乗合タクシーの年間利用者数は、毎年度減少傾向が続いており、令和 2（2020）年度以後は年間 3,000 人台で推移しています。
- 金城地域、旭地域及び弥栄地域の路線は年度によって多少の変化はあるものの、大きな増減は見られず、浜田地域の路線は平成 30（2018）年度から 700 人以上の減少が見られます。

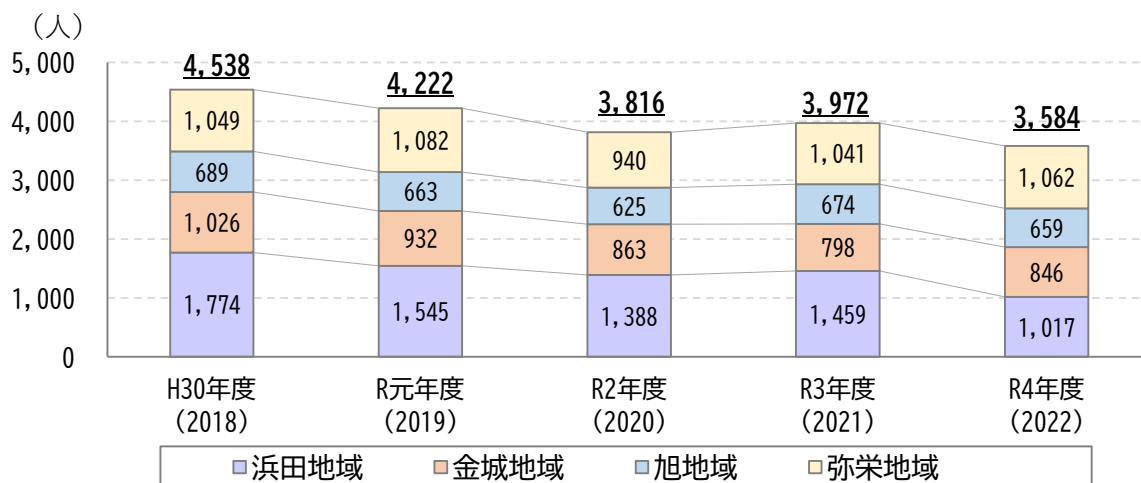


図 28 市乗合タクシーの年間利用者数推移

イ 各地域の詳細

- 浜田地域の路線については、石見東線が運行開始以後、路線バスの代替ということもあり一定の利用が見られますが、三階・長見線と美川線は減少傾向にあり、特に三階・長見線の年間利用者数は令和 4（2022）年度時点で 100 人を下回っています。
- 金城地域、旭地域及び弥栄地域の路線については、一部の路線は減少が見られる路線もある一方、利用者数が増加している路線もあることから、年間利用者数を各地区全体で見ると令和元（2019）年度以後は同水準で推移しています。

表 11 市乗合タクシー・浜田路線の年間利用者数（詳細）

路線名	年間利用者数(人)					H30(2018)年度からの増減幅
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	
三階・長見線	640	419	157	100	57	-1023%
美川線	1,134	1,126	1,022	622	298	-281%
石見東線	-	-	201	709	645	-
櫛田原線	-	-	8	28	17	-

表 12 市乗合タクシー・金城路線の年間利用者数（詳細）

路線名	年間利用者数(人)					H30(2018)年度からの増減幅
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	
小国・波佐線	789	640	493	393	330	-139%
美又線	53	137	155	180	281	81%
久佐線	184	155	215	225	235	22%

表 13 市乗合タクシー・旭路線の年間利用者数（詳細）

路線名	年間利用者数(人)					H30(2018)年度からの増減幅
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	
木田・山ノ内線	182	186	206	226	196	7%
和田線	98	92	98	92	81	-21%
坂本・都川線	166	199	192	242	240	31%
市木・来尾線	243	186	129	114	142	-71%

表 14 市乗合タクシー・弥栄路線の年間利用者数（詳細）

路線名	年間利用者数(人)					H30(2018)年度からの増減幅
	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	
横谷・程原線	395	425	357	341	391	-1%
山賀・畑線	401	452	410	478	380	-6%
田野原・的野線	203	127	141	194	253	20%
安城・杵束線	50	78	32	28	38	-32%

3 その他の移動手段・移動支援施策の状況

(1) コミュニティワゴン運送

- 地域住民自らが主体的に移動手段を確保する運送活動（コミュニティワゴン運送）として、三隅町井野地区で公共交通空白地有償運送、羽原地区と大麻地区で自治会等無償運送（許可・登録を要しない運送）が行われています。
- 近年の利用状況について、井野地区の利用者数は令和元（2019）年度から増加が見られ、大麻地区の利用者数は減少傾向にあります。
- 羽原地区の利用者数は直近5年間、ほぼ横ばいで推移しています。

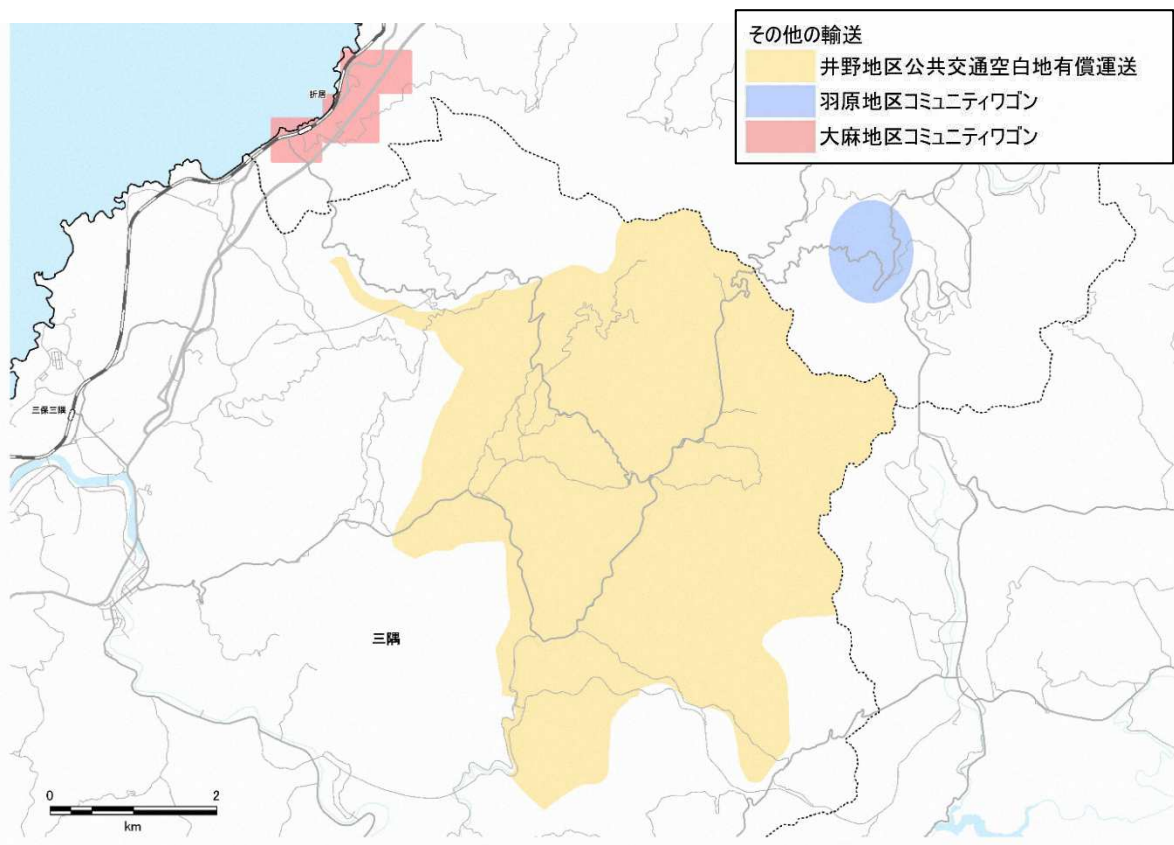


図 29 コミュニティワゴン運送の運行区域

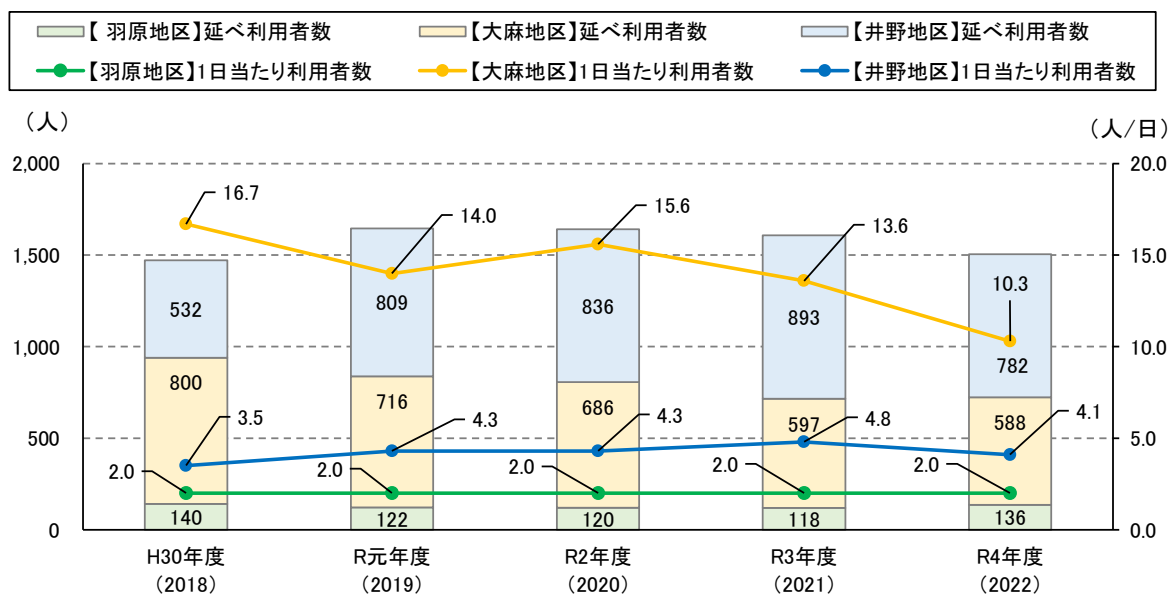


図 30 コミュニティワゴン運送の利用者数推移

(2) あいのりタクシー等運行支援事業

- 市内のタクシー事業者等の貸切運送によって高齢者等の交通手段を確保する事業（通称：あいのりタクシー）に取り組む地区まちづくり推進委員会に対し、その事業に要する費用の一部を補助することで、次の目的を達成しようとする事業です。
 - ① あいのりタクシー等の継続性を高め、市内各地へ取組を拡大させていく。
 - ② 高齢者等の交通手段を確保し、生活環境の維持向上と外出機会の創出を図る。
- 令和 4（2022）年度時点では、13 団体が事業の申請を行っており、通院や買物だけでなく地区サロン等の地域の活動でも利用されています。
- 令和 5（2023）年度は物価高騰対策として、同年 10 月から補助上限額を 30 万円引き上げています（50 万円から 80 万円に増額）。

表 15 あいのりタクシー等運行支援事業の概要（令和 4（2022）年度）

補助対象者	地区まちづくり推進委員会
補助要件	次の要件を満たした地区まちづくり推進委員会が行う「あいのりタクシー等」 ● 運行区域が、浜田市内であること（隣接する自治体に生活圏がある場合は当該自治体の区域を含む。） ● 片道の利用者が 2 人以上になるような運行計画を立てること。
補助内容（補助金額）	片道のタクシー料金から次のいずれか多い方の額を控除した額を全額補助（40 万円が上限） ● 利用者が負担する片道の利用料の合計額 ● 利用者数×運行区域に応じて市が設定する基準額（区域に応じて 300 円～700 円）

表 16 あいのりタクシー等運行支援事業の実績（令和 4（2022）年度）

実施団体数	13 団体 （金城地域：4 団体、旭地域：5 団体、弥栄地域：1 団体、三隅地域：3 団体）
主な利用目的	通院、買物、地域活動の輸送 等

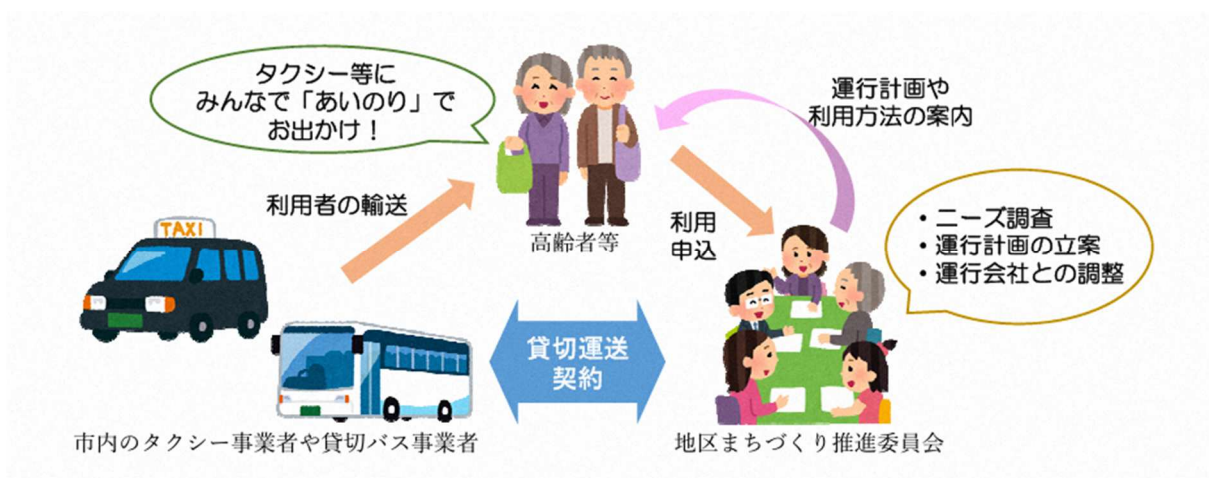


図 31 あいのりタクシー等運行支援事業の実施イメージ

(3) 敬老福祉乗車券交付事業

- 70 歳以上の市民や特定の障害者手帳を所持する市民を対象とした、路線バスやタクシーで利用できる 1 冊 3,000 円分の乗車券を半額の 1,500 円で販売又は無料で交付を行う制度です。
- この制度は、平成 28 (2016) 年 7 月から開始し、平成 28 (2016) 年度から平成 30 (2018) 年度までを第 1 期、令和元 (2019) 年度から令和 3 (2021) 年度までを第 2 期、令和 4 (2022) 年度から令和 5 (2023) 年度までを第 3 期目として実施しています。
- 令和 5 年度は物価高騰対策として、同年 10 月から販売上限を 5 冊引き上げています。(10 冊を 15 冊又は 15 冊を 20 冊に増冊)
- 敬老福祉乗車券の利用金額(扶助費)は、令和元 (2019) 年度がピークとなっており、いずれの年度も 7 割以上がタクシーで利用されています。

表 17 第 3 期敬老福祉乗車券制度の概要 (令和 4 (2022) 年度)

対象者	令和 6 (2024) 年 3 月 31 日において 70 歳以上となる市民 障害者手帳 (身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1~3 級) 所持する市民
販売内容	1 冊 3,000 円分の乗車券を 1,500 円で販売 ※券種 : 100 円券 (30 枚入)、500 円券 (6 枚入)
販売上限	浜田地域 10 冊 (一部の地域は 15 冊) 金城地域、旭地域、弥栄地域、三隅地域 15 冊
利用できる交通機関	● 民間路線バス (石見交通、総企バス) ● 高速バス (広浜線いさりび号) ● 市生活路線バス ● 市乗合タクシー ● タクシー (介護タクシーを含む市内事業者限定) ● 公共交通空白地有償運送 (井野っ地号) ● あいのりタクシー
利用期限	乗車券を購入した日から令和 6 (2024) 年 3 月 31 日まで

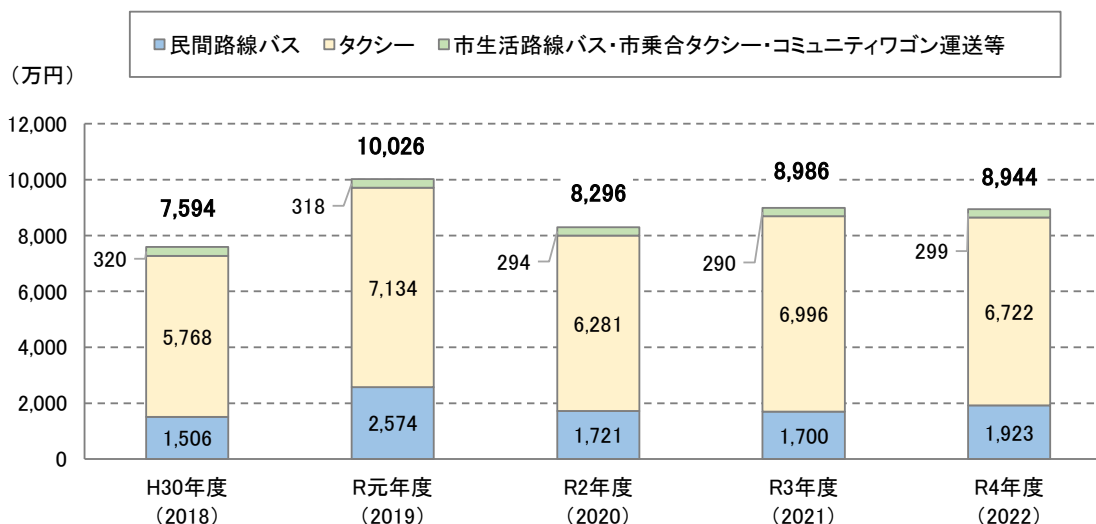


図 32 敬老福祉乗車券利用金額 (扶助費) (購入金額を控除していない金額の実績値) の推移

(4) スクールバス

- 浜田地域では、三階小学校、石見小学校及び国府小学校で運行しており、浜田東中学校では登校日の部活動実施日のみ下校便として運行しています。
- 金城地域、旭地域、弥栄地域及び三隅地域においても、各小学校及び中学校でスクールバスを運行しています。

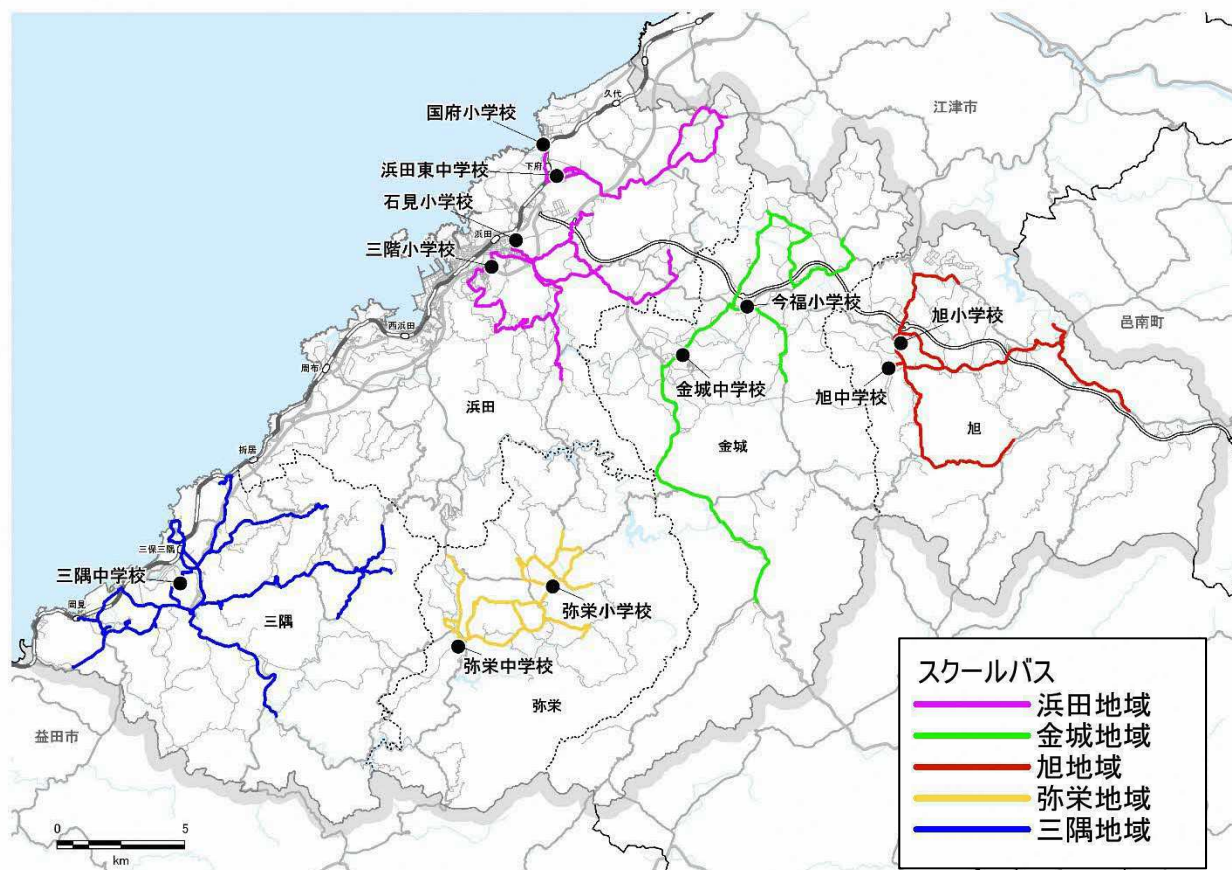


図 33 スクールバスの運行状況

4 地域公共交通に係る収支・財政負担の状況

(1) 民間路線バスの収支状況

- 民間路線バスの収支率は、コロナ禍により令和2（2020）年度に全体的な落ち込みが見られ、特に大学線や弥栄線については、平成30（2018）年以前の水準には戻っていない状況です。
- 令和4（2022）年度現在は、周布江津線の収支率が71.1%で最も高く、40～50%台の路線が4路線、30%未満が4路線あります。
- 収支率と1km当たり輸送量からみた路線の位置付けを見ると、市内循環線及び長沢瀬戸ヶ島線は、比較的路線延長距離が短いにも関わらず、「利用が少なく収支率が低い路線」に位置し、次いで路線延長距離の長い波佐線が続いています。

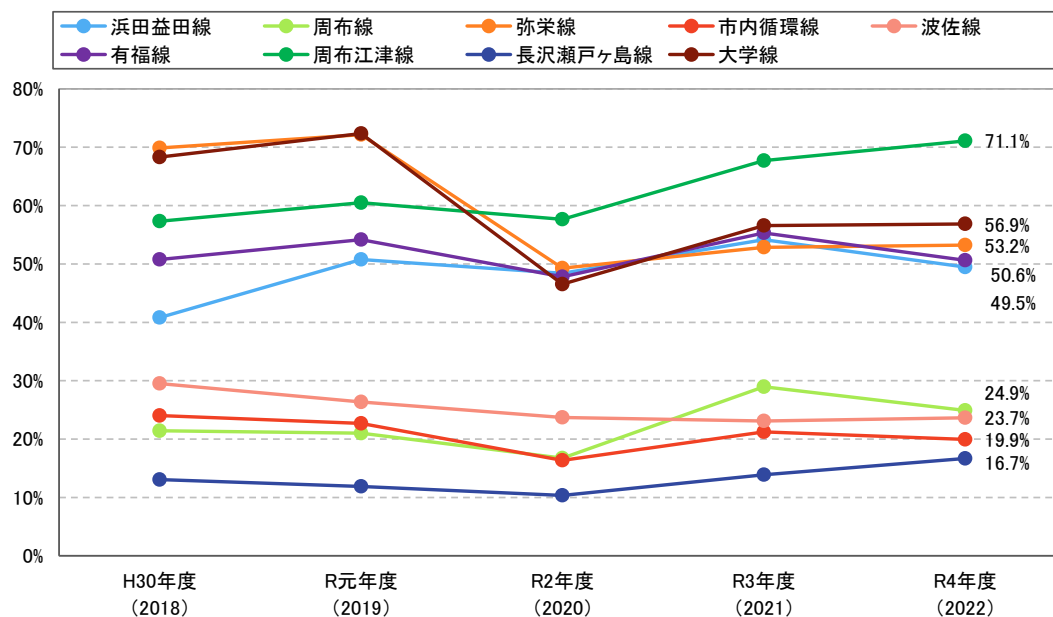


図 34 民間路線バスの路線別収支率の推移

(人/km)

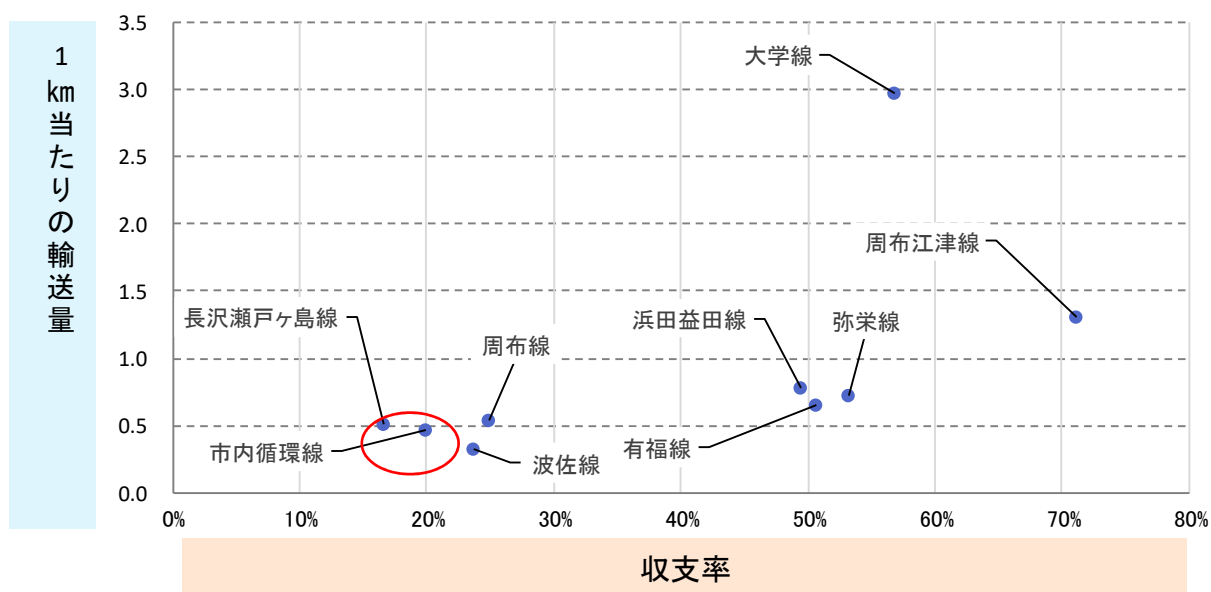


図 35 収支率と1km当たり輸送量から見た路線（民間路線バス）の位置付け

(2) 浜田市全体の地域公共交通に係る財政負担の状況

- 利用環境整備（車両整備や IC カード導入等）や新型コロナウイルス対策に係る費用を除いた、市全体の地域公共交通に関する事業費（令和 4（2022）年度決算ベース）はおよそ 27,844 万円、実質市負担額は 4,665 万円となります。
- 実質市負担額のうち、39.0%が民間路線バス、55.7%が市生活路線バスの運行維持に係る経費となっており、路線バスに関係する費用が全体の大部分を占めています。
- 敬老福祉乗車券及び通学定期券購入費補助は、事業費全体の 3 割程度を占めるが、財源としてふるさと応援基金（ふるさと納税）を活用していることから、実質市負担額は、ないものとしています。

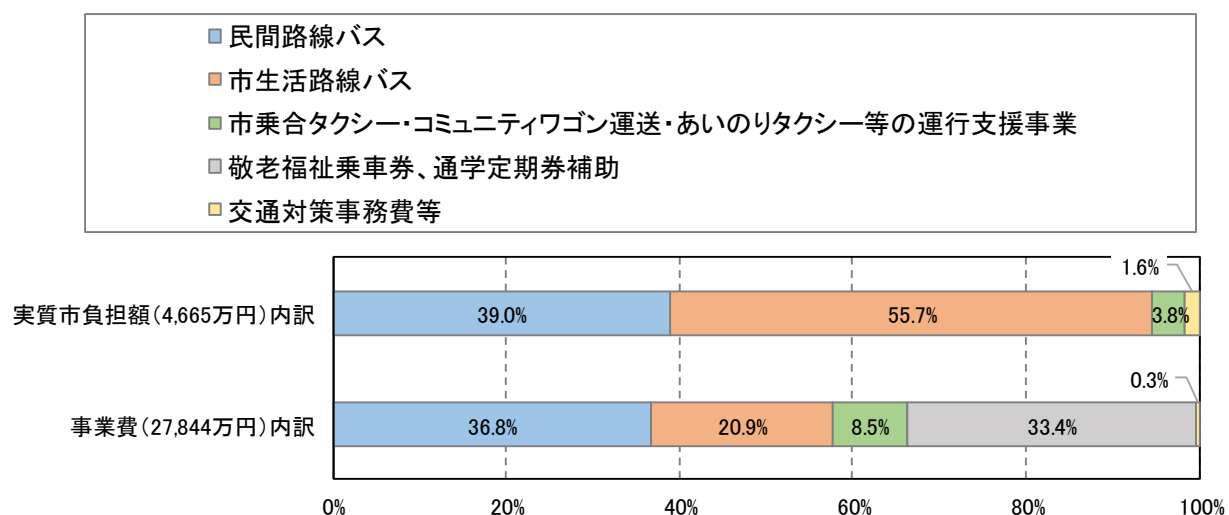


図 36 地域公共交通に係る事業費及び実質市負担額の内訳

5 交通事業者の現状

(1) ヒアリング調査の概要

統計データやアンケート調査等で把握しきれない地域住民の移動状況や地域公共交通を供給する事業者側から見た問題点・課題等を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

表 18 ヒアリング調査の概要

調査対象	市内の交通事業者(民間路線バス及び市内のバス・乗合タクシーの委託事業者)
調査方法	代表者との対面でのヒアリングを実施
実施期間	実施期間:令和 5(2023)年 11 月
主な調査項目	● 利用実態、運行体制、経営状況 ● 地域住民の移動状況 ● 運行に当たった課題 ● 今後の事業展開

(2) 地域公共交通の利用実態

- ヒアリングを通して整理した、運行事業者が把握している地域公共交通の利用実態は、次のとおりです。

表 19 運行事業者が把握している地域公共交通の利用実態

民間路線バス	● 大学線は、新入生が入ったばかりの 4～5 月頃は利用が多いが、車・バイク通学が増えるため、5 月以後は減少する傾向にある。 ● 島根県のインバウンド誘因策として、外国人に限り、高速バス（広浜線）を 500 円で利用できるようになったため、外国人利用者も見られるようになった。
市生活路線バス 市乗合タクシー	● 市生活路線バスや市乗合タクシーは通院と買物目的の利用が多い。 ● いずれも利用者が固定化しており、入院や転居に伴い 1 人利用者が減るだけで大きく路線全体の利用者数が減る。 ● 市乗合タクシーについて、利用者は仕組みを理解されていると思うが、帰りの便の時間まで待つことが負担になっていると思われる。
民間タクシー	● 浜田地域では、通院目的の利用が多く、午前 7 時から 9 時 30 分までをピークに浜田医療センター、午後はクリニック等への移動が多い。 ● 旭地域や金城地域でも、朝から夕方にかけて通院目的の利用が見られ、浜田医療センター等の中心部の医療機関を受診している。 ● コロナ禍の影響により、外出そのものが減っている。 ● 夜間の利用もコロナ禍前から戻ってきていない。 ● 広島方面からの観光・旅行目的の利用が少しずつではあるが増えている。

(3) 地域公共交通の問題点・課題や計画策定に向けた意見等

- ヒアリングを通じて整理した、運行事業者が感じている地域公共交通の問題点・課題、解決に向けたアイデア等は、次のとおりです。

表 20 運行事業者が感じている地域公共交通の問題点・課題、解決に向けたアイデア等

運転者不足・高齢化、なり手となる人材の採用・募集について	● 運転者の高齢化が進んでおり、路線バス運転者の平均年齢は 50 歳代、タクシー運転者の平均年齢は 60 歳代を超えている。 ● 業界全体として若者の運転手が少なく、定年した人に声をかけてドライバーになってもらうような状況もある。 ● 中山間地域であれば、他の業種と兼業しているタクシー運転者も多く、柔軟な働き方を認めていかなければ運転者の確保が難しい。 ● 大型 2 種免許の取得制限緩和により、高卒者にもアプローチしており、普通免許取得から大型 2 種免許取得までの費用を支援しているが、なかなか採用につながっていない。 ● タクシー事業者でも普通運転 2 種免許の取得を支援しているものの、経営への負担も大きい。 ● 常に求人を出しているが、ハローワークでも求職者とのマッチングなどの支援してもらえるとありがたい。
民間路線バスの運行	● 低床バス等のバリアフリー対応できていない車両が 1 台残っており、車両購入に何らかの補助があるとありがたい。 ● 国庫補助制度について、幹線補助の基準（輸送量 15 人以上）は全国共通の算定式（乗車密度×運行回数）で算出するものであるが、路線の状況や特性等も考慮するべきである。特に乗車密度は、運賃収入から算出するため、障がい者・免許返納者などの運賃、定期券利用者など正規運賃との差額が考慮されておらず、実態と乖離している状況にある。
市生活路線バスや市乗合タクシーの運行	● 通学で利用されている路線は、児童・生徒の数によって積み残しが発生しないようにしないといけないため、効率的な車両運用が難しい面がある。 ● マイクロバス等のバス車両よりもワンボックス型の車両の方が柔軟に対応できると思われる。運転者の高齢化が進んでいるため、車両が大きいと負担も大きい。 ● 市乗合タクシー等は、委託を受けたタクシー事業者にとっては安定的な収益確保につながっている面もある。 ● 中山間地域は市乗合タクシーや各種移動支援事業等により手厚くフォローされているが、まちなかのエリアにおいてもバス停から離れた集落に暮らす人は存在しており、そのような市民への支援も必要ではないかと思われる。
民間タクシーの運行	● 路線バスや市乗合タクシーでの輸送が適さない地域はタクシー助成等も含めて考えても良いのではないか。 ● 人々の生活も変化が早くなっており、タクシーの求められる役割が変わってきていると思うので、ニーズ等に応じて柔軟に対応していくことが今後求められる。 ● あいのりタクシーは利用者にとっては安く利用できるため、客単価が減る側面もある。あいのりタクシーの助成制度を進めていくことによってタクシー事業者の経営に影響することを懸念している。 ● 地元の交通事業者が地域で事業を続けていけるような方向性を示してほしい。

第3章 市民の移動実態・地域公共交通に対する意識・ニーズ

1 市民アンケート調査の概要

統計データ等で把握しきれない、地域住民の移動実態や移動に関する問題点、地域公共交通に対するニーズを把握するため市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

表 21 市民アンケート調査の概要

調査対象	満 15 歳以上の市民 2,000 人を住民基本台帳から無作為抽出 (地区に偏りは少なくサンプルを確保できるよう地域別に配布数を設定)
調査方法	郵送配布・郵送回収又は QR コードによるオンラインでの回答
実施期間	実施期間: 令和 5(2023)年 9 月
回収状況	総配布数: 2,000 部 回収票: 930 部(回収率: 46.5%)
主な調査項目	● 個人属性 (年齢、居住地区、職業、運転免許証の有無 等) ● 日常生活を中心とした移動の実態 (通院・買物等) ● 地域公共交通の利用状況、利用する理由/しない理由 ● 敬老福祉乗車券の利用状況 ● 地域公共交通施策に対する考え方 ● 困りごと・移動に対する不安感 ● 自由意見

2 回答者の属性

(1) 居住地域と年代

- いずれの地域からも一定数 (50 人以上) の回答が得られました。
- 回答者のおよそ 66% を 65 歳以上、およそ 53% が 75 歳以上の回答者が占めています。

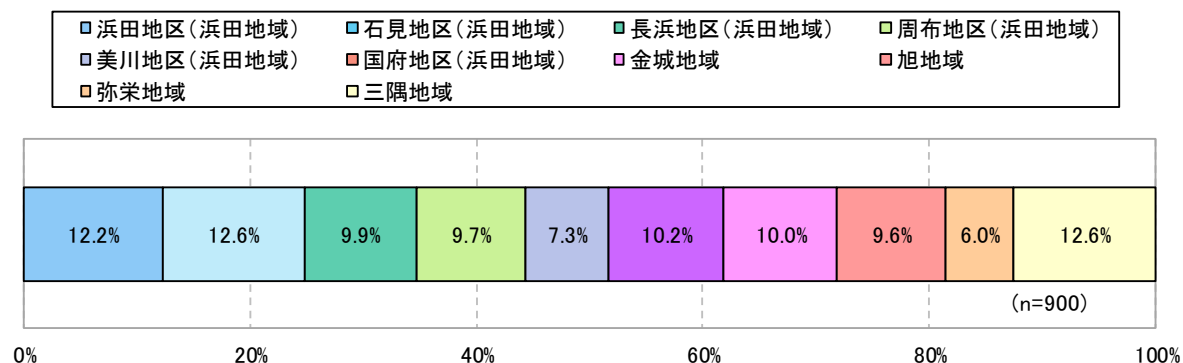


図 37 回答者の居住地域

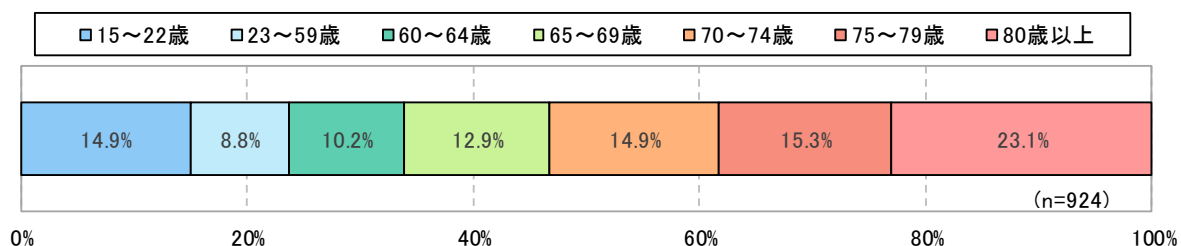


図 38 回答者の年代

(2) 運転免許証の保有状況

- 回答者のおおよそ 65%が運転免許証を保有しています。
- 運転に不安を感じる人や返納をしたいと考えている人は、免許証保有している人のうちおよそ 15%を占めています。

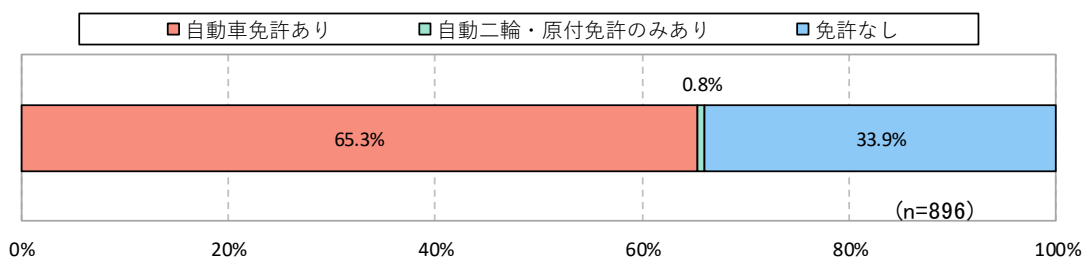


図 39 運転免許証の保有状況

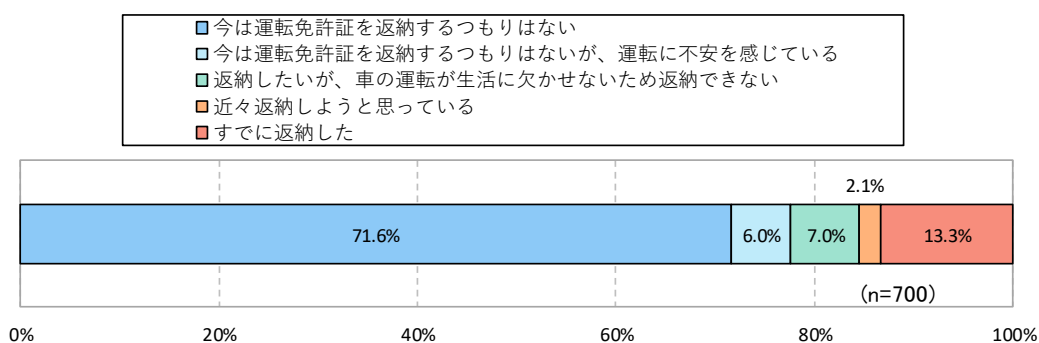


図 40 運転免許証の返納に関する意向

3 移動の状況

(1) 通勤・通学の状況

- 通勤・通学者は回答者のおおよそ 50%を占めています。
- 通勤・通学手段は自分が運転する車が最も多く、地域公共交通（鉄道、民間路線バス、市生活路線バス）を利用している人の割合は、いずれの交通手段においても 10%以下です。

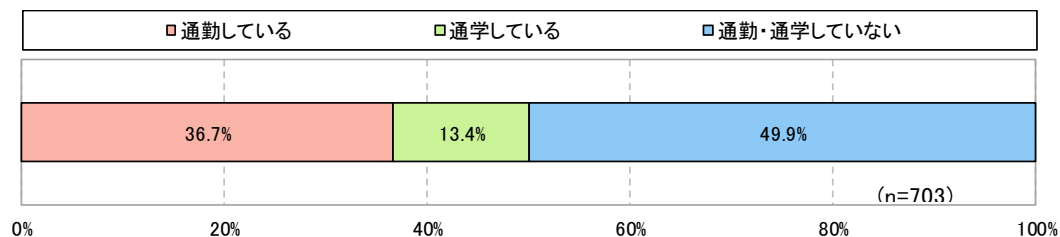


図 41 通勤・通学の有無

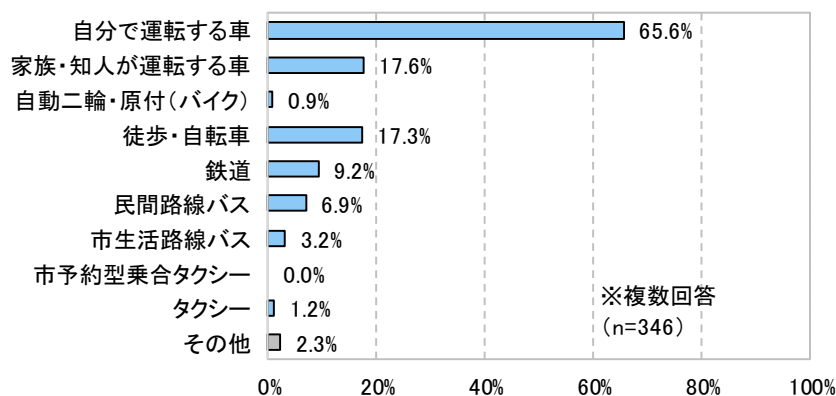


図 42 通勤・通学で利用している交通手段

(2) 通院の状況

ア 通院の有無と利用している交通手段

- 回答者のおよそ 61%が日常的に通院をしています。
- 利用交通手段は自分で運転する車が最も多く、次いでおよそ 21%が送迎によって通院しています。
- 民間路線バスや市生活路線バスよりタクシーを利用して通院している人が多い傾向が見られます。
- 送迎によって通院する人の割合は旭地域、弥栄地域及び三隅地域が 20%を超えており、市乗合タクシーは弥栄地域、タクシーは浜田地域が他の地域に比べて割合が大きくなっています。

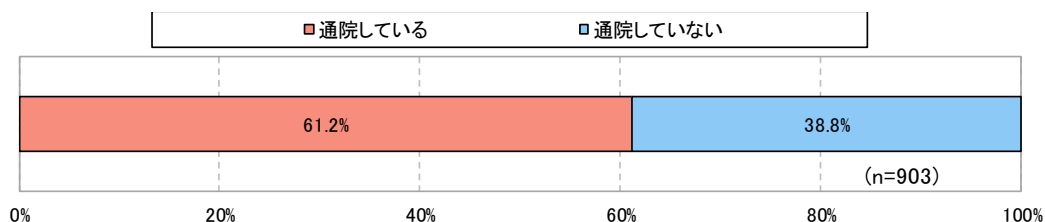


図 43 通院の有無

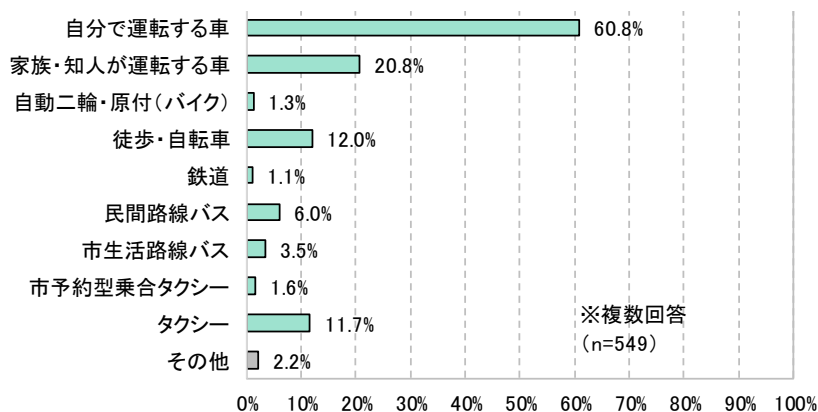


図 44 通院で利用している交通手段（全体）

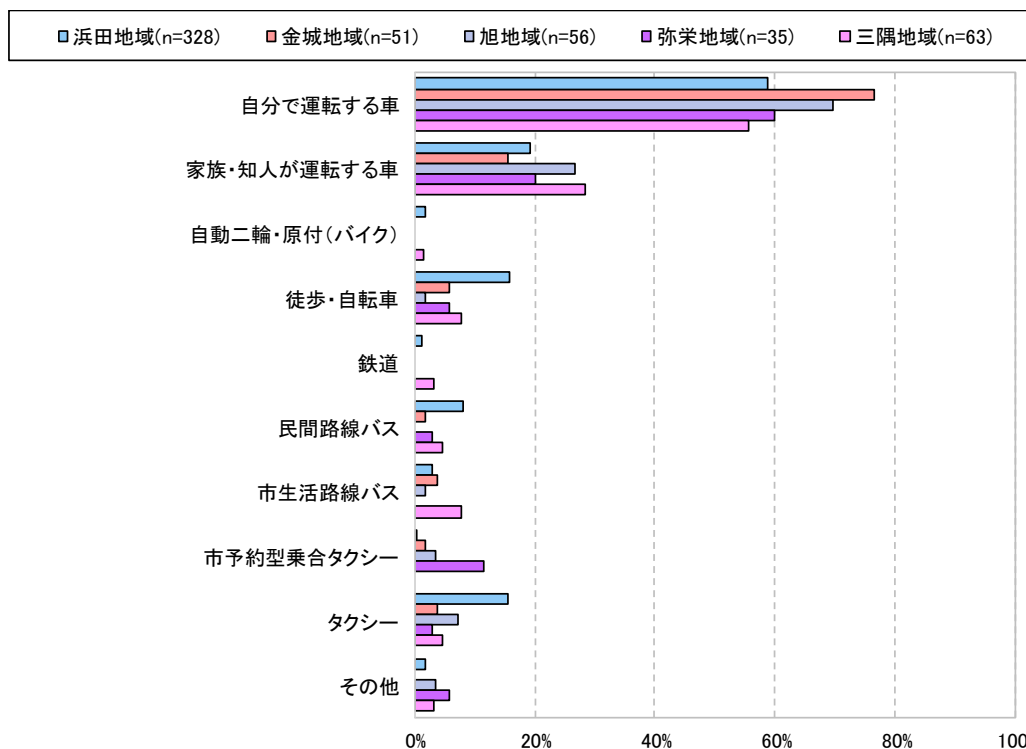


図 45 通院で利用している交通手段（地域別）

イ 通院先の状況(上位 5 件)

- 浜田地域の中でも、浜田地区及び石見地区で浜田医療センターに通院している人が最も多いです。
- 長浜地区、周布地区、美川地区及び国府地区においても浜田医療センターが 2 位に挙がっており、最上位はいずれも地区内に立地する医療機関となっています。
- 金城地域、旭地域及び弥栄地域では、いずれも上位 3 位以内に浜田医療センターが挙がっています。
- 三隅地域の上位 3 位は、いずれも地域内の医療機関となっています。

表 22 地域別通院先の上位 5 位（浜田地域）

浜田地区	件数	石見地区	件数
浜田医療センター	18	浜田医療センター	13
さかね内科	6	丸山内科クリニック	8
丸山内科クリニック	6	さかね内科	7
中村医院（片庭町）	5	おさだ眼科クリニック	6
彌重内科眼科医院	5	岡本胃腸科内科医院	6

長浜地区	件数	周布地区	件数
山根病院	10	都医院	15
浜田医療センター	9	浜田医療センター	11
中村胃腸科内科医院	8	小池医院	8
三隅整形外科医院	5	山根病院	6
さかね内科	4	三隅整形外科医院	3
もりわき眼科	4		
中村医院（片庭町）	4		

美川地区	件数	国府地区	件数
中村呼吸器内科医院	10	やすぎクリニック	13
浜田医療センター	5	浜田医療センター	9
おさだ眼科クリニック	4	丸山内科クリニック	7
丸山内科クリニック	4	真鍋医院	7
中村胃腸科内科医院	4	北村内科クリニック	7

表 23 地域別通院先の上位 5 位（金城地域、旭地域、弥栄地域、三隅地域）

金城地域	件数	旭地域	件数
金城沖田医院	14	浜田市国民健康保険あさひ診療所	18
浜田市国民健康保険 波佐診療所	11	上田医院	11
浜田医療センター	8	浜田医療センター	10
丸山内科クリニック	5	丸山内科クリニック	6
中村整形外科	3	岡本胃腸科内科医院	3

弥栄地域	件数	三隅地域	件数
浜田市国民健康保険弥栄診療所	26	寺井医院	18
浜田医療センター	5	中村医院（三隅）	15
山根病院	2	野上医院	11
		浜田医療センター	8
		もりわき眼科	4
		三隅整形外科医院	4
		山根病院 三隅分院	4

※弥栄のみ上位 3 件を記載（4 位以下の回答件数がいずれも 1 件であったため）

(3) 買物の状況

ア 買物の有無と買物で利用している交通手段

- 回答者の 74%が日常的に買物に出かけています。
- 利用交通手段は自分で運転する車がおおよそ 72%と最も多く、次いで 19%が送迎によって買物に出かけており、路線バスや市生活路線バスよりタクシーを利用している人が多い等、通院と同じ傾向が見られます。
- 通院と比べ、民間路線バスや市生活路線バスの割合は大きく変わらないものの、タクシーの割合は若干減少している程度で、各地域での大きな違いは見られません。

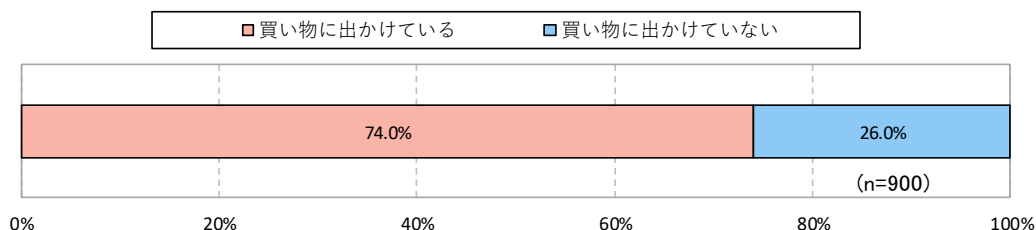


図 46 買物によるお出かけの有無

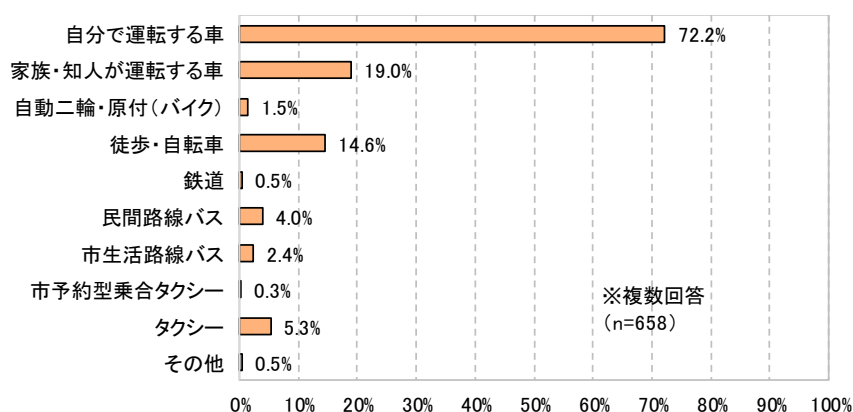


図 47 買物で利用している交通手段（全体）

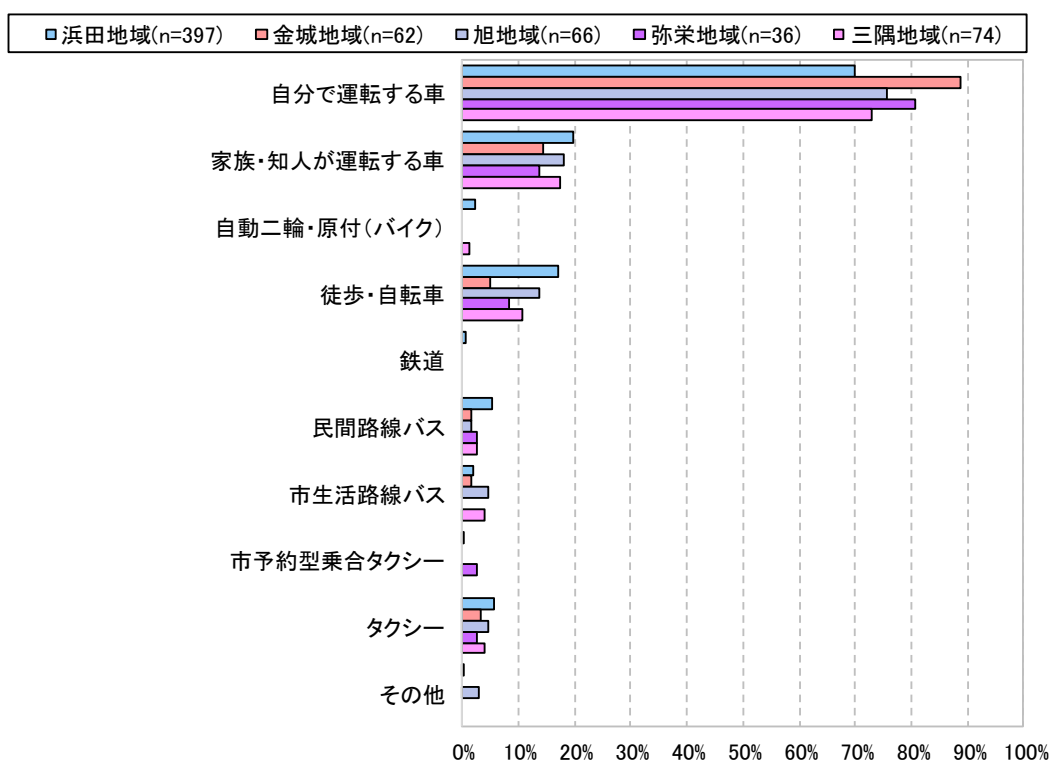


図 48 買物で利用している交通手段（地域別）

イ 買物先の状況

- 浜田地域では、長浜地区、周布地区及び美川地区で最上位にトライアル浜田店（周布）が挙げられており、国府地区では地区内や石見地区内の買物先が挙げられています。
- 金城地域及び旭地域では地域内の買物先が最上位で、次点はいずれも市中心部の買物先となっています。
- 弥栄地域では地域内の買物先より浜田地域（周布地区や浜田地区）の買物先が多くなっています。
- 三隅地域では地域の買物先や周布地区、益田市の買物先が挙げられています。

表 24 地域別買物先の上位 5 位（浜田地域）

浜田地区	件数	石見地区	件数
ゆめタウン浜田	41	シティパルク浜田	45
シティパルク浜田	13	キヌヤ プリル店	24
トライアル浜田店	13	キヌヤ 長澤店	16
キヌヤ プリル店	11	ゆめタウン浜田	15
フーズセンター エビス	11	スーパー ダックス	10
長浜地区	件数	周布地区	件数
トライアル浜田店	31	トライアル浜田店	45
ゆめタウン浜田	23	キヌヤ ひなし店	12
キヌヤ 笠柄店	18	ゆめタウン浜田	11
コスモス 熱田店	5	キヌヤ 笠柄店	5
斉藤食料品店	5	キヌヤ プリル店	3
		シティパルク浜田	3
		ホームプラザナフコ 浜田店	3
美川地区	件数	国府地区	件数
トライアル浜田店	22	キヌヤ 国府店	21
ゆめタウン浜田	14	キヌヤ 長澤店	21
キヌヤ 笠柄店	9	シティパルク浜田	15
キヌヤ ひなし店	4	ゆめタウン浜田	11
シティパルク浜田	4	キヌヤ プリル店	7
キヌヤ プリル店	3		

表 25 地域別買物先の上位 5 位（金城地域、旭地域、弥栄地域、三隅地域）

金城地域	件数	旭地域	件数
キヌヤ 金城店	28	A コープあさひ	16
シティパルク浜田	20	シティパルク浜田	13
ゆめタウン浜田	11	サワレン商店	11
キヌヤ プリル店	10	ゆめタウン浜田	10
キヌヤ 長澤店	3	A コープ（店舗名未回答）	9
キヌヤ 二宮店	3		
コスモス 熱田店	3		
ジュンテンドー 浜田店	3		
スーパー ダックス	3		
弥栄地域	件数	三隅地域	件数
トライアル浜田店	12	キヌヤ サンプラム店	32
ゆめタウン浜田	11	トライアル浜田店	22
A コープ やさか店	9	A コープ みすみ店	10
キヌヤ サンプラム店	3	ゆめタウン浜田	8
キヌヤ 笠柄店	2	ゆめタウン益田	7

ウ 買物に出かけない理由

- 買物に出かけない理由として、買物をしていない人のおよそ 90%は家族が買物しているからと回答しています。
- 交通手段がないため買物に出かけていない人はおよそ 5%です。

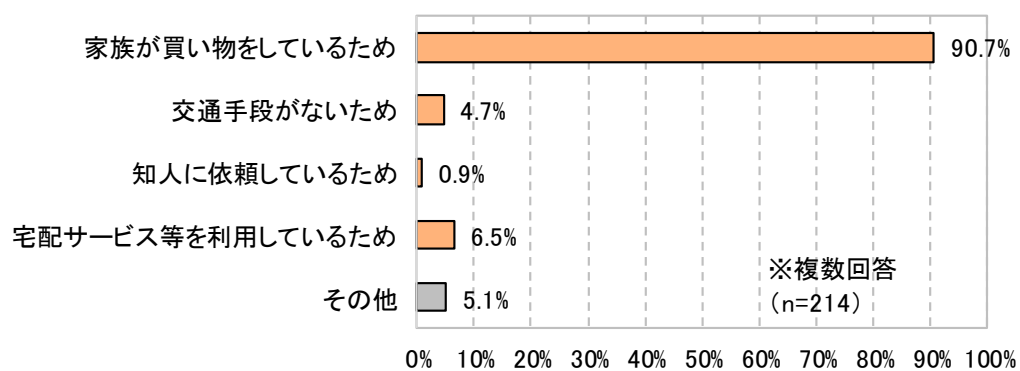


図 49 買物に出かけない理由

4 地域公共交通の利用状況

(1) 地域公共交通利用の有無

- 地域公共交通を利用している人の割合を地域別に見ると、浜田地域の各地区と三隅地域の割合が比較的大きくなっています。
- 金城地域、旭地域及び弥栄地域は、日常的に地域公共交通を利用している人の割合が 10%を下回っています。

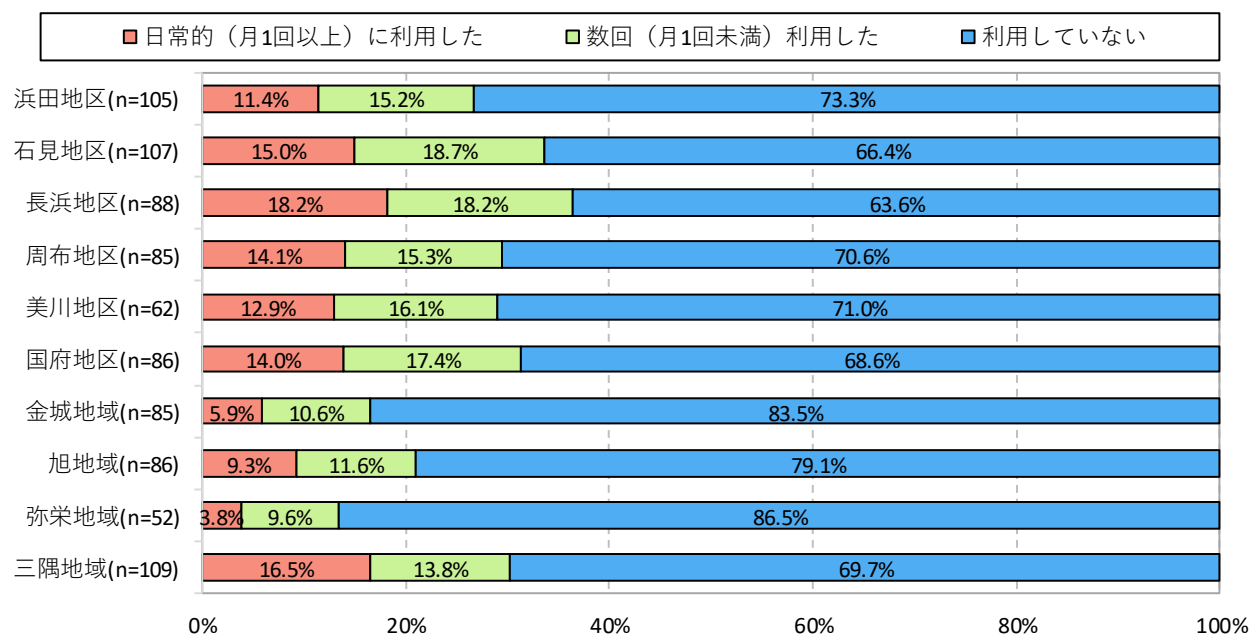


図 50 地域公共交通の利用有無

(2) 地域公共交通の利用頻度

- 利用頻度が最も高い交通手段は鉄道で、利用している人のおよそ 20%が週に 5 日以上利用しています。
- 民間路線バスは、週 3 日以上利用している人がおよそ 20%となっています。
- タクシー及び市生活路線バスは、月に 1～3 日程度利用している人の割合が比較的大きく、30%を超えています。

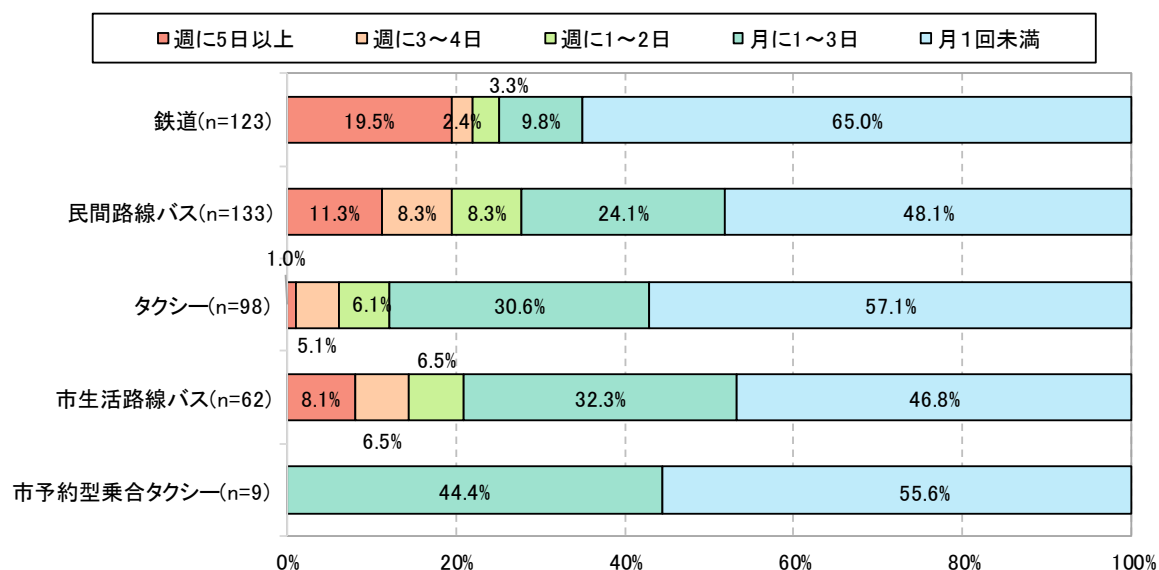


図 51 地域公共交通の利用頻度

(3) 地域公共交通を利用していない理由

- 地域公共交通を利用しない理由として、いずれの地域でも「自家用車で移動できるため」が最も多く、次いで「送迎で移動できるため」となっています。
- 「送迎で移動できるため」や「運賃が高いため」と回答した人の割合は、弥栄地域が比較的大きいです。
- 「徒歩や自家用車で移動できるため」は、浜田地域のみ 20%を超えており、その他の地域は 10%を下回っています。

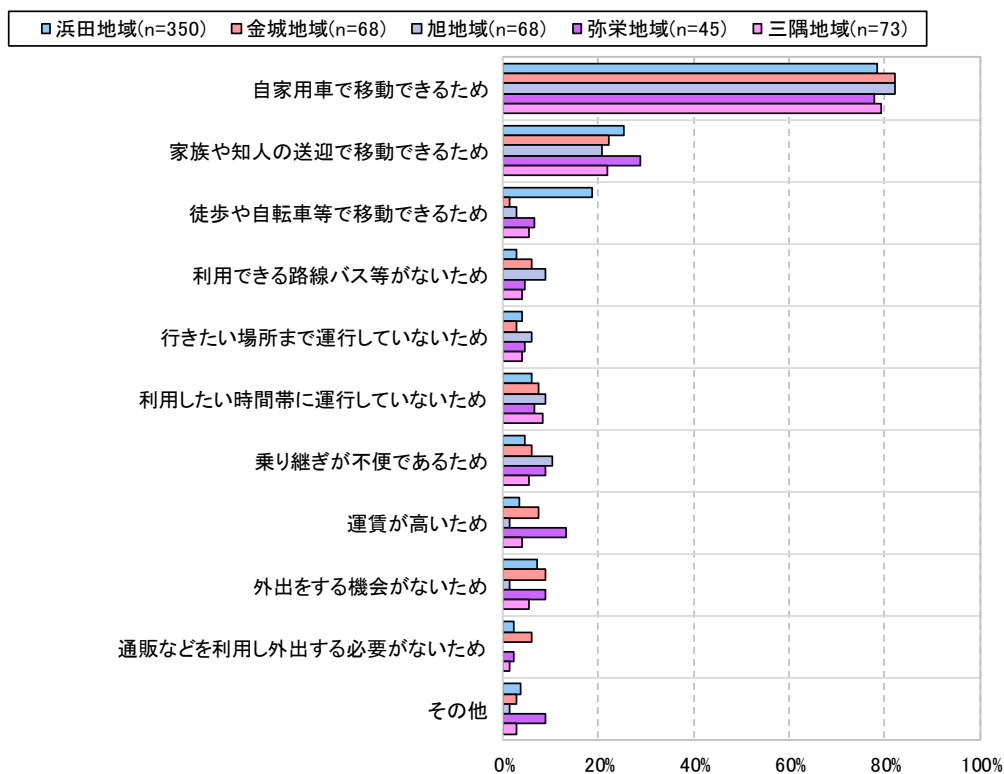


図 52 公共交通を利用していない理由

(4) 地域公共交通に対する不便感

- 地域公共交通が不便なために生活に支障をきたしていることや我慢していることは、浜田地区、石見地区及び周布地区以外で「ある」の割合が 20%を超えており、国府地区で最も大きくなっています。

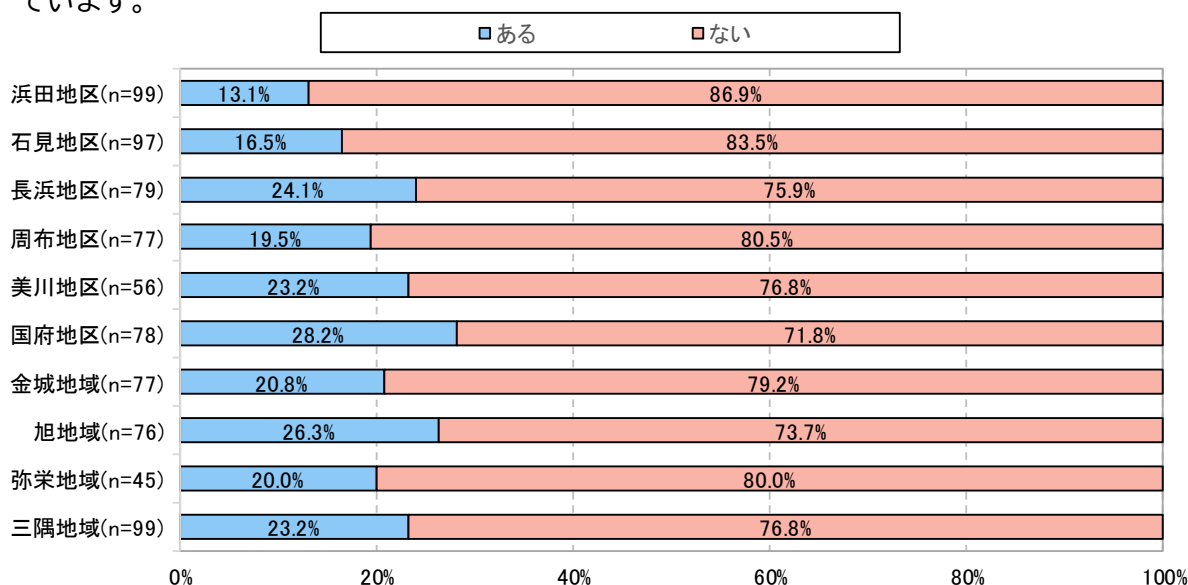


図 53 地域公共交通が不便なために生活に支障をきたしていることや我慢していることの有無

5 敬老福祉乗車券の利用状況

(1) 敬老福祉乗車券の利用状況

- 70 歳以上で、敬老福祉乗車券を利用している人は、いずれの地域（地区）でも 20%以上となっています。
- 浜田地域で割合が大きく、石見地区及び長浜地区では 40%を超えています。

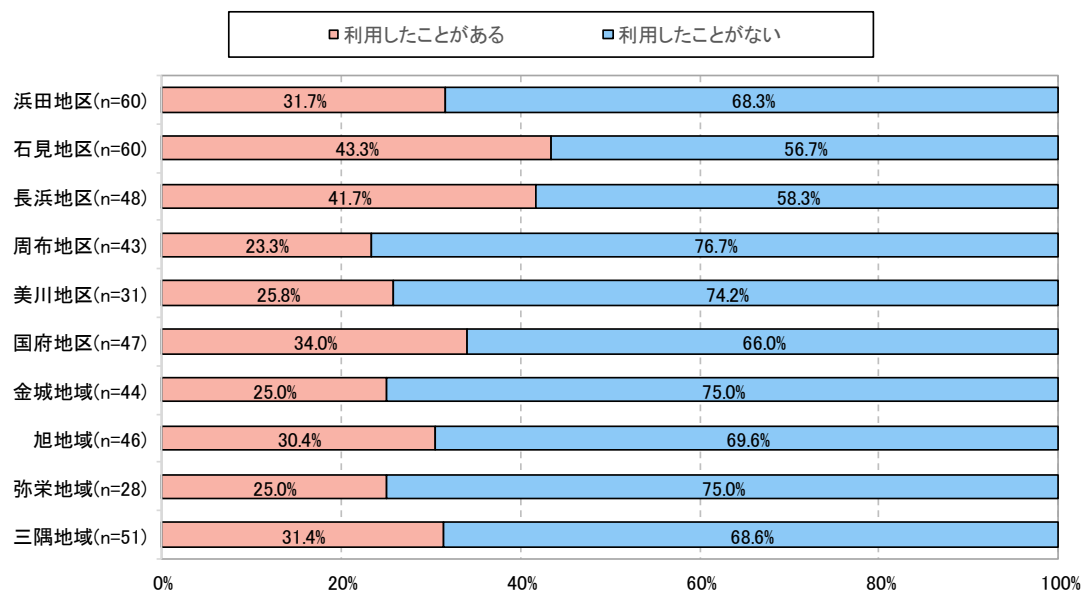


図 54 敬老福祉乗車券の利用状況（70 歳以上回答者に絞って集計）

(2) 敬老福祉乗車券の効果

- 敬老福祉乗車券により外出回数が増えたと回答した人は利用者全体のおよそ 21%を占めています。

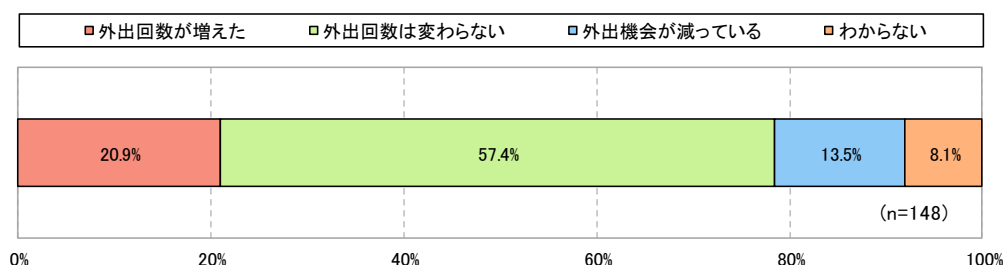


図 55 敬老福祉乗車券購入後における外出状況の変化

(3) 敬老福祉乗車券を使用（購入）していない理由

- 敬老福祉乗車券を購入していない理由としては、「制度内容を知らない」と回答した人の割合は 16%になります。
- 70 歳以上の回答者の中でもおよそ 21%が「制度の対象でないため」と回答しています。

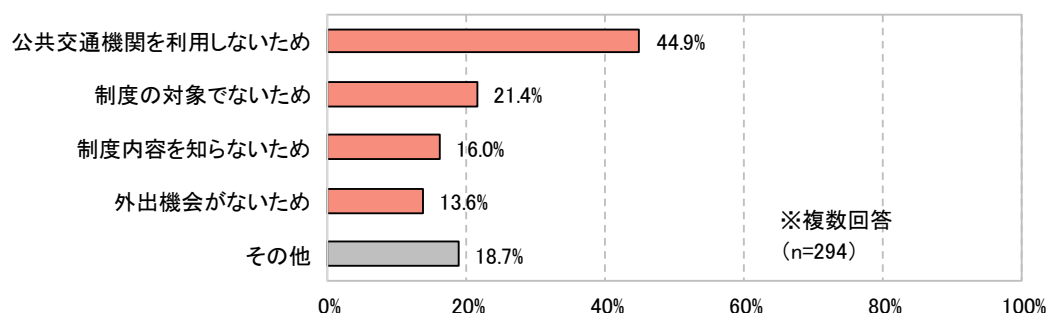


図 56 敬老福祉乗車券を使用（購入）していない理由（70 歳以上回答者に絞って集計）

6 今後の浜田市における地域公共交通の維持確保や取組への意向

(1) 将来の地域公共交通のあり方

- 将来の地域公共交通のあり方について、選択肢の中では「市の負担が増えたとしても、できる限り現状維持を目指す」が最も割合としては大きく、全体ではおよそ 38%を占めています。
- 「市の負担が増えたとしても、できる限り現状維持を目指す」を回答した人を地域別に見ると、浜田地域では長浜地区、浜田地域以外では旭地域、弥栄地域及び三隅地域で 40%を超えています。
- 「利用の少ない路線は廃止を検討し、地域住民主体の輸送手段を推進していく」は、浜田地域では浜田地区、美川地区及び国府地区、浜田地域以外では金城地域で 30%を超えています。

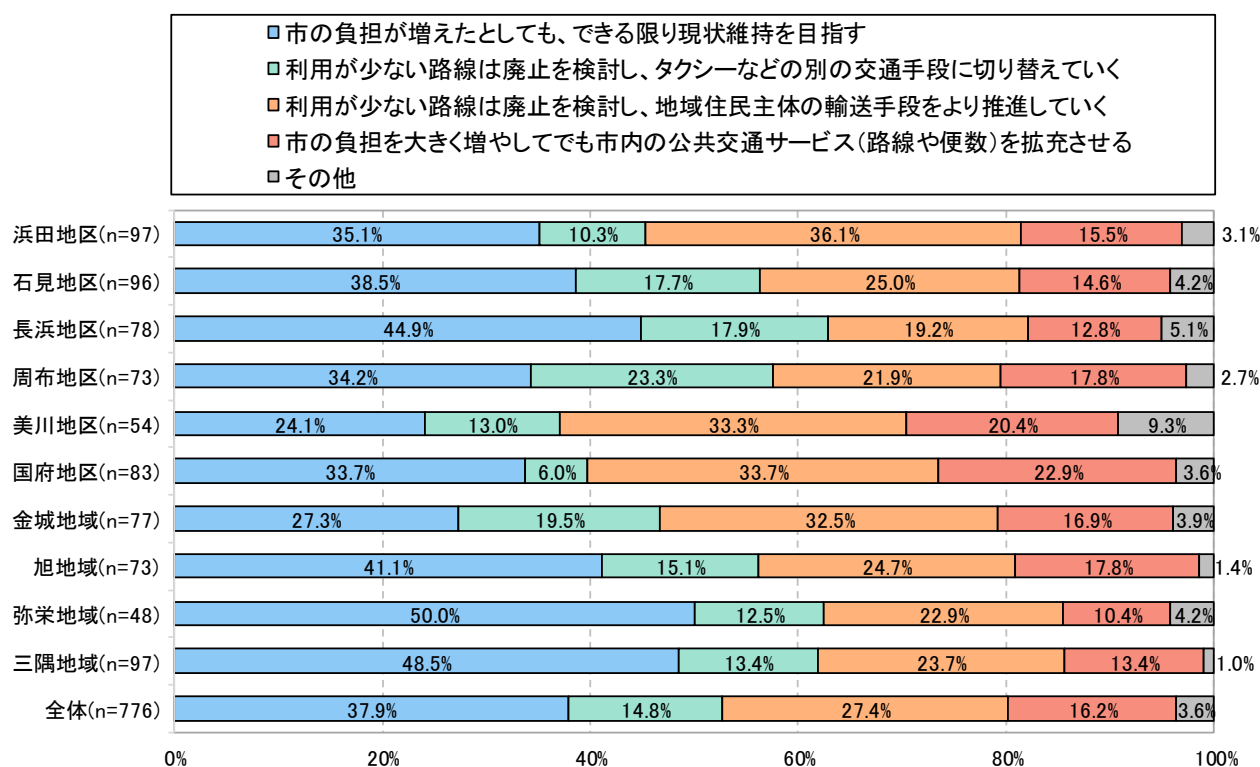


図 57 将来の地域公共交通のあり方

(2) 力を入れた方が良いと思う取組

- 特に力を入れた方が良いと思う取組は「敬老福祉乗車券の継続」が全体で最も多く、およそ 58% が回答しています。次いで「市生活路線バスのサービス拡充」「運転者不足の交通事業への支援」となっています。
- 「敬老福祉乗車券の継続」は三隅地域以外の地域で多く、「市生活路線バスのサービス拡充」は金城地域以外の地域で多い傾向にあります。
- 「市乗合タクシーのサービス充実」は弥栄地域のみ 30%を超えています。
- 「運転者不足の交通事業への支援」は浜田地域で 30%を超えています。
- 「自治会輸送などへの支援」は旭地域のみ 20%を超えています。

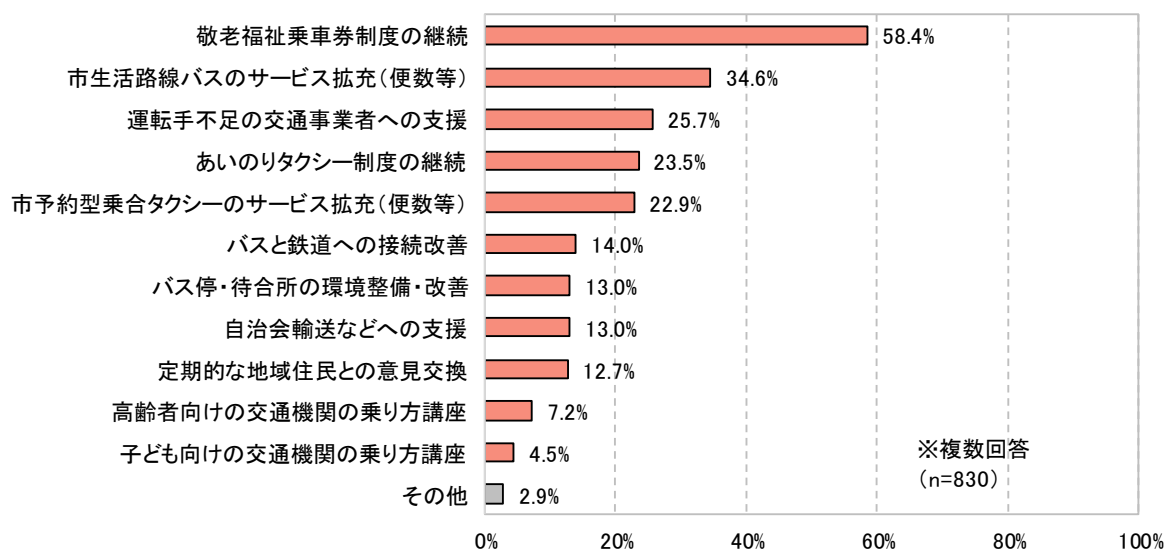


図 58 力を入れた方が良いと思う取組（全体）

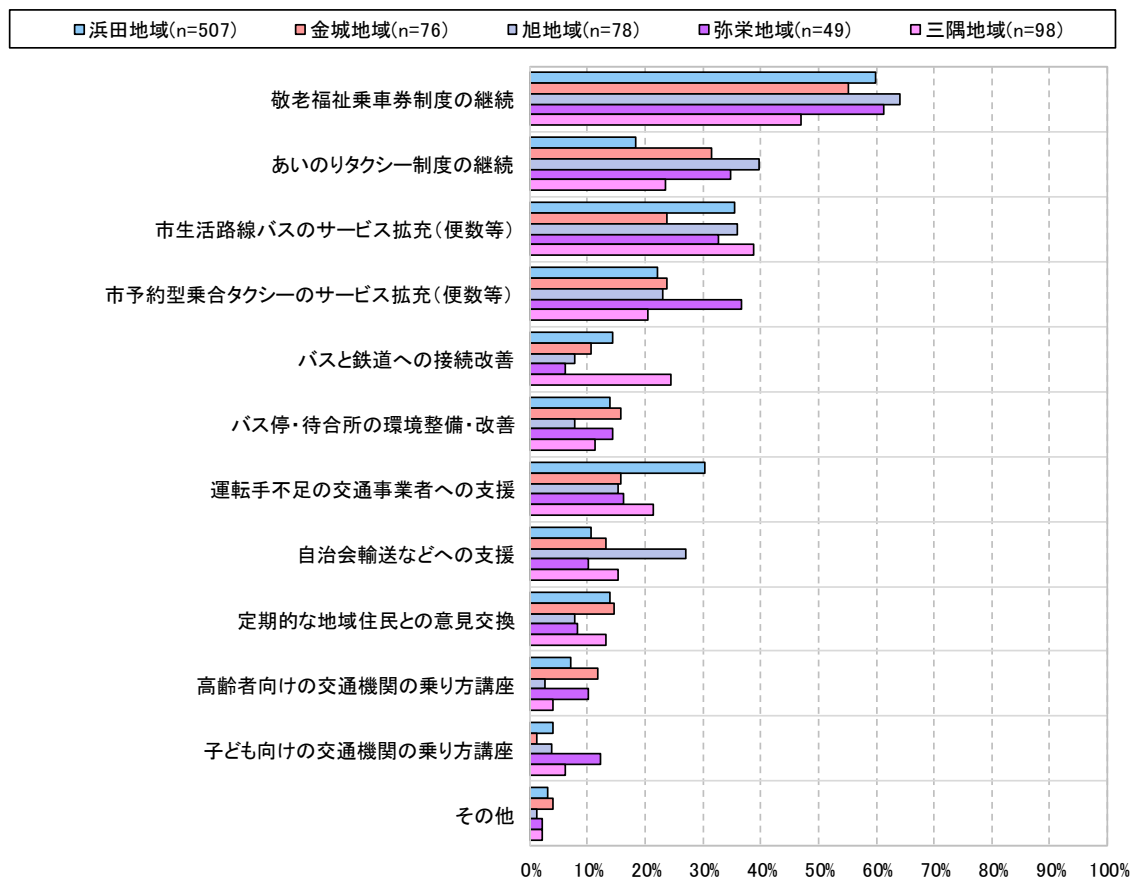


図 59 力を入れた方が良いと思う取組（全体）

第4章 地域公共交通に関する課題整理

1 第2次公共交通再編計画における事業とその実施状況

(1) 【施策 1】公共交通空白地域等の縮減

事業	事業概要	実施状況
地域に適した移動手段の確保	- 公共交通空白地域のうち、利用者が見込めず市乗合タクシーの導入が困難な地域において、地域住民自らが主体的に行うコミュニティワゴン運送やタクシーを活用した輸送サービスなど、費用対効果や住民ニーズを踏まえた、地域に適した移動手段を検討 - 住民が高齢化した団地への公共交通機関の乗り入れを検討 - 交通事業者と連携し、運転手の確保対策を検討	- タクシーを活用した輸送サービスとして令和 3(2021)年度からあいのりタクシー等運行支援事業を実施 - 島根県と連携した運転者求人募集等を行っているものの、コロナ禍等の影響もあり、依然として運転者不足及び運転者の高齢化が大きな課題
ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーを利用した新たな交通手段	利用者が見込めず市乗合タクシーの導入が困難な地域や、コミュニティワゴン運送など住民主導の運送活動の担い手が確保できない地域において、タクシーを活用した新たな交通手段や支援策を検討	
市乗合タクシー運行区域の拡大	- 市生活路線バスの見直しに伴い、所要時間や稼働実績をベースに運行区域やルートの見直しを検討 - 経由地までの通過時刻の目安を記載した時刻表を見直し、予約の実態に合わせた運行時刻となるよう検討	- 平成 30(2018)年時点は 12 路線であったのに対して、現在は 15 路線（令和 5(2023)年度時点）が運行 - 利用が大きく減少している路線が存在

(2) 【施策 2】中心市街地における移動性の向上

事業	事業概要	実施状況
循環系 3 路線の見直し	- 循環系 3 路線（市内循環線、大学線、長沢瀬戸ヶ島線）の見直しを検討 - ゆめタウン付近へのバス停設置 - 乗降の少ない区間については、利用実態を踏まえたルート・ダイヤへの見直し - 乗客数に応じた車両の小型化 - 利用し易い市内循環線のルート（右回り・左回り） - 通勤・通学のニーズ、鉄道との乗り継ぎを踏まえた大学線のルート・ダイヤの見直し	- 市内循環系 3 路線については、第 2 次公共交通再編計画策定後、段階的に見直しを実施 - コロナ禍の影響により利用者数・収支ともに令和 2(2020)年から減少 - 市内循環線と長沢瀬戸ヶ島線は令和 4(2022)年度時点でも低い水準であり、継続的な見直し検討が必要 - ゆめタウン付近へのバス停設置については、交通事業者と協議の上、乗降時の安全性を担保できないことから、設置は困難と判断

(3) 【施策 3】公共交通資源の適正配分

事業	事業概要	実施状況
運行見直し基準の設定	- 市生活路線バス、市乗合タクシー共に「1 便当たり 1.0 人」を基本とした運行見直し基準を設定 - 利用者数等以外にも住民意見を踏まえ、運行地域の地理的条件（地形、人口集積、主要目的地）などを加味して運用	- 令和 3(2021)年度に「櫛田原線」「今市線」の廃止に伴う代替交通（市生活路線バス及び乗合タクシー）を運行 - 上記に併せて「1 便当たり 1.0 人」を基本とした運行見直し基準に基づき、市生活路線バス及び市乗合タクシーの再編を検討・実施
地域交通資源の一体的運用	- それぞれ個別に契約を行っている市生活路線バス、市乗合タクシー、スクールバスを一体的にとらえ、市生活路線バス、市乗合タクシー、スクールバスを効率的に運用することで経費節減や運行合理化 - 想定される民間バス路線の再編とその影響度を踏まえた、市生活路線バス等代替交通検討 - 市生活路線バスと重複するスクールバスのルートや運行時刻を踏まえた一般混乗化を検討	市生活路線バスとスクールバスの一体的な運用は、学校におけるスクールバスの柔軟な対応を優先するため、実施は困難と判断

(4) 【施策 4】利用しやすい制度への再構築

事業	事業概要	実施状況
敬老福祉乗車券制度の見直し	- 敬老福祉乗車券交付事業の継続実施 - 財政的負担を考慮しつつ、制度の拡充検討	- 敬老福祉乗車券交付事業を実施 - 令和 4(2022)年 4 月から 69 歳以下の特定の障がい者への販売を実施 - 令和 5(2023)年 10 月から物価高騰対策として、販売上限冊数の引上げを実施
公共交通を利用した通学への支援	保護者による自家用車での送迎から公共交通への転換を目的とした支援事業の継続と効果的な事業内容を検討	- 通学定期券購入費補助制度を継続実施 - 令和 5（2023）年 4 月から県内の高等学校で市内の高等学校にない学科に通学する生徒も対象とする制度の見直しを実施

(5) 【施策 5】利用しやすい公共交通環境整備

事業	事業概要	実施状況
わかりやすい公共交通情報の提供	- バス路線図、時刻表に加え、利用者の居住地域から主要目的地への移動ルート等、公共交通に関する情報を掲載した冊子を作成し、公共施設や主要商業施設、病院などで配布 - 交通結節点等に主要施設や主要観光地等を付記した詳細なバス路線の案内表示を検討 - 交通結節点等のバス時刻表を大きく見やすい時刻表に改善 - 市乗合タクシーの乗務員に対する利用者への対応やサービス内容を定めた基準等の見直し	- 市全域及び市街地中心部の詳細を記載した「浜田市バスマップ」を作成・配布 - 子どもから大人までバスを身近に感じてもらい、バス利用のきっかけづくりを目的に三隅地域の「みすみフェスティバル」において「バス体験乗車会」を開催 - 市乗合タクシーの業務仕様書に利用者への対応やサービス内容を明記
バス利用環境の充実	- 乗降の多いバス停の待合環境を点検し、必要に応じて修繕、整備 - ベンチの設置要望があるバス停については、管理者や地元の意見を踏まえ運行事業者と協議 - 交通事業者や道路管理者と連携・協議をしながら低床バス導入を推進 - 道路管理者や警察、交通事業者等と協議をしながら、バス停周辺の安全対策を推進	- 市内を運行する石見交通の路線バスへの交通系 IC カードの導入（令和 5(2024)年 3 月）を国、県及び他市町と協調し支援 4 か所のバス停等の整備を実施

(6) 【施策 6】次世代モビリティサービスの導入

事業	事業概要	実施結果
ICTを利用したシステムの導入検討・次世代サービス実証試験の受入れ	- ICT を利用した新しい交通マネジメント技術の中から、本市に適したシステムを調査・研究 - AI などを利用した次世代モビリティ事業の実証実験フィールドとして、受入れ体制を県立大学、地元企業と連携し整え、県立大学や地元企業が進める次世代モビリティ研究や事業化を支援	- 企業等からの情報収集や先進事例を調査・研究を実施 - ICT を利用したシステム導入について、高齢者の利用が多いことに加え、利用者数が少なく、行先も限定的であるため、未実施

(7) 【施策 7】公共交通の観光活用

事業	事業概要	実施結果
訪れる人にもやさしい公共交通体系の検討	- 市街地の循環系 3 路線の見直しに合わせて、市観光客の移動手段としても活用できる路線を検討 - 観光客への JR 沿線の絶景スポットの紹介等、列車の観光利用を推進 - 空港と本市の間を乗り換えなしで行き来できる交通体系を検討	- 観光客を対象としたはまだお魚市場などを含めたエリア内での石見交通バスの 1 日乗り放題バス乗車券の販売を実施 - 萩・石見空港利用拡大促進協議会が実施するデマンド型の乗合タクシーを支援 - 石見交通路線バスに IC カードを導入

2 地域公共交通の課題

課題1 広域や地域をまたいで運行する地域公共交通の維持・確保

バス路線の廃止や鉄道の運行本数の削減等、地域公共交通を取り巻く環境が厳しい状況にある中、周辺自治体と連携し、広域や地域をまたがって運行する地域公共交通を将来にわたって維持・確保していく必要があります。

課題2 人口減少や高齢化、地域のニーズを踏まえた効率的・効果的な運行

今後、更なる高齢化と人口減少が予想される中、地域の生活交通を維持していくためには、地域のニーズに対応しつつ、需要に応じた運行が必要です。

課題3 地域公共交通空白地域等への対応

地域公共交通空白地域や移動が不便な地域に対応するために、市乗合タクシー、あいのりタクシー等運行支援事業や敬老福祉乗車券事業等のタクシーを活用した移動支援等、ドア・トゥ・ドア型の輸送の取組を継続していく必要があります。

また、あいのりタクシー等運行支援事業の推進においては、「地区まちづくり推進委員会」との連携が必要です。

課題4 自らの移動手段がない人への対策

少子高齢化の進行や運転免許証返納者の増加が予想される中、地域公共交通のバリアフリー対応等の利用環境整備、敬老福祉乗車券交付事業や高校生の通学定期券購入費補助といった自家用車等の移動手段を持たない人を対象とした施策が必要です。

課題5 適切な財政支出と施策効果の見える化

地域公共交通に係る市の財政負担額は、運行経費等の高騰により今後、増加が予想されることから、財政支出に関する目標値を設定する等、モニタリングの仕組みづくりが必要です。

課題6 運転者不足への対応

運転者不足や運転者の高齢化が大きな課題となっている中、地域公共交通を維持していくためには、人材確保や育成に関する交通事業者への支援が必要です。

課題7 路線廃止への対応

路線廃止の可能性が生じた場合は、代替交通の運行等を検討する必要があります。

一方で、既存の地域公共交通が廃止とならないよう支えていくことも重要であり、市・交通事業者・地域住民の協働による利用促進を行う必要があります。

課題8 地域公共交通に対する認知・理解の向上

地域公共交通の利用促進やその必要性について理解の向上を図るためには、継続的な情報発信が必要です。

また、交通施策の周知・情報発信のほか、施策の効果等の情報を市民に向けて発信し、地域公共交通の必要性・重要性の理解を促すことも必要です。

課題9 市街地における利便性の向上

市中心部では、通院先や買物先への移動ニーズが高く、浜田駅を中心とした市街地移動に関する利便性や回遊性の向上が必要です。

課題10 アフターコロナにおける来訪者への対応

石見交通路線バスの交通系 IC カードの導入等、利用環境整備を進める中、今後はアフターコロナによる観光需要の回復を踏まえて、利便性の高い移動手段を考える必要があります。

第5章 計画の基本方針と目標

1 計画の基本方針

総合振興計画に掲げる将来像「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田」を基本としつつ、第2次公共交通再編計画の基本理念を踏襲し、本計画の基本方針（理念）として次の方針を定めます。

未来の市民生活を支える地域公共交通

2 計画の目標

目標1 市民の生活を支える地域公共交通

地域に応じた移動手段を維持・確保することによって、安心して暮らせる市民生活を支えていくことを目指します。

対応する課題

課題1	課題2	課題3	課題4	課題5	課題6	課題7	課題8	課題9	課題10
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

目標2 人にやさしい地域公共交通

誰もが利用しやすい地域公共交通を目指します。

対応する課題

課題1	課題2	課題3	課題4	課題5	課題6	課題7	課題8	課題9	課題10
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

目標3 未来につなげる地域公共交通

市民の地域公共交通に対する理解を深め、先進技術の活用等を調査・研究し、これを踏まえた検討・実施を行うことにより、未来につなげる地域公共交通を目指します。

対応する課題

課題1	課題2	課題3	課題4	課題5	課題6	課題7	課題8	課題9	課題10
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

目標4 持続可能な地域公共交通

公共交通が地域に存続し続けるため、市民みんなで支える地域公共交通を目指します。

対応する課題

課題1	課題2	課題3	課題4	課題5	課題6	課題7	課題8	課題9	課題10
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

3 地域公共交通ネットワークのイメージと位置付け・役割

(1) 地域公共交通ネットワークのイメージ

本市における地域公共交通ネットワークのイメージについて、浜田市都市計画マスタープランにおける将来都市構想を踏まえ、各地区での拠点を設定し、浜田駅を中心とした公共交通ネットワーク構築を目指します。

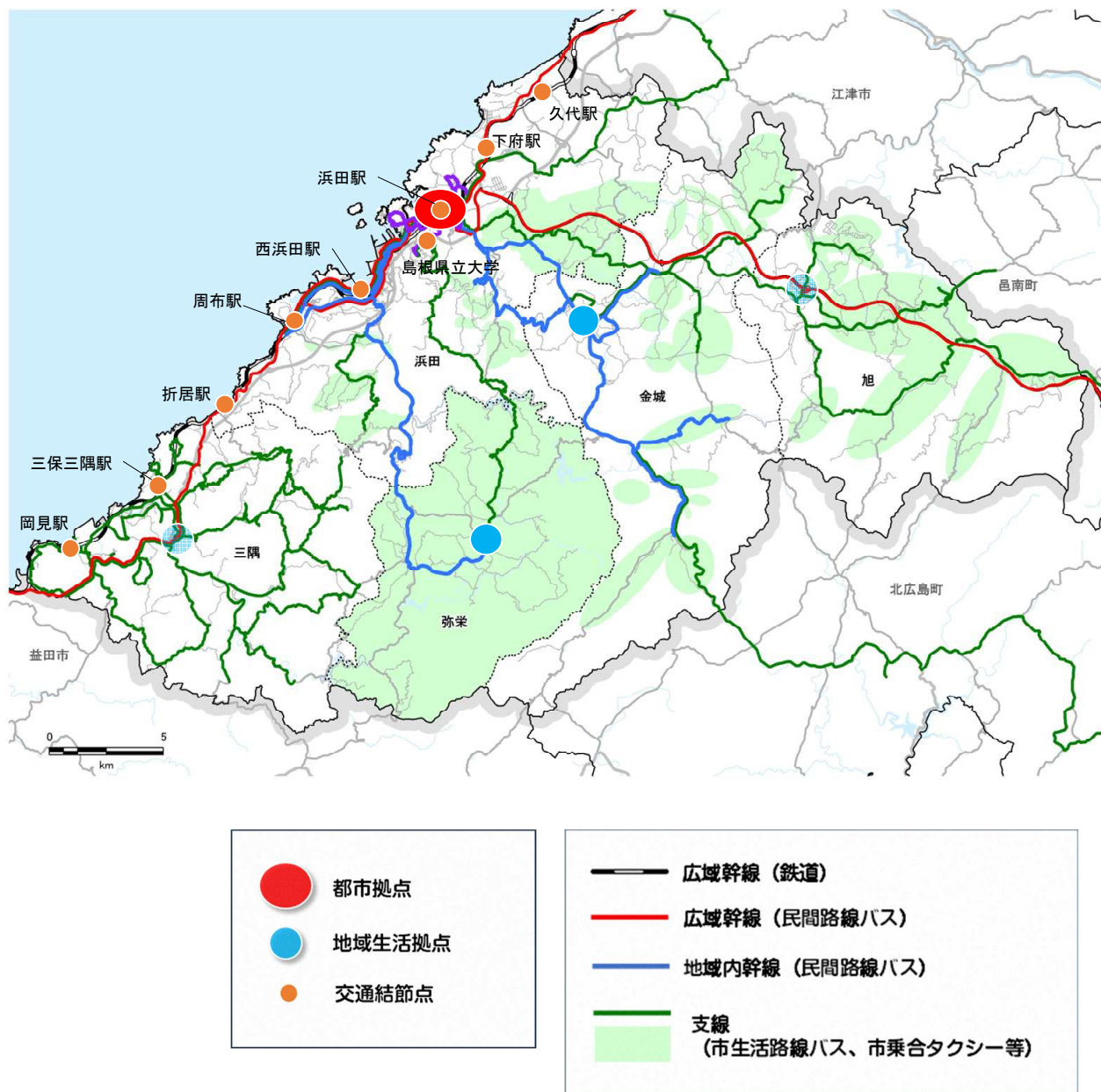


図 60 公共交通ネットワークのイメージ

(2) 地域公共交通の役割と維持・確保の方向性

位置付け	役割	該当する交通手段	該当する路線	維持・確保における方向性
広域幹線	隣接自治体との広域的な移動・連携を支える幹線 広域の需要に対応(通学・通勤・観光等)	鉄道	JR 山陰本線	地域住民の広域的・幹線的な移動手段として重要な役割を担っており、鉄道事業者や周辺自治体と連携して路線の維持・確保やサービス向上に努める。 接続する市内の交通手段については、乗り継ぎの利便性を確保し、利用促進に取り組む。
		民間路線バス	【石見交通】 周布江津線 浜田益田線	本市と江津市・益田市を結ぶ公共交通ネットワークを形成する上で、通勤・通学等、住民の日常生活において重要な役割を担っている。 一方で、関係自治体の補助や事業者の運営努力だけでは路線の維持・確保が困難であることから、地域公共交通確保維持事業(幹線補助・車両補助)の活用により、周辺自治体と連携して運行の維持・確保に努める。
			広浜線 (高速バス)	広島県(広島市、北広島町)との広域的な移動を担う交通手段であり、周辺自治体や交通事業者と連携して路線の維持・確保に努める。
地域内幹線	地域の拠点間移動を支える幹線 市内の地域間移動の需要に対応	民間路線バス	【石見交通】 周布線 弥栄線 波佐線	交通事業者と連携して路線を維持・確保に努めるとともに、運行見直し基準に基づき便数・運行時間帯等の適正化を図る。 一方で、市の補助や事業者の運営努力だけでは路線の維持・確保が困難であることから、「弥栄線」については、地域公共交通確保維持事業(幹線補助・車両補助)の活用により、運行の維持・確保に努める。
		市生活路線バス	【市】 旭浜田路線 弥栄野原路線	
市街地交通	市中心部の回遊性や地域住民の移動利便性向上を図る路線	民間路線バス	【石見交通】 市内循環線 大学線 長沢瀬戸ヶ島線	交通事業者と連携して路線の維持・確保に努めるとともに、利用者ニーズを踏まえて、市街地移動の利便性向上を図る。
支線	地域拠点と交通結節点や、地域内の集落間を結ぶ路線	民間路線バス	【総合企画コーポレーション】 千代田芸北・金城線(予約制)	日常生活や地域公共交通空白地域への対応において重要な役割を担う路線であり、周辺自治体や交通事業者、地域住民と連携して路線の維持・確保に努める。 運行見直し基準に基づき便数・運行時間帯等の適正化や幹線との接続改善、交通モードの転換を含めた見直しを必要に応じて行う。
		市生活路線バス 市乗合タクシー	【市】 浜田路線 金城路線 旭路線 三隅路線	
その他	上記の公共交通を補完し、高齢者等の生活移動を担う交通	タクシー		各種補助事業を継続し、高齢者等の生活移動(通院や買物)を支援する。 地域の状況や必要に応じて交通空白地域等の移動が不便な地域への対応等にも活用する。
	市内と萩・石見空港の移動を担う交通	萩・石見空港－浜田間乗合タクシー		本市と萩・石見空港を直通で結ぶ唯一の交通手段であるため、萩・石見空港の利用促進等と連携して、維持・確保に努める。

第6章 計画に掲げる事業

1 「市民の生活を支える地域公共交通(目標1)」に対応する事業

事業名	広域交通の維持・確保																																													
事業内容	○ 周辺自治体にまたがって運行する広域幹線（周布江津線、浜田益田線）を、周辺自治体や運行事業者と連携して維持・確保する。 ○ 広域幹線の維持・確保に当たっては、地域公共交通確保維持事業（幹線補助・車両補助）を活用する。 ○ 島根県及び県内沿線自治体で構成する島根県鉄道整備連絡調整協議会と連携し、JR 山陰本線の維持・確保策及び利用促進策を検討・推進する。 ○ JR 山陰本線のダイヤ改正に対応した民間路線バス及び市生活路線バスのダイヤ見直しを適宜、検討・実施する。 【地域間幹線系統確保維持費補助（国補助）を活用して維持する路線（系統）の詳細】 <table><tr><th rowspan="2">路線名</th><th colspan="3">系統</th><th rowspan="2">事業区分</th><th rowspan="2">運行形態</th><th rowspan="2">実施主体</th></tr><tr><th>起点</th><th>主な経由地</th><th>終点</th></tr><tr><td rowspan="2">浜田益田線</td><td>石見交通本社前</td><td>三隅</td><td>浜田駅前</td><td rowspan="2">一般乗合旅客自動車運送事業</td><td rowspan="2">路線定期運行</td><td rowspan="2">交通事業者</td></tr><tr><td>石見交通本社前</td><td>日赤病院</td><td>石見交通本社前</td></tr><tr><td rowspan="5">周布江津線</td><td>周布</td><td>西波子 済生会病院</td><td>温泉津温泉口</td><td rowspan="5">一般乗合旅客自動車運送事業</td><td rowspan="5">路線定期運行</td><td rowspan="5">交通事業者</td></tr><tr><td>周布</td><td>西波子 済生会病院</td><td>江津駅前</td></tr><tr><td>周布</td><td>西波子 沖田クリニック</td><td>江津駅前</td></tr><tr><td>周布</td><td>はまだお魚市場 済生会病院</td><td>江津駅前</td></tr><tr><td>周布</td><td>はまだお魚市場 沖田クリニック 済生会病院</td><td>江津駅前</td></tr></table>							路線名	系統			事業区分	運行形態	実施主体	起点	主な経由地	終点	浜田益田線	石見交通本社前	三隅	浜田駅前	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行	交通事業者	石見交通本社前	日赤病院	石見交通本社前	周布江津線	周布	西波子 済生会病院	温泉津温泉口	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行	交通事業者	周布	西波子 済生会病院	江津駅前	周布	西波子 沖田クリニック	江津駅前	周布	はまだお魚市場 済生会病院	江津駅前	周布	はまだお魚市場 沖田クリニック 済生会病院	江津駅前
	路線名	系統			事業区分	運行形態	実施主体																																							
		起点	主な経由地	終点																																										
	浜田益田線	石見交通本社前	三隅	浜田駅前	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行	交通事業者																																							
		石見交通本社前	日赤病院	石見交通本社前																																										
	周布江津線	周布	西波子 済生会病院	温泉津温泉口	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行	交通事業者																																							
		周布	西波子 済生会病院	江津駅前																																										
		周布	西波子 沖田クリニック	江津駅前																																										
		周布	はまだお魚市場 済生会病院	江津駅前																																										
		周布	はまだお魚市場 沖田クリニック 済生会病院	江津駅前																																										
実施主体	浜田市、島根県、島根県鉄道整備連絡調整協議会、周辺自治体（江津市・益田市）、交通事業者			対応するSDGs	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう 10 人や国の不平等をなくそう																																									
実施時期	令和 6 年度から実施																																													

事業名	市内生活交通の維持・確保																							
事業内容	○ 民間路線バスとして運行する地域内幹線を交通事業者と連携して維持・確保する。 ○ 地域内幹線のうち、弥栄線の維持・確保に当たっては地域公共交通確保維持事業（幹線補助・車両補助）を活用する。 ○ 民間路線バス廃止に伴う代替交通として、市生活路線バス及び市乗合タクシーを、地域住民のニーズ等を踏まえて運行する。 【地域間幹線系統確保維持費補助（国補助）を活用して維持する路線（系統）の詳細】																							
	<table><tr><th rowspan="2">路線名</th><th colspan="3">系統</th><th rowspan="2">事業区分</th><th rowspan="2">運行形態</th><th rowspan="2">実施主体</th></tr><tr><th>起点</th><th>主な経由地</th><th>終点</th></tr><tr><td>弥栄線</td><td>浜田駅前</td><td>下鍋石</td><td>弥栄支所前</td><td>一般乗合旅客自動車運送事業</td><td>路線定期運行</td><td>交通事業者</td></tr></table>							路線名	系統			事業区分	運行形態	実施主体	起点	主な経由地	終点	弥栄線	浜田駅前	下鍋石	弥栄支所前	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行	交通事業者
	路線名	系統			事業区分	運行形態	実施主体																	
		起点	主な経由地	終点																				
弥栄線	浜田駅前	下鍋石	弥栄支所前	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行	交通事業者																		
実施主体	浜田市、交通事業者			対応するSDGs	3 すべての人に健康と福祉を		10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナリシップで目標を達成しよう															
実施時期	令和 6 年度から実施																							

事業名	地域の交通資源を活用した生活交通の構築						
事業内容	- 市乗合タクシーについては、地域のニーズ等を考慮した上で、必要に応じて運行計画の改善を図る。 - ドア・トゥ・ドア型の交通手段として、地区まちづくり推進委員会と連携してあいのりタクシー等運行支援事業を実施する。 - 市乗合タクシーの導入や運行継続が困難な地区については、あいのりタクシー等運行支援事業を活用した対応を前提とする。 - 自治体と交通事業者が協定を締結し、エリアで一括して運行する事業（エリア一括協定運行事業）について調査・研究を行う。						
実施主体	浜田市、交通事業者、地域住民		対応する SDGs	3すべての人に健康と福祉を 10人や国の不平等をなくそう 11住み続けられるまちづくりを 17パートナーシップで目標を達成しよう			
実施時期	令和 6 年度から実施						

事業名	路線の廃止等に対応した代替交通の確保					
事業内容	○ 路線の廃止等が発生する場合は、市生活路線バスや市乗合タクシーでの対応、あいのりタクシーの活用を含めて柔軟に対応し、地域住民の移動ニーズに対応したルートやダイヤを設定する。					
実施主体	浜田市、交通事業者	対応する SDGs				
実施時期	令和 6 年度から随時実施					

2 「人にやさしい地域公共交通(目標2)」に対応する事業

事業名	補助制度の実施			
事業内容	○ 地域住民のニーズ等を踏まえ、敬老福祉乗車券交付事業を実施する。販売上限冊数については、現在の形を基本に財政的負担を考慮しつつ地域の状況や社会情勢等に配慮した形とする。 ○ 市内の高校生を対象にした通学定期券購入費補助事業を実施する。 ○ 時刻や路線図、交通事業者が独自で行うサービス等と一体的に情報発信を行い、地域公共交通の利用促進につなげる。 ○ 事業に対する理解を促進するため、制度の目的や事業効果等を周知・PR する。			
実施主体	浜田市、交通事業者	対応する SDGs	3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう	
実施時期	令和 6 年度から実施			

事業名	利用環境の整備・改善					
事業内容	○ バス停の待合環境を点検し、必要に応じて修繕、整備を行う。 ○ 駅施設、地域生活拠点又は交通結節点における乗り換えの案内について、必要に応じて改善を図る。 ○ 市生活路線バスの路線については、ウェブサイトでの経路検索に対応する。 ○ 交通系 IC カードの周知・PR を交通事業者と連携して行う。					
実施主体	浜田市、交通事業者	対応する SDGs	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
実施時期	令和 6 年度から実施					

3 「未来につなげる地域公共交通(目標3)」に対応する事業

事業名	地域公共交通に対する意識の醸成・理解の促進		
事業内容	○ 地域公共交通の利用状況や取組の進捗状況等の情報を発信することで、地域公共交通事業の必要性・重要性に関する理解を深める。 ○ 園児や児童を対象に鉄道やバスの体験学習を検討・実施する。 ○ 公共交通利用のきっかけづくりとして、イベント等と連携したバス体験学習会や鉄道の駅探検等を検討・実施する。 ○ 地区まちづくり推進委員会の地域活動や、地区サロン・高齢者クラブ等の集会を活用し、地域公共交通の利用方法等の周知を行う。 ○ 広報はまだや浜田市ホームページ等を活用して、地域公共交通の利用の呼びかけを行う。 ○ 浜田市地域公共交通活性化協議会を開催し、地域公共交通の現状や取組の状況等を関係者間で共有する。		
実施主体	浜田市、交通事業者、浜田市地域公共交通活性化協議会、地域住民	対応する SDGs	   
実施時期	令和 6 年度から実施		

事業名	先進技術を活用した地域公共交通サービスの調査・研究、検討・実施		
事業内容	○ AI 等の先進技術を活用した効率的かつ利便性の高い地域公共交通サービス導入に向けて、全国の先進事例等の調査・研究を行い、これを踏まえて検討・実施する。 ○ 地域に適した生活交通の運用や構築に当たって、国の動向に注視しつつ、有用な仕組みの調査・研究を行い、これを踏まえて検討・実施する。		
実施主体	浜田市、交通事業者	対応する SDGs	    
実施時期	令和 6 年度から実施		

事業名	中心市街地における移動利便性の向上		
事業内容	○ 利用しやすい市街地交通の構築に向けて、市中心部における移動ニーズや大学生のニーズ、利用者の意見等を把握し、必要に応じてルートやダイヤの変更・調整を交通事業者と連携して行う。 ○ 市街地交通の路線については、鉄道のダイヤ改正等に合わせて、浜田駅での鉄道との接続時間を調整する。		
実施主体	浜田市、交通事業者	対応する SDGs	   
実施時期	令和 6 年度から実施		

事業名	地域公共交通の情報発信強化			
事業内容	○「浜田市バスマップ」を路線のルート変更や再編、ダイヤ改正に合わせて定期的に更新する。 ○ 広報はまだや浜田市ホームページ等を活用して、地域公共交通の利用促進を行う。 ○ 各種運賃の助成制度の案内を行う。 ○ 観光地までの地域公共交通の経路案内を浜田市観光協会と連携して行う。 ○ 地域公共交通の利用状況や取組の進捗状況等の情報を発信することで、地域公共交通事業の必要性・重要性に関する理解を深める。（再掲）			
実施主体	浜田市、交通事業者、浜田市観光協会	対応する SDGs	   	
実施時期	令和 6 年度から実施			

4 「持続可能な地域公共交通(目標4)」に対応する事業

事業名	運行見直し基準に基づく路線の適正化			
事業内容	- 市生活路線バスや市乗合タクシーは「1 便当たり 1.0 人」を運行見直し基準とする。 - 毎年度運行見直し基準により、路線が地域に適切にかつ効率的に運行できているか検証を行う。見直し基準に達していない場合であっても、地域事情を考慮した上で路線の継続又は減便、廃止を判断する。 - 地域公共交通の利用状況等について、地域協議会等に報告するとともに、浜田市ホームページ等により市民に情報提供し、地域公共交通の必要性・重要性に関する理解を深める。			
実施主体	浜田市、交通事業者、地域住民	対応する SDGs	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを
実施時期	令和 6 年度から実施		12 つくる責任 つかう責任	17 パートナリシップで目標を達成しよう

事業名	運行事業者に対する支援策の検討・実施			
事業内容	- 運転者不足及び運転者の確保においては、国や島根県と連携して交通事業者に対する支援策を実施する。 - 人材確保のための支援として、U ターン・I ターン者向けの求人イベント等における紹介や女性人材の活用に関する支援等を島根県や周辺自治体と連携して実施する。			
実施主体	浜田市、国、島根県、周辺自治体、交通事業者	対応する SDGs	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを
実施時期	令和 6 年度から実施		17 パートナリシップで目標を達成しよう	

第7章 計画のモニタリング方法と評価指標

1 目標に対する評価指標

(1) 市民の生活を支える地域公共交通(目標 1)

評価指標		現状値 R4 年度 (2022)	年間目標値 R11 年度 (2029)	考え方
市内公共交通の年間利用者数	民間路線バス	609,052 人	550,000 人	廃止路線による利用者減少を考慮した値を設定し、利用者数の現状維持を目指す。
	市生活路線バス	26,526 人	22,760 人	総合振興計画で設定する目標・数値指標を踏まえた目標を設定し、利用者数の現状維持を目指す。
	市乗合タクシー	3,584 人	3,816 人	
あいのりタクシー等運行支援事業の申請をした地区まちづくり推進委員会の団体数		13 団体	17 団体	地区まちづくり推進委員会の設置支援と合わせて推進することにより、実施団体数の増加を目指す。

(2) 人にやさしい地域公共交通(目標 2)

評価指標	現状値 R4 年度 (2022)	年間目標値 R11 年度 (2029)	考え方
敬老福祉乗車券交付事業の申請数	3,514 人	4,000 人	総合振興計画で設定する目標・数値指標を踏まえた目標を設定し、利用者数の増加を目指す。
環境整備を実施したバス停数	4 か所	1 か所	総合振興計画で設定する目標・数値指標を踏まえた目標を設定し、環境整備箇所数の増加を目指す。

(3) 未来につなげる地域公共交通(目標 3)

評価指標	現状値 R4 年度 (2022)	年間目標値 R11 年度 (2029)	考え方
市街地交通(大学線、市内循環線、長沢瀬戸ヶ島線)の 1 日当たり利用者数	639 人	600 人	市中心部の移動利便性を底上げし、利用者数の現状維持を目指す。
地域公共交通に関する情報発信の取組件数	3 回	4 回	広報はまだや市ホームページ等を活用した情報発信を定期的に行う。
地域公共交通利用促進策の実施数	2 事業	4 事業	総合振興計画で設定する目標・数値指標を踏まえた目標を設定し、実施件数の増加を目指す。

(4) 持続可能な地域公共交通(目標 4)

評価指標	現状値 R4 年度 (2022)	年間目標値 R11 年度 (2029)	考え方
浜田市民 1 人当たりの地域公共交通に係る実質市負担額	910 円	1,060 円	人口減少によって財政負担が大きくならないことを目指し、令和 4 年度時点の財政負担額を人口シミュレーションの推計値(令和 12 年時点)で除した値を目標値とする。
高速バスを除く広域幹線及び地域内幹線の収支率	41%	40%	生活交通確保維持改善計画(地域間幹線系統)で目標とする、キロ当たり経常収益の維持確保を踏まえて、収支率の現状維持を目指す。

2 計画の達成状況に関する進捗管理

- 浜田市、住民代表、交通事業者、関係団体等によって構成する「浜田市地域公共交通活性化協議会」により本計画の進捗管理を行います。
- 計画期間においては、必要に応じて計画の見直しを図りながら、最終年度において計画全体の達成状況の評価・検証を行い、次期計画の策定に向けた検討を行います。

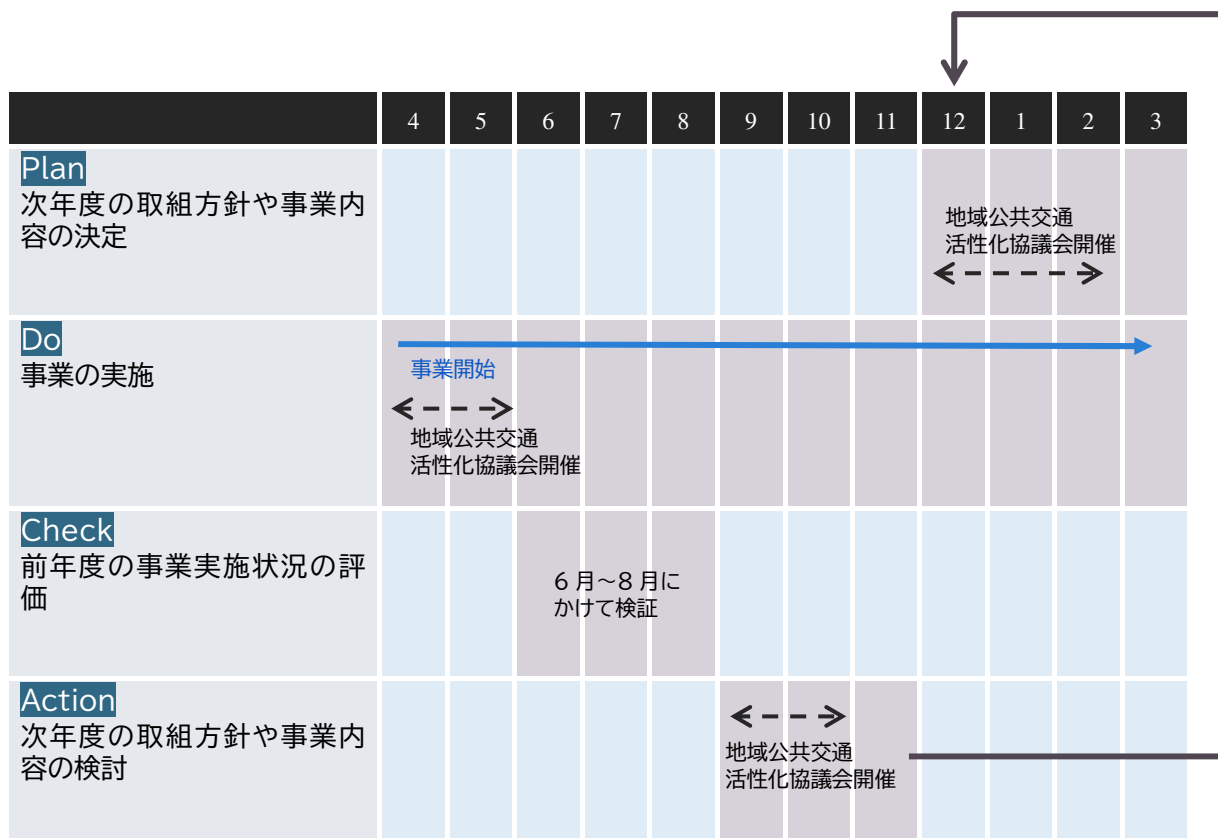


図 61 通年における PDCA サイクルのイメージ



図 62 計画期間における PDCA サイクル

運行路線一覧（令和 6（2024）年 4 月時点）

(1) 民間路線バス（事業区分：一般乗合旅客自動車運送事業）

路線名	主な系統			運行形態	実施主体
	起点	主な経由地	終点		
浜田益田線	石見交通本社前	三隅、 日赤病院	浜田駅前	路線 定期運行	石見交通
土田線	益田駅前	医師会病院	宮ヶ迫		
周布線	周布	浜田商港口、 杉戸町	浜田駅前		
弥栄線	浜田駅前	下鍋石	弥栄支所前		
市内循環線	浜田駅前	医療センター	浜田駅前		
波佐線	周布	辻堂、 長見口	東谷下		
周布江津線	周布	西波子 済生会病院	江津駅前		
長沢瀬戸ヶ島線	長沢局前	瀬戸ヶ島	浜田駅前		
大学線	県立大学	竹迫団地、 浜田駅	県立大学		
千代田芸北金城線	芸北支所		小国橋	路線 不定期運行	総合企画コー ポレーション

(2)市生活路線バス（事業区分：自家用有償旅客運送事業）

路線名		主な系統			運行形態 実施主体	
		起点	主な経由地	終点		
浜田路線	櫛田原線	上櫛田原	田橋	本郷橋	公共交通 空白地有 償運送	浜田市
	有福線	はまだお魚市 場入口	浜田駅	有福温泉		
金城路線	金城線	大元集会所	浄光寺	七条		
旭路線	木田線	石見今市	旭温泉	上ノ原		
	戸川線	まんてん前	中戸川	泊里原		
	瑞穂線	まんてん前	都川	瑞穂インター		
旭浜田 路線	今市浜田線	石見今市	今福	浜田駅		
弥栄野原 路線	弥栄野原線	弥栄支所	大長見大橋	県立大学		
三隅路線	循環線 (右回り線)	三保三隅駅	三隅支所、 岡見駅	三隅支所		
	循環線 (左回り線)	三隅支所	岡見駅	三保三隅駅		
	黒沢矢原線	三保三隅駅	三隅支所	上古和		
	諸谷平原線	みのり会館	諸谷、 三隅支所	消防署		
	白砂西河内線	白砂まちづくり センター	三保三隅駅、 三隅支所	消防署		
	井野室谷線	井野まちづくり センター	上室谷集会所、 三隅支所	消防署		
	矢原岡見線	三保三隅駅	矢原集会所	三保三隅駅		
	黒沢小原線	三保三隅駅	黒沢集会所	三保三隅駅		
	岡見海老谷線	三保三隅駅	海老谷集会所	三保三隅駅		
	井野三隅線	釜田橋	小原	三保三隅駅		
	周布地今明線	釜田橋	下今明	三保三隅駅		
	石浦小原線	石浦集会所	小原	三保三隅駅		
	平原森溝線	東平原	森溝、 三隅支所	消防署		

(3)市予約型乗合タクシー（事業区分：一般乗合旅客自動車運送事業）

路線名	主な系統			運行形態	実施主体
	起点	主な経由地	終点		
美川線	美川地区	周布駅	もりわき眼科	区域運行	浜田市
石見東線	後野町、佐野町、宇津井町	浜田駅	医療センター		
小国・波佐線	小国、波佐、若生地区	波佐郵便局	波佐診療所		
美又線	美又地区	金城支所	金城沖田医院		
久佐線	久佐地区	金城沖田医院	金城支所		
木田・山ノ内線	木田、山ノ内地区	あさひ診療所	今市		
和田線	和田地区	あさひ診療所	今市		
坂本・都川線	坂本地区	都川	瑞穂インター		
市木・来尾線	市木、来尾地区	上田医院	瑞穂インター		
今市線	草ノ谷	あさひ診療所	石見今市郵便局		
丸原・栄線	上城	あさひ診療所	石見今市郵便局		
横谷・程原線	横谷、程原地区	A コープ	診療所		
山賀・畑線	山賀、畑地区	A コープ	診療所		
田野原・的野線	田野原、的野地区	診療所	A コープ		
安城・杵束線	安城、杵束地区	－	診療所		

計画策定の経過

年	月	会議等	内容
令和5年	7月	第1回協議会	計画策定スケジュールの説明
		第1回利用者部会	- 地域の現状ヒアリング - 地域間の情報共有
	9月	市民アンケート調査	- 令和5年9月4日～同月25日 15歳以上の市民2,000人を対象に実施
	11月	第2回協議会	- 現状分析及びアンケート、ヒアリングによるニーズ等の把握、地域課題等の調査分析結果報告 - 地域公共交通の実態報告 - 計画(素案)協議
	12月	第3回協議会	計画(素案)協議
	12～1月	パブリックコメント	令和5年12月15日～令和6年1月25日
令和6年	2月	第2回利用者部会	- 計画(素案)を踏まえた地域の現状ヒアリング - 地域間の情報共有
		第4回協議会	計画(案)協議
		計画策定	

浜田市地域公共交通計画活性化協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

番号	団体名	役職	委員氏名	備考
1	浜田市	副市長	砂川 明	会長
2	島根県立大学	准教授	松田 善臣	副会長
3	中国運輸局島根運輸支局	首席運輸企画専門官	橋本 健司	
4	島根県地域振興部交通対策課	主任主事	実重 和成	
5	浜田警察署	交通課長	板倉 雅人	
6	国土交通省浜田河川国道事務所	副所長	安部 正和	
7	島根県浜田県土整備事務所	統括調整監	荒木 伸次	
8	浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	河野 良平	
9	浜田女性ネットワーク	会員	金本 妙子	
10	浜田市医師会	監事	河野 通久	
11	浜田商工会議所	副会頭	今井 久晴	
12	石央商工会	事務局長	山川 俊二	
13	浜田地域協議会	委員	三浦 美穂	監事
14	金城地域協議会	委員	川合 克志	
15	旭地域協議会	副会長	今田 泰	
16	弥栄地域協議会	委員	三浦 通江	
17	三隅地域協議会	委員	野上 理	
18	西日本旅客鉄道株式会社浜田鉄道部	運輸科長	高山 典之	
19	石見交通株式会社	常務取締役	渡辺 健一	
20	島根県旅客自動車協会浜田支部	支部長	砂田 光	監事
21	島根県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	丸山 武	
22	株式会社 From ハート	事務長	足立 豪	
23	有限会社弥栄総合企画	代表取締役	三浦 道憲	
24	大新東株式会社松江営業所	所長	福岡 公啓	

用語解説

《あ行》

あ	IC カード	情報(データ)の記録や演算をするためのIC(集積回路)を内蔵しているカード。交通系 IC カードは、繰り返しチャージ(入金)して利用でき、非接触で運賃の決済ができる。
	ICT	情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称。通信を使ってデジタル化された情報をやりとりする技術
え	AI	Artificial Intelligence の略称。人工知能。問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術

《か行》

き	協働	市民と行政が対等かつ自由な立場でお互いの特性や役割を理解し、共に協力して行動していくこと。
け	系統	起点、終点及び途中の経由地が異なる路線バスの運行経路の最小単位
こ	交通空白地域	一般に路線バスや鉄道などの公共交通を利用できない地域を指す。自治体によって定義は様々であり、本市では、バス停等から500m以上離れた集落等を交通空白地域と定義している。
	交通空白地有償運送 (自家用有償旅客運送事業)	バスやタクシー事業者によるサービスの提供が困難な場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置を取った上で、市やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス
	交通結節点	人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、交通機関の乗り換え・乗り継ぎ場所
	交通資源(輸送資源)	自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送等、移動に係る手段や方法全般

《さ行》

し	住民主体による輸送手段	住民が自ら移動手段の確保に対して、運営または運行の主体となって創出された移動サービス(自家用有償旅客運送や許可・登録不要の移動支援等)
	乗車密度 (平均乗車密度)	バスの起点から終点まで平均して何人乗車しているかを示す数値。運送収入÷走行キロ×平均賃率で算出される。

《た行》

た	代替交通 (廃止代替交通)	路線バスの廃止に伴い、地域住民の移動手段を確保するため、その代替として運行する交通手段
ち	地域公共交通	地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される交通機関
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を一体的かつ効率的に推進するために定められた法律 市町村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成、同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定められている。
て	デマンド型交通	需要(デマンド)に応じて経路や運行時間を変えて運行する交通

《な行》

に	2 種免許	旅客自動車であるものを、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転する際に必要となる免許証
の	乗合タクシー	定員が 10 人以下の車両で運行されるタクシー車両を用いて運行される乗合運送事業

《は行》

は	バリアフリー	高齢者・障がい者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方
ひ	PDCA サイクル	事業を計画どおりに進め、その改善を図ることを目的としたマネジメント手法の一つ。Plan(従来の実績や将来の予測などをもとに事業計画を作成する)、Do(事業を実施する)、Check(事業が計画に沿っているかどうかを点検・評価する)、Action(事業の改革・改善を行う)、といったこの四段階を順次行って繰り返すことで、継続的な業務改善をしていくこと。
ふ	フリー乗降	経路上の安全が確保される場所では、バス停以外でも乗降が可能となる仕組み

《ま行》

ま	待合環境	利用する公共交通機関が到着するまでの時間を過ごす場所
---	------	----------------------------

浜田市地域公共交通計画

発 行 浜田市
〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

発行年月 令和 6(2024)年 2 月

電 話 0855-25-9201(FAX:0855-23-1866)

ホームページ <http://www.city.hamada.shimane.jp>

企画・編集 浜田市地域政策部地域活動支援課

浜田市地域公共交通計画(案)からの変更一覧

資料2

No.	変更前	変更後	変更理由
1	(記載なし)	P2 『SDGsに関する記述』を追加	〔事務局による変更〕 本市においてSDGsの理念を取り込み、目標を達成することを目指していることから、本計画においてもその旨を記載します。
2	P2 ●(4番目) 「9月時点の総人口」	P3 ●(4番目) 「9月時点の 住民基本台帳での 総人口」	〔事務局による変更〕 国勢調査と住民基本台帳の数値とを混同しないようにするため追記します。
3	P15 (記載なし)	P16 図19 路線バスの運行状況・路線図に『 市中心部拡大図 』を追加	〔事務局による変更〕 路線バスの運行路線(市中心部)を分かりやすくするため、拡大図を追加します。
4	P16 ●(2番目) 「空白地域は縮小しており」	P17 ●(2番目) 「空白地域を カバー しており」	〔協議会委員からのご意見によるもの〕 市乗合タクシーの運行やコミュニティワゴン輸送により空白地域が縮小されるものではないとのご意見を受け、修正します。
5	P30 (記載なし)	P31 図33 『 スクールバスの運行状況 』を追加	〔事務局による変更〕 スクールバスの運行路線を示すため、路線図を追加します。
6	P32 ●(1～3番目) 「市の実質財政負担額」、「市実質負担額」及び「市の実質負担額」	P33 ●(1～3番目) 「 実質市負担額 」	〔事務局による変更〕 用語の整理により修正します。
7	P32 ●(1番目) 「地域公共交通に関する事業費」	P33 ●(1番目) 「地域公共交通に関する事業費(令和4(2022)年度決算ベース)」	〔事務局による変更〕 事業費の該当年度を示すため追記します。
8	P32 ●(3番目) 「その他については事業費全体の3割程度を占めていますが、通学定期券購入費補助と敬老福祉乗車券は財源としてふるさと応援基金寄附金(ふるさと納税)を活用しており、市の実質負担額は1.6%程度となります」	P33 ●(3番目) 「 敬老福祉乗車券及び通学定期券購入費補助 は、事業費全体の3割程度を占めるが、財源として ふるさと応援基金 (ふるさと納税)を活用していることから、 実質市負担額は、ないものとしています 」	〔事務局による変更〕 通学定期券購入費補助、敬老福祉乗車券、交通対策事務費等をまとめて「その他」としていましたが、敬老福祉乗車券及び通学定期券購入費補助については、実質市負担額がないことを示すため修正します。

No.	変更前	変更後	変更理由
9	P32 図(グラフ)	P33 図36(グラフ)の差替え	〔事務局による変更〕 「その他」のうち、「通学定期券購入費補助及び敬老福祉乗車券」と「交通対策事務費等」を分けたことに伴い、グラフを差し替えます。
10	P50 課題3 見出し 「公共交通空白地域への対応」 本文 「公共交通空白地域」	P51 課題3 見出し 「 地域 公共交通空白地域 等 への対応」 本文 「 地域 公共交通空白地域 や移動が不便な地域 」	〔事務局による変更〕 地域交通空白地域だけでなく、移動が不便な地域も含める必要があるため、修正します。
11	P52 目標3 本文 「先進技術の活用等を調査・研究することにより」	P53 目標3 本文 「先進技術の活用等を調査・研究 し、これを踏まえた検討・実施を行う ことにより」	〔市議会からのご意見によるもの〕 新技術の導入については、調査・研究に止まらず、検討・実施に取り組むべきとのご意見を受け、追記します。
12	P54 周布江津線、浜田益田線 「(幹線補助・車両補助)の活用により、運行の維持・確保」 広浜線(高速バス) 「交通手段であり、交通事業者」 千代田芸北・金城線(予約制) 「交通空白地域への対応において重要な役割を担う路線であり、交通事業者や地域住民」	P55 周布江津線、浜田益田線 「(幹線補助・車両補助)の活用により、 周辺自治体と連携して 運行の維持・確保」 広浜線(高速バス) 「交通手段であり、 周辺自治体や 交通事業者」 千代田芸北・金城線(予約制) 「 地域公共 交通空白地域 等 への対応において重要な役割を担う路線であり、 周辺自治体や 交通事業者、地域住民」	〔協議会委員からのご意見によるもの〕 市をまたがる広域的な路線については、浜田市だけではなく周辺自治体との連携が必要とのご意見を受け、修正します。
13	P55～P60 (記載なし)	P56～P61 『 対応するSDGs 』を追加	〔事務局による変更〕 実施事業に対応するSDGsの目標を示すため、SDGsアイコンを追加します。

No.	変更前	変更後	変更理由
14	P58 事業名 「地域公共交通に対する意識の醸成・理解の促進」 事業内容 ○(3番目) 「鉄道の運転シミュレーター体験会」	P59 事業名 「地域公共交通に対する意識の醸成・理解の促進」 事業内容 ○(3番目) 「鉄道の 駅探検等 」	〔協議会委員(鉄道事業者)からのご意見によるもの〕 鉄道に関する体験学習は、「運転シミュレーター体験会」に限らず、様々なメニューが考えられるとのご意見を受け、修正します。
15	P58 事業名 「先進技術を活用した地域公共交通サービスの調査・研究」 事業内容 ○(1番目) 「調査・研究を行う」 ○(2番目) 「有用な仕組みを調査・研究する」	P59 事業名 「先進技術を活用した地域公共交通サービスの調査・研究、 検討・実施 」 事業内容 ○(1番目) 「調査・研究 を行い、これを踏まえて検討・実施する 」 ○(2番目) 「有用な仕組みの調査・研究 を行い、これを踏まえて検討・実施する 」	〔市議会からのご意見によるもの〕 新技術の導入については、調査・研究に止まらず、検討・実施に取り組むべきとのご意見を受け、追記します。
16	(記載なし)	P65～P67 『 運行系統一覧 』を追加	〔事務局による変更〕 民間路線バス、市生活路線バス及び市乗合タクシーの運行系統を示すため、一覧を追加します。
17	(記載なし)	P68 『 計画策定の経過 』を追加	〔事務局による変更〕 本計画策定の経過を示すため、経過一覧を追加します。
18	(記載なし)	P69 『 浜田市地域公共交通計画活性化協議会委員名簿 』を追加	〔事務局による変更〕 本計画の策定委員を示すため、委員名簿を追加します。
19	(記載なし)	P70～71 『 用語解説 』を追加	〔事務局による変更〕 本計画の理解を深めるため、使用する用語の解説を追加します。

石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画について

令和 7 年度中の完成・供用開始を予定している、「石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター」の建設整備について、次のとおり報告します。

1 施設概要

- (1) 構造等 鉄骨造平屋建
- (2) 延床面積 397.50 m²

2 事業費見込 473,403 千円

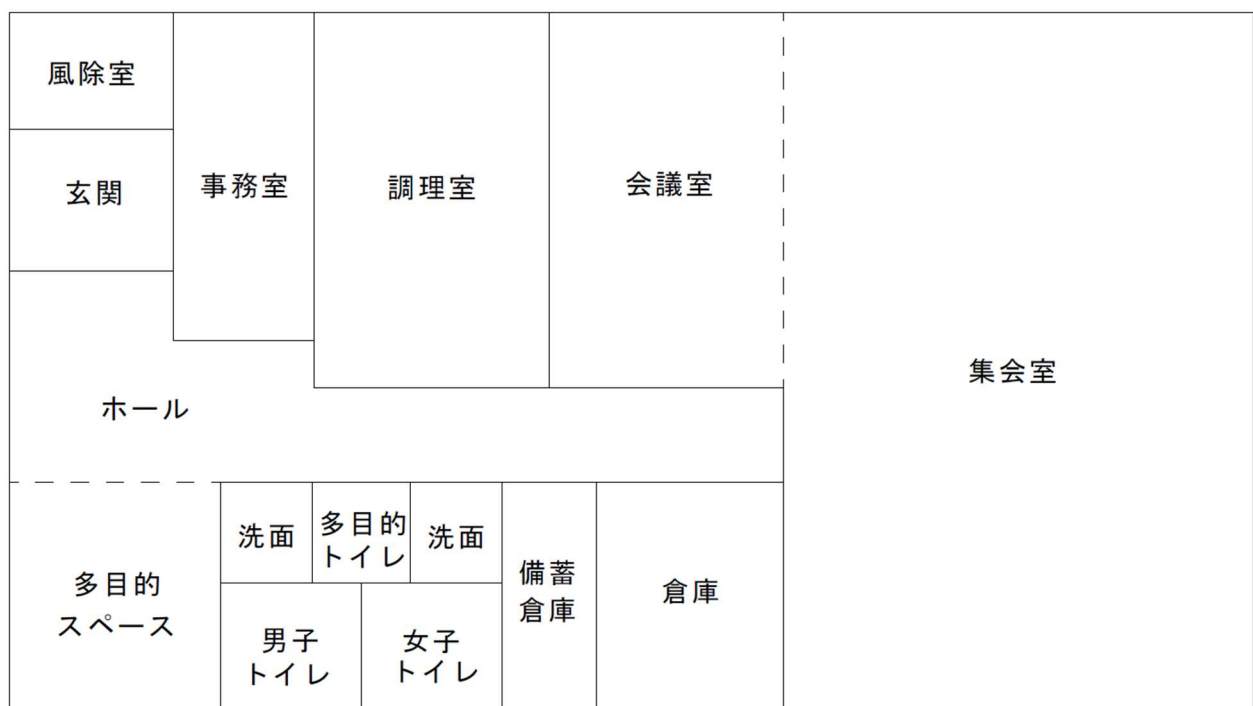
[内訳]

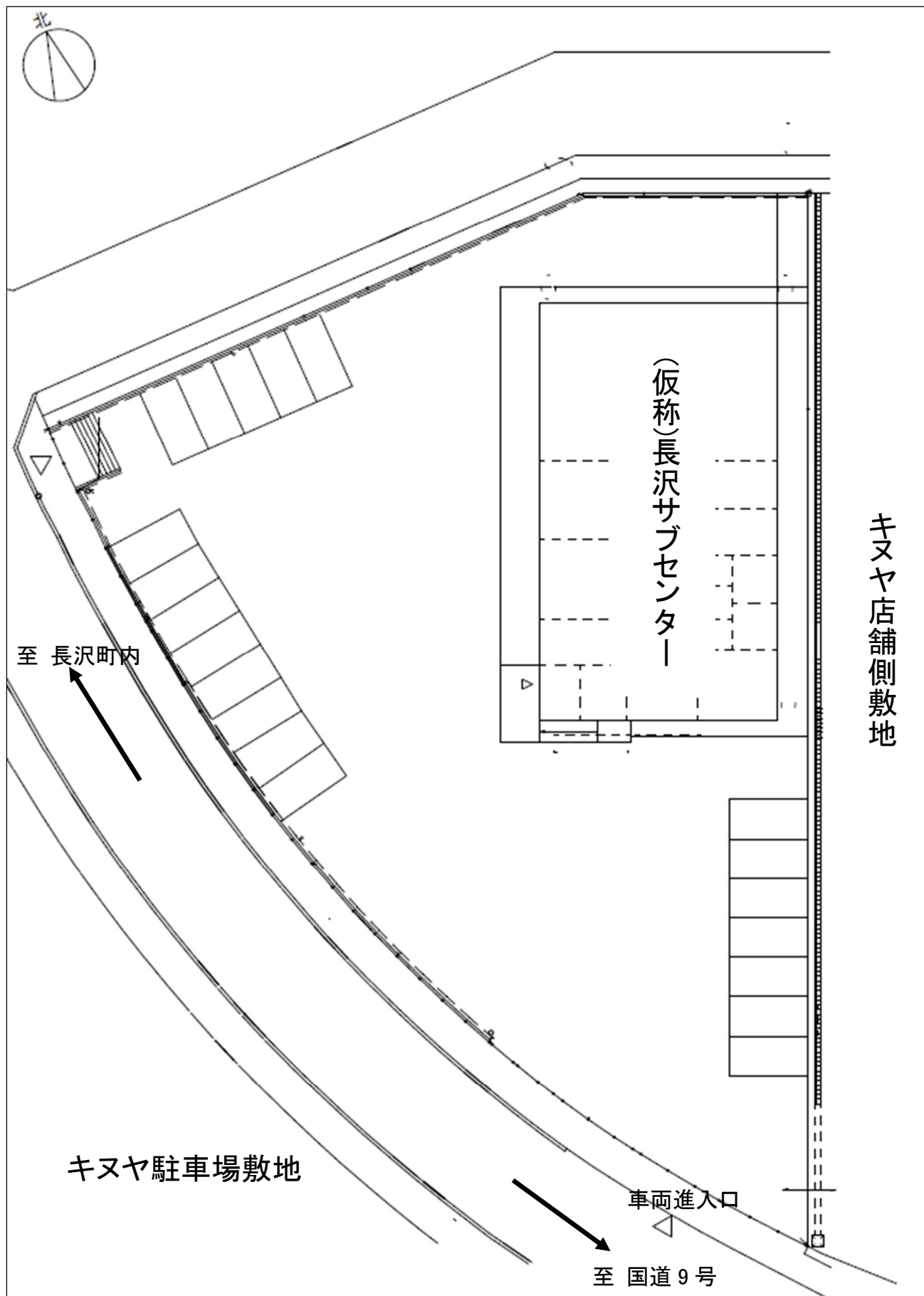
- ・用地取得費及び建物設計等経費 112,941 千円
- ・建物及び外構工事等経費 260,462 千円
- ・補償経費 100,000 千円

3 整備等スケジュール

- 令和 5 年 8 月 10 日 建物設計業務委託契約締結【契約相手方: 有限会社畑岡設計】
令和 6 年 2 月 21 日 土地売買及び補償費契約締結【契約相手方: 株式会社キヌヤ】
令和 6 年度中 建物設計業務完了・外構工事（造成・擁壁等）
令和 7 年度中 建物工事及び外構工事（アスファルト舗装等）
※令和 8 年 3 月頃完成・供用開始予定

[建物平面イメージ]





弥栄サービスステーションの支援の状況について

弥栄サービスステーションは、令和 2 年度に改修工事を終え、3 周年を迎えました。
その支援活動等について下記のとおり報告します。

記

1 弥栄サービスステーションを応援する会の活動状況

(1) 会の概要

弥栄サービスステーションを応援する会は、弥栄町の住民が安心して暮らし続けられる環境を守り、地域の産業振興を図るため、弥栄町唯一のサービスステーションが安定した経営と長期的に継続できるよう支援することを目的として活動する会であり、弥栄住民を始めこの会への賛同者、市、JA が一体となって取り組んでいます。

(2) 主な活動 サービスステーションの利用促進のための各種活動

- ア 会員特典（スタンプカード、クーポン券）の発行、管理
- イ 総会の開催
- ウ SNS の活用（イベント告知）
- エ 幟旗の町内設置
- オ 弥栄町内の未加入者への働きかけ、入会勧誘
- カ サービスステーション 3 周年記念まつりの開催(令和 6 年 2 月 15 日(木))
- キ 職員の確保と世代交代

(3) 会員加入状況

(単位：人)

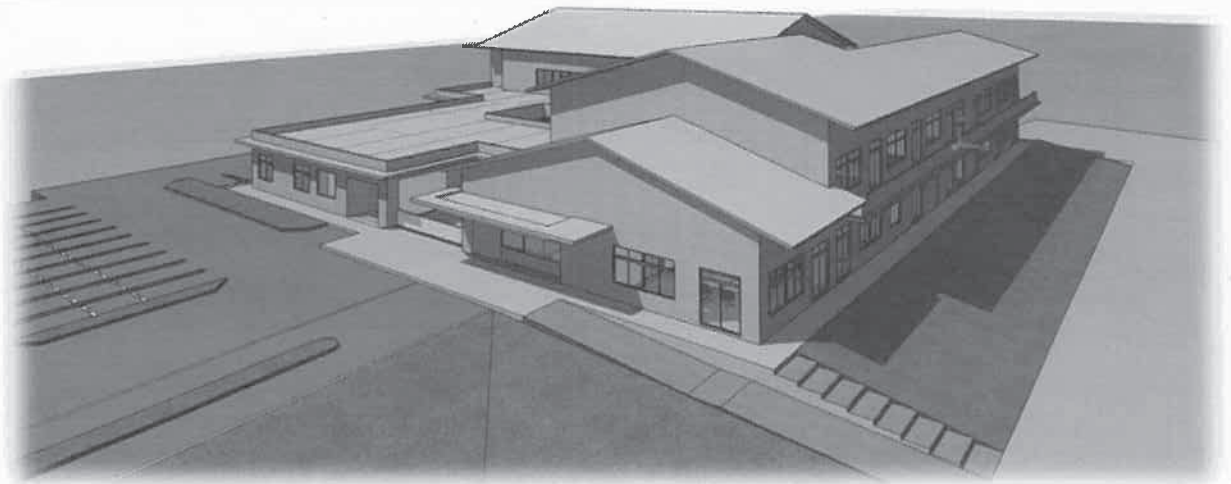
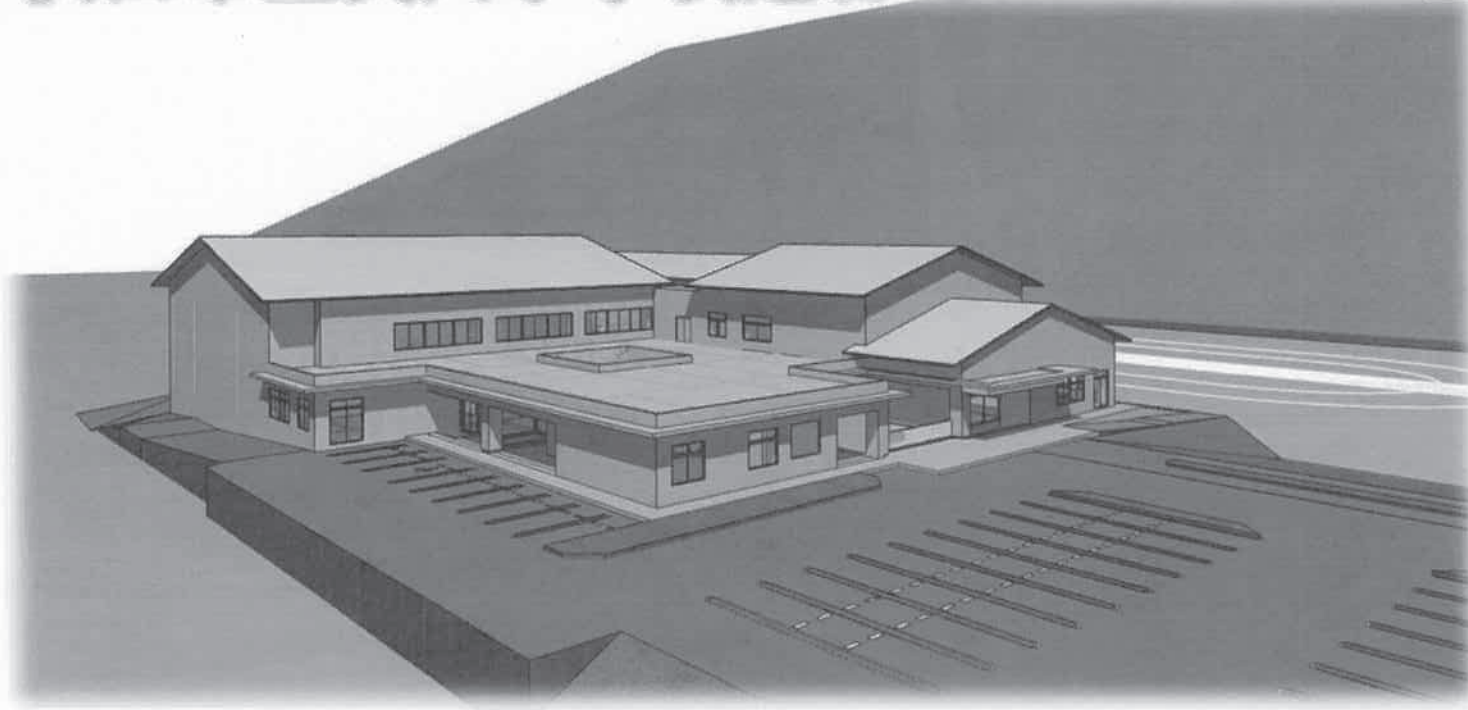
区 分	1/31 時点 (昨年同時点)	最終目標
正 会 員	142 (141)	177
賛助会員	256 (251)	328
計	398 (392)	505

2 JA 弥栄サービスステーションの状況 (令和 5 年 1 月～12 月)

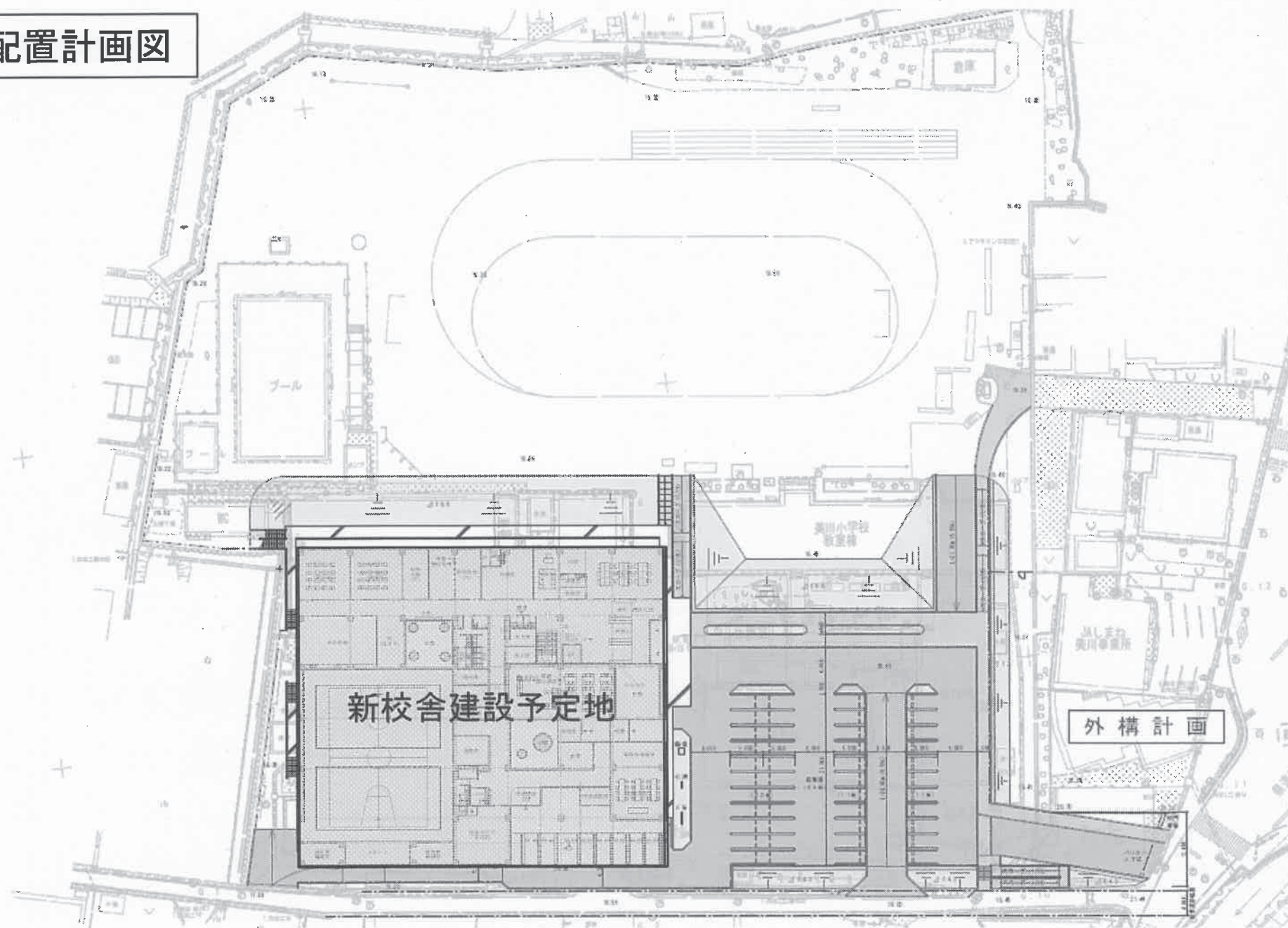
	令和 5 年 1 月～ 12 月の損益	令和 5 年 (4 年目) の経営計画	令和 4 年の実績 (参考)
収益計	16,205 千円	9,839 千円	15,978 千円
経費計	15,015 千円	8,985 千円	14,809 千円
収支 (税引前)	1,190 千円	854 千円	1,169 千円

令和6年3月5日
総務文教委員会資料
教育委員会教育総務課

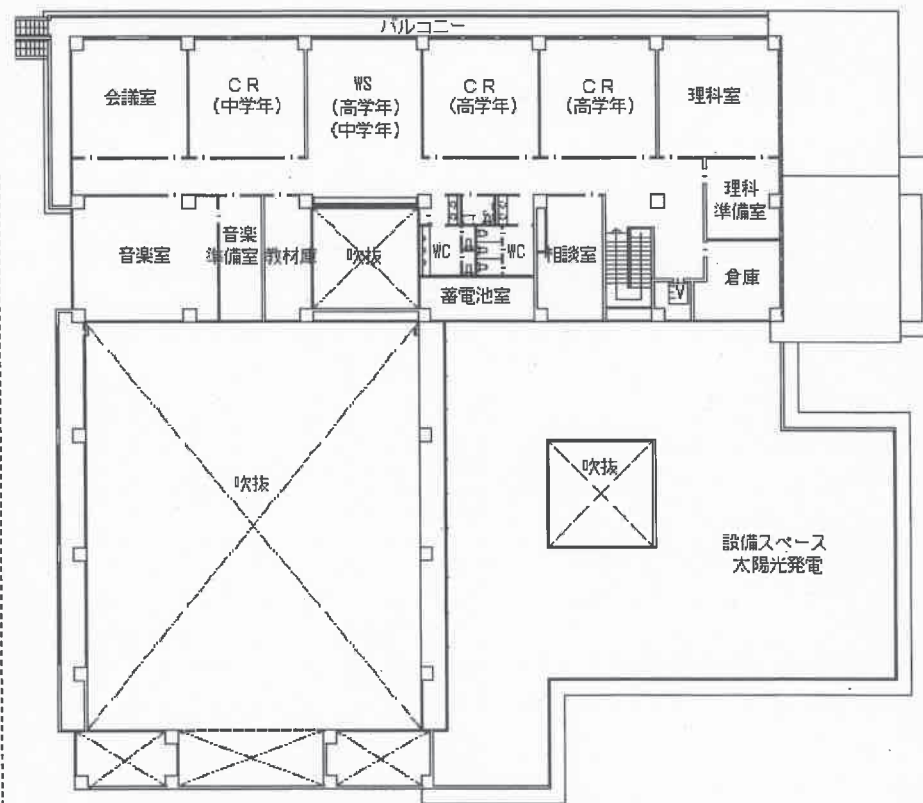
浜田市立美川小学校建替えについて



1. 配置計画図



2. 平面計画図



地域開放エリア

設備スペース
太陽光発電

3. 基本設計の要旨

本市では、「夢を持ち、郷土を愛する人を育む」を基本理念とした「浜田市教育振興計画」を策定し、「学校教育の充実」等、様々な分野において教育の振興を進めているところです。

美川小学校の建替えにあたりましては、子どもたちが安全・安心に学習できる環境を整備することはもちろんのこと、地域の方との交流を通して、人との繋がりや郷土愛を育める学校建設を目指します。

■多様な学習展開に対応し、広々と学べる学校

- ・普通教室に隣接したワーキングスペースを配置し、多様な学習展開に対応できる設計としました。
- ・子どもたちに様々な学びの場を提供できるよう、多目的に活用できる空間を確保しました。

■地域に開かれた活気ある学校

- ・地域に親しまれる学校を目指し、地域開放に配慮したゾーニング整備を行いました。
- ・屋内運動場や図書多目的スペースなどを地域開放エリアとすることで、地域コミュニティにも開かれた活気のある学校を目指しました。

■災害に強く安全・安心に通える学校

- ・十分な浸水対策や耐震性能を確保し、子どもたちが安全に過ごせるよう設計しました。
- ・屋内運動場は地域の避難所としての機能を持たせ、地域住民の安全も担える施設を目指しました。
- ・放課後児童クラブを併設し、学校施設と一体的に整備することで、安全で快適な放課後の居場所を確保しました。
- ・バリアフリーに配慮し、スロープ、多目的トイレ、エレベーター等の設備を導入しました。

■自然エネルギーを利用した環境にやさしい学校

- ・太陽光発電を採用し、災害にも強く自然と共生できる学校として設計しました。
- ・自然採光が十分できるよう設計し、省エネルギーになるよう配慮しました。

4. 施設概要

- ・所在地 島根県浜田市内田町1020番地
- ・構造 鉄筋コンクリート造(一部2階建て)
- ・敷地面積 17,265㎡
- ・建物面積 約3,203㎡ (校舎: 2,227㎡ 屋内運動場: 893㎡ 児童クラブ: 83㎡)
- ・児童数 49人(令和9年4月1日予定)
- ・供用開始 令和9年4月(予定)

5. 今後のスケジュール(予定)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
基本設計						
実施設計						
四中解体工事						
美川小学校建設工事 （移転準備含む）						
新美川小学校供用開始					令和9年4月～	
旧美川小学校解体工事						
外構工事						

6. その他

●地元説明会日程・・・令和6年3月5日（火）19時～（美川まちづくりセンター）

令和 5 年度島根県学力調査結果（概要）について

浜田市教育委員会

1 調査の概要

（１）目的

学習指導要領における各教科の目標や内容に照らした学習の状況及び学習や生活に関する意識や実態を客観的に把握し、児童生徒に必要な指導・支援を行うとともに、全国学力・学習状況調査等で明らかになった学習指導上の課題の改善状況を検証し、今後の学校における指導と教育施策の一層の改善・充実に資する。

（２）調査日 令和 5 年 1 2 月 5 日（火）

（３）実施対象学年及び実施教科等

小学校 5・6 年生：国語・算数

中学校 1・2 年生：国語・数学・英語

※ 全対象学年に、「生活・学習意識に関する調査」を実施

（４）用語説明

「平均正答率」 各学年・教科において、児童生徒個人が正答した問題の割合（％）を県または市町村単位で平均した値。

「全国」 本調査に参加している全国の自治体を表す。

2 浜田市・島根県・全国の平均正答率及び浜田市の島根県・全国との差

		国語	算数・数学	英語
小 5	市平均正答率	65. 1	55. 0	
	県平均正答率	67. 4	55. 0	
	市－県	－2. 3	±0. 0	
	全国平均正答率	69. 9	58. 3	
	市－全国	－4. 8	－3. 3	
小 6	市平均正答率	59. 0	67. 9	
	県平均正答率	59. 1	67. 4	
	市－県	－0. 1	＋0. 5	
	全国平均正答率	66. 6	73. 8	
	市－全国	－7. 6	－5. 9	
中 1	市平均正答率	57. 9	48. 9	46. 5
	県平均正答率	60. 1	51. 9	51. 0
	市－県	－2. 2	－3. 0	－4. 5
	全国平均正答率	62. 0	53. 7	54. 2
	市－全国	－4. 1	－4. 8	－7. 7
中 2	市平均正答率	65. 1	42. 4	44. 4
	県平均正答率	66. 1	47. 4	47. 2
	市－県	－1. 0	－5. 0	－2. 8
	全国平均正答率	67. 8	50. 1	50. 1
	市－全国	－2. 7	－7. 7	－5. 7

〈参考：小学校6年生における令和5年度全国及び県学力調査の平均正答率の差〉

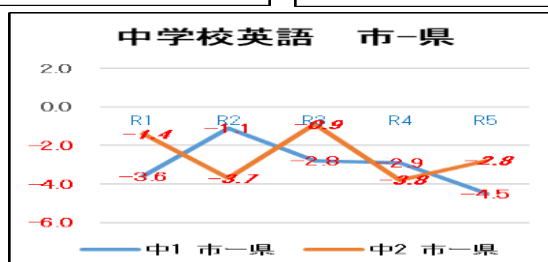
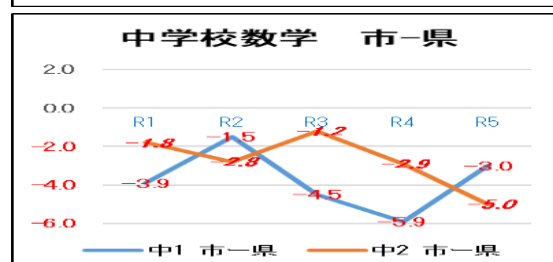
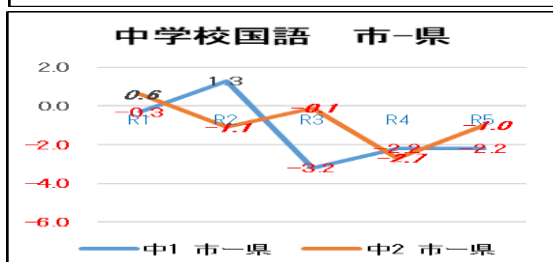
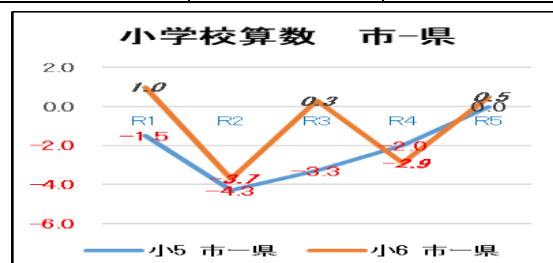
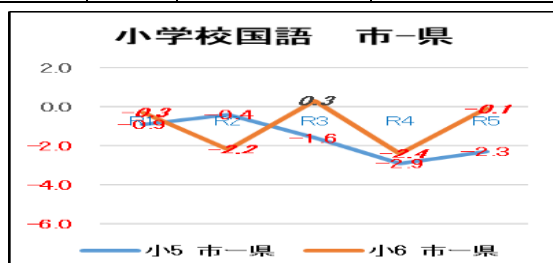
教科	項目	全国学力調査（4月）	県学力調査（12月）
国語	市平均正答率	64.0	59.0
	県平均正答率	65.0	59.1
	市－県	－1.0	－0.1
算数	市平均正答率	58.0	67.9
	県平均正答率	59.0	67.4
	市－県	－1.0	＋0.5

比較が可能な小学校6年生の県平均正答率との差は、国語は－1.0P→－0.1P、算数は－1.0P→＋0.5Pで年度内における改善の傾向は認められる。また、県平均正答率と同値となっている。

3 島根県と浜田市の平均正答率差の経年比較状況

（1）年度ごとの県平均正答率差（○は前年度を上回り、△は下回った教科）

学年	教科	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小5	国語	－0.9	○－0.4	△－1.6	△－2.9	○－2.3
	算数	－1.5	△－4.3	○－3.3	○－2.0	○＋0.0
小6	国語	－0.3	△－2.2	○＋0.3	△－2.4	○－0.1
	算数	＋1.0	△－3.7	○＋0.3	△－2.9	○＋0.5
中1	国語	－0.3	○＋1.3	△－3.2	○－2.2	－2.2
	数学	－3.9	○－1.5	△－4.5	△－5.9	○－3.0
	英語	－3.6	○－1.1	△－2.8	△－2.9	△－4.5
中2	国語	＋0.6	△－1.1	○－0.1	△－2.7	○－1.0
	数学	－1.8	△－2.8	○－1.2	△－2.9	△－5.0
	英語	－1.4	△－3.7	○－0.9	△－3.8	○－2.8



令和4年度に大きな落ち込みがあったが、中学校1年生の英語、2年生の数学以外は概ね回復が認められる。

(2) 調査該当学年の県平均正答率差の経年比較 (○は前学年を上回り、△は下回った教科)

① 現小学校6年

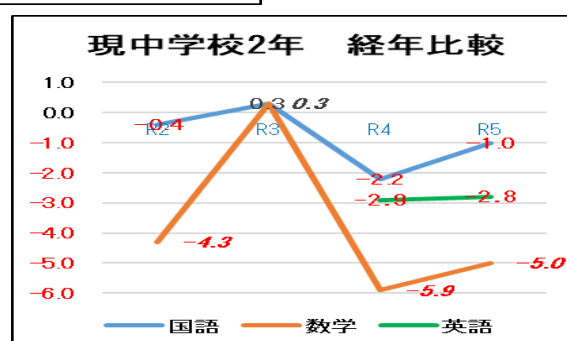
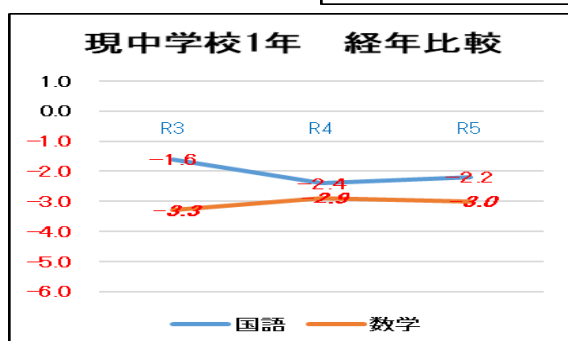
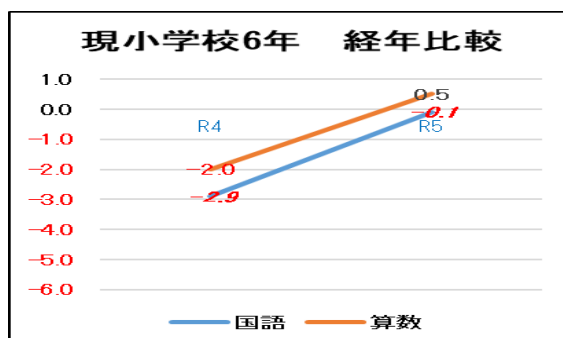
学年	教科	R 4 (小5)	R 5 (小6)
現小6	国語	-2.9	○ -0.1
	算数	-2.0	○ 0.5

② 現中学校1年

学年	教科	R 3 (小5)	R 4 (小6)	R 5 (中1)
現中1	国語	-1.6	△ -2.4	○ -2.2
	数学	-3.3	○ -2.9	△ -3.0
	英語			-4.5

③ 現中学校2年

学年	教科	R 2 (小5)	R 3 (小6)	R 4 (中1)	R 5 (中2)
現中2	国語	-0.4	○ 0.3	△ -2.2	○ -1.0
	数学	-4.3	○ 0.3	△ -5.9	○ -5.0
	英語			-2.9	-2.8



いずれの学年においても、概ね改善傾向にはある。特に現中学校2年生については、中学校1年生時に大きく落ち込んだが、改善は認められる。しかし、数学には課題がある。

4 各教科の状況

(1) 教科の全体的な状況について

※ここでの「全国」とは、本調査に参加している全国の自治体を表す。

- 小学校の平均正答率について全国と比較すると、国語、算数ともに下回っているが、県との比較では、算数ではほぼ同程度である。
- 小学校5年生については、県平均正答率との差が国語は-2.3 P、算数は同値である。小学校6年生については、国語が-0.1 P、算数は+0.5 Pとなり若干の改善の兆しがみられる。
- 中学校の平均正答率について県及び全国と比較すると、国語、数学、英語ともに下回り、課題がある。

- 中学校 1 年生については、県平均正答率との差が国語は－ 2. 2 P、数学は－ 3. 0 P、英語は－ 4. 5 P で特に英語に課題がある。中学校 2 年生については、県平均正答率との差が国語は－ 1. 0 P、数学は－ 5. 0 P、英語は－ 2. 8 P で特に数学に課題がある。

(2) 各教科の領域別正答率

- ※ ○：市の正答率が目標値の+5 ポイント以上
 －：市の正答率が目標値の-5 ポイント以上～+5 ポイント未満
 △：市の正答率が目標値の-5 ポイント未満
- } 実施業者基準による

① 国語（「差」の欄の括弧内の数値は、昨年度の目標値と市の正答率との差を表す）

学習指導要領 の領域	学年	平均正答率（％）				
		島根県	浜田市	目標値	差	
言葉の特徴や使い方 に関する事項	小 5	74. 0	73. 6	72. 7	+0. 9 (-4. 1)	－
	小 6	56. 7	57. 1	65. 0	-7. 9 (-1. 1)	△
	中 1	57. 3	56. 7	56. 1	+0. 6 (+1. 1)	－
	中 2	77. 3	76. 2	73. 1	+3. 1 (+1. 5)	－
情報の扱い方 に関する事項	小 5	35. 9	33. 1	40. 0	-6. 9 (-1. 5)	△
	小 6	43. 5	41. 9	45. 0	-3. 1 (-15. 0)	－
	中 1	41. 5	38. 5	40. 0	-1. 5 (+4. 0)	－
	中 2	51. 2	48. 7	50. 0	-1. 3 (-4. 8)	－
我が国の言語文化 に関する事項	小 5	47. 4	42. 5	55. 0	-12. 5 (-7. 7)	△
	小 6	65. 2	68. 0	70. 0	-2. 0 (-3. 0)	－
	中 1	26. 7	27. 2	30. 0	-2. 8 (+10. 6)	－
	中 2	68. 3	69. 1	61. 7	+7. 4 (+0. 4)	○
話すこと・聞くこと	小 5	66. 4	61. 8	65. 0	-3. 2 (-7. 5)	－
	小 6	71. 3	89. 6	66. 7	+7. 6 (+3. 2)	－
	中 1	87. 3	87. 6	80. 0	+7. 6 (+1. 5)	－
	中 2	72. 6	73. 4	68. 3	+5. 1 (+0. 5)	○
書くこと	小 5	59. 0	57. 1	66. 7	-9. 6 (-0. 9)	△
	小 6	54. 5	57. 3	63. 3	-6. 0 (-16. 0)	△
	中 1	54. 1	50. 5	52. 1	-1. 6 (-10. 9)	－
	中 2	48. 6	47. 7	51. 4	-3. 7 (-7. 1)	－
読むこと	小 5	65. 2	60. 5	65. 8	-5. 3 (+2. 2)	△
	小 6	60. 6	57. 5	61. 7	-4. 2 (-4. 3)	－
	中 1	63. 2	58. 7	58. 3	+0. 4 (+4. 3)	－

	中 2	67.5	64.6	63.3	+1.3 (-1.7)	-
--	-----	------	------	------	----------------	---

② 算数・数学（「差」の欄の括弧内の数値は、昨年度の目標値と市の正答率との差を表す）

学習指導要領 の領域	学年	平均正答率 (%)				
		島根県	浜田市	目標値	差	
数と計算（小学校） 数と式（中学校）	小 5	58.3	58.9	62.1	-3.2 (-4.4)	-
	小 6	67.1	68.2	72.1	-3.9 (-11.1)	-
	中 1	51.3	48.1	55.5	-7.4 (-7.5)	△
	中 2	44.2	39.9	49.6	-9.7 (-12.3)	△
図形	小 5	61.6	59.1	68.3	-9.2 (-7.2)	△
	小 6	74.7	74.9	72.7	+2.2 (-5.6)	-
	中 1	69.6	67.3	72.5	-5.2 (-1.8)	△
	中 2	64.1	60.1	64.2	-4.1 (-4.9)	△
変化と関係（小学校） 関数（中学校）	小 5	40.0	39.6	51.7	-12.1 (-6.8)	△
	小 6	48.3	47.0	62.5	-15.5 (-19.8)	△
	中 1	47.9	44.1	51.1	-7.0 (-5.3)	△
	中 2	43.7	38.2	50.7	-12.5 (-10.9)	△
データの活用	小 5	35.0	36.0	45.0	-9.0 (-16.5)	△

③ 中学校英語（「差」の欄の括弧内の数値は、昨年度の目標値と市の正答率との差を表す）

学習指導要領 の領域	学年	平均正答率 (%)				
		島根県	浜田市	目標値	差	
聞くこと	中 1	60.3	57.0	63.8	-6.8 (-1.5)	△
	中 2	53.8	51.6	57.8	-6.2 (-3.8)	△
読むこと	中 1	51.4	47.0	53.6	-6.6 (-5.7)	△
	中 2	51.7	49.2	54.3	-5.1 (-8.1)	△
書くこと	中 1	41.9	36.3	47.2	-10.9 (-8.2)	△
	中 2	33.5	29.6	37.8	-8.2 (-14.3)	△

（３）各教科の解答形式別正答率（「県との差」欄の括弧内の数値は昨年度の数値を表す）

形 式		国 語				算数・数学				英 語	
		小 5	小 6	中 1	中 2	小 5	小 6	中 1	中 2	中 1	中 2
選択式	目標値	69.6	67.5	63.0	66.4	61.0	68.3	61.3	54.4	60.5	57.6
	浜田市	66.8	64.8	64.8	69.1	57.7	65.8	55.8	46.7	54.8	52.6
	県との 差	-3.2 (-1.5)	-0.6 (-1.8)	-3.8 (-2.6)	-1.9 (-2.3)	-0.1 (-1.3)	0.1 (-2.9)	-2.2 (-4.8)	-4.7 (-3.9)	-4.3 (-2.6)	-2.3 (-3.1)
短答式	目標値	70.0	63.1	53.0	68.5	64.6	78.7	54.6	54.3	43.0	32.5
	浜田市	71.4	55.2	52.8	72.3	57.0	75.9	46.3	42.8	31.3	27.2

	県との差	-1.7 (-4.1)	-1.2 (-2.3)	-0.6 (-1.1)	-0.2 (-3.0)	-0.3 (-2.9)	1.0 (-2.8)	-3.8 (-7.2)	-5.9 (-2.4)	-5.6 (-2.8)	-3.9 (-3.9)
記述式	目標値	63.3	58.3	55.0	50.0	30.0	35.0	30.0	30.0	43.3	40.0
	浜田市	53.3	52.5	55.0	46.0	17.4	23.3	13.4	5.3	31.3	29.3
	県との差	-1.2 (-4.2)	+2.2 (-3.8)	-1.9 (-3.5)	-0.5 (-2.7)	1.1 (-1.5)	-0.6 (-3.2)	-4.3 (-2.2)	-2.4 (-2.9)	-5.6 (-3.3)	-3.9 (-6.1)

(4) 浜田市児童生徒の平均正答率の特徴

県平均正答率と比較して上回っている設問の上位3設問及び下回っている下位3設問の状況は以下のとおりである。

① 国語

【小学校5年生】※（ ）内の数値は、県平均正答率との差を表す

問題番号	正答率	解答形式	領域	問題の内容	出題のねらい
3(2)	30.9% (+9.9)	選択	言葉の特徴や使い方に 関する事項	言葉の学習	連用修飾語について 理解している。
3(5)	53.3% (+6.2)	短答	言葉の特徴や使い方に 関する事項	言葉の学習	文章の中で、文脈に沿 った漢字を適切に使 っている。
4(2)	72.1% (+0.9)	選択	読むこと	物語の内容を読み取る	登場人物の心情につ いて、描写を基に捉え ている。
2(2)①	52.2% (-9.2)	短答	言葉の特徴や使い方に 関する事項	漢字を書く	第4学年に配当され ている漢字を正しく 書いている。
4(1)	71.8% (-8.1)	選択	読むこと	物語の内容を読み取る	登場人物の心情につ いて、描写を基に捉え ている。
1(1)	64.4% (-8.0)	選択	話すこと 聞くこと	話し合いの内容を聞き取 る	話の内容を明確にする ための話し手の工夫 を捉えている。

【小学校6年生】※（ ）内の数値は、県平均正答率との差を表す

問題番号	正答率	解答形式	領域	問題の内容	出題のねらい
3(3)	63.9% (+10.9)	選択	言葉の特徴や使い方に 関する事項	言葉の学習	三字の熟語の成り立 ちについて理解して いる。
7	40.5% (+5.7)	記述	書くこと	文章を書く	予想される反論とそ れに対する意見を書 いている。
7	60.1% (+5.5)	記述	書くこと	文章を書く	指定されている長さ で文章を書いている。
5(2)	49.5% (-5.4)	選択	読むこと	説明文の内容を読み取る	叙述を基に文章の内 容を捉えている。
5(1)	47.1% (-5.9)	選択	読むこと	説明文の内容を読み取る	文章全体の構成を捉 えて、要旨を把握して いる。
5(3)	27.7% (-5.9)	短答	読むこと	説明文の内容を読み取る	情報と情報との関係 について理解し、文章 の情報を整理してい る。

【中学校1年生】※（ ）内の数値は、県平均正答率との差を表す

問題番号	正答率	解答形式	領域	問題の内容	出題のねらい
2(2)①	46.6% (+2.3)	短答	言葉の特徴や使い方に 関する事項	漢字を書く	小学校で学習した漢 字を正しく読んでい る。
1(2)	87.7%	選択	話すこと	話し合いの内容を聞き	自分の考えや根拠が

	(+1.6)		聞くこと	取る	明確になるように、話の構成を考えている。
2(2)②	44.5% (+1.3)	短答	言葉の特徴や使い方に関する事項	漢字を書く	小学校で学習した漢字を正しく読んでいる。
4(1)	39.0% (-8.5)	選択	読むこと	説明的な文章の内容を読み取る	文章の内容について叙述を基に捉えている。
6(2)	58.1% (-8.2)	選択	書くこと	調べたことをもとにレポートを書く	読み手の立場に立って、文章を整えている。
5(1)	69.6% (-5.2)	選択	読むこと	文学的な文章の内容を読み取る	登場人物の心情について、描写を基に捉えている。
6(1)	51.0% (-5.2)	選択	書くこと	調べたことをもとにレポートを書く	書く内容の中心が明確になるように、文章の構成を考えている。

【中学校2年生】※（ ）内の数値は、県平均正答率との差を表す

問題番号	正答率	解答形式	領域	問題の内容	出題のねらい
2(2)①	56.8% (+5.0)	短答	言葉の特徴や使い方に関する事項	漢字を書く	小学校で学習した漢字を正しく書いている。
1(2)	86.7% (+4.2)	選択	話すこと 聞くこと	話の内容を聞き取る	資料や機器を用いて、自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫している。
2(2)③	94.1% (+3.9)	短答	言葉の特徴や使い方に関する事項	漢字を書く	小学校で学習した漢字を正しく書いている。
2(1)	61.6% (-7.0)	短答	言葉の特徴や使い方に関する事項	漢字を読む	第2学年までに学習した漢字を正しく読んでいる。
2(2)②	61.9% (-5.1)	短答	言葉の特徴や使い方に関する事項	漢字を書く	小学校で学習した漢字を正しく書いている。
5(1)	75.7% (-5.0)	選択	読むこと	文学的な文章の内容を読み取る	登場人物の設定の仕方を捉えている。

② 算数・数学

【小学校5年生】※（ ）内の数値は、県平均正答率との差を表す

問題番号	正答率	解答形式	領域	問題の内容	出題のねらい
3(1)	71.0% (+7.3)	短答	数と計算	小数のかけ算・わり算	小数第一位(純小数同士の乗法)の計算ができる。
4	50.6% (+6.4)	選択	数と計算	小数のかけ算・わり算	小数の乗法と除法において、乗数による被乗数と積、除数による被除数と商の大小関係を理解している。
5	53.0% (+4.7)	短答	数と計算	小数のかけ算・わり算	小数の乗法でも分配法則が成り立つことを理解している。
2(2)	59.4% (-6.2)	短答	数と計算	小数と分数	整数÷整数の商を分数で表すことができ

					る。
12	46.4% (-5.6)	選択	図形	合同	既習の四角形について、対角線で分割した三角形を合同の観点で捉え直している。
11(2)	58.8% (-5.1)	短答	図形	四角形の角	4つの四角形の和を理解し、3つの角の大きさから残りの角の大きさを求めることができる。

【小学校6年生】※（ ）内の数値は、県平均正答率との差を表す

問題番号	正答率	解答形式	領域	問題の内容	出題のねらい
6(2)	68.2% (+8.2)	短答	数と計算	文字と式	2つの文字を使って表された式で、一方の文字の値から他方の文字の値を求めることができる。
1	84.2% (+4.6)	選択	数と計算	分数のかけ算・わり算	逆数について理解している。
10(1)	89.1% (+4.1)	選択	図形	対称な形	点対称な図形の対応する辺について理解している。
13(3)	54.8% (-5.8)	選択	変化と関係	比と比の値	比を使って、全体の量から一方の量を求めている。
9	75.7% (-4.1)	選択	図形	面積と体積	円と三角形を組み合わせた図形の面積の求め方を示した図から、その求め方にあう式を選んでいる。
4(2)	42.6% (-3.5)	選択	数と計算	分数のかけ算・わり算	比較量、基準量が分数の場合において、比較量が基準量の何倍になるかを求める式を選ぶことができる。

【中学校1年生】※（ ）内の数値は、県平均正答率との差を表す

問題番号	正答率	解答形式	領域	問題の内容	出題のねらい
11(2)	38.8% (+1.5)	選択	関数	比例・反比例	比例の関係にある1組のxとyの表から、yをxの式で表すことができる。
15	71.4% (+1.1)	短答	図形	平面図形	三角形を対称移動させたときの図形を作図することができる。
5(1)	11.5% (+0.6)	選択	数と式	正の数・負の数	文字式の表し方を理解している。
11(1)	68.8% (+0.6)	選択	関数	比例・反比例	反比例の表から、yをxの式で表すことができる。
13	39.4% (-9.5)	短答	関数	比例・反比例	具体的な事象の数量関係が反比例であることをもとに、ある視力のすき間の長さを求めることができる。
16(1)	53.3% (-7.2)	短答	数と式	1次方程式	与えられた情報から必要な情報を適切に選択し、処理することができる。
16(3)	20.7% (-6.4)	記述	数と式	1次方程式	適切な事柄を判断し、その事柄が成り立たない理

					由を数学的な表現を用いて説明することができる。
17(1)	13.6% (-6.4)	短答	関数	比例・反比例	事象から数量の関係を見出し、関係についての確に表現できる。

【中学校2年生】※（ ）内の数値は、県平均正答率との差を表す

問題番号	正答率	解答形式	領域	問題の内容	出題のねらい
13(1)	86.2% (+1.7)	短答	図形	図形の性質	平行線と同位角、錯角の関係や三角形の内角、外角の性質について理解し、角の大きさを求めることができる。
6(1)	53.4% (+1.2)	選択	関数	1次関数	1次関数の関係を表す表から、傾きや切片の値の正負を判断し、正しいグラフを選ぶことができる。
10	24.0% (+0.3)	選択	関数	1次関数	水そうに入れる水の高さ（深さ）と時間との関係をグラフに表し、読み取ることができる。
7	54.8% (-12.5)	短答	関数	1次関数	1次関数の式から、グラフをかくことができる。
3(3)	42.4% (-9.9)	短答	数と式	連立方程式	$A=B=C$ の形の方程式を解くことができる。
8(4)	40.4% (-9.8)	選択	関数	1次関数	ある直線に平行であることと、1点の座標から1次関数の式を求めることができる。

③ 英語

【中学校1年生】※（ ）内の数値は、県平均正答率との差を表す

問題番号	正答率	解答形式	領域	問題の内容	出題のねらい
9(2)	47.1% (+2.6)	記述	書くこと	場面に応じて書く英作文	対話の流れに合った英文を、相手に伝わるように書いている。
7(2)	28.9% (+2.4)	選択	読むこと	長文の読み取り	メールを読み、その概要を捉えている。
1(3)	97.4% (+0.5)	選択	聞くこと	リスニング（内容理解）	絵を適切に表している英文を聞き、その内容を理解している。（人物の紹介）
8(2)	38.9% (-10.4)	短答	書くこと	単語の並びかえによる英作文	文の語順を理解し、正確に書いている。（主語が3人称単数の一般動詞の疑問文）
7(1)	25.0% (-10.0)	選択	読むこと	長文の読み取り	メールを読み、代名詞 them が指す内容を理解している。
10	34.5% (-9.3)	記述	書くこと	3文以上の英作文	自分の家にあるお気に入りのものについて、具体的な説明を、相手に伝えるように書いている。

【中学校2年生】※（ ）内の数値は、県平均正答率との差を表す

問題番号	正答率	解答形式	領域	問題の内容	出題のねらい
1(3)	81.9%	選択	聞くこと	リスニング（内容理	絵を適切に表している英

	(+5.0)			解)	文を聞き、その内容を理解している。(～がある[いる]位置の表し方)
4	11.9% (+2.6)	選択	聞くこと	リスニング(さまざまな英文の聞き取り)	対話から必要な情報を聞き取り、資料をもとに英語で答えている。
1(2)	98.3% (+2.2)	選択	聞くこと	リスニング(内容理解)	絵を適切に表している英文を聞き、その内容を理解している。(人の様子と時)
5	40.4% (-8.0)	記述	聞くこと	リスニング(対話文の応答)	英文を聞き、その要点を捉えて自分の考えを書いている。
6(1)①	67.8% (-7.5)	選択	読むこと	語形・語法の知識・理解	対話文を読み、文構造や文法事項を理解している。(疑問詞 where)
2(3)	50.3% (-6.7)	選択	聞くこと	リスニング(対話文の応答)	対話を聞き、対話の概要を捉えて適切に応答している。(何時に終えたのかとたずねられて)

(5) 教科の結果からみられる成果(○)と課題(▲)、考えられる指導ポイント(★)

<国語>

小学校5年生

- 出題内容別にみると、「漢字を読む」が県平均正答率、全国平均正答率、業者設定の目標値を上回っている。
- 領域別にみると、「言葉の特徴や使い方やに関する事項」が、目標値との差が－4.1Pから＋0.9Pと上昇している。
- ▲ 領域別では、「我が国の言語文化に関する事項」「書くこと」に課題がある。
- ▲ 出題内容別では、「説明文の内容を読みとる」「文章を書くこと」に課題がある。
- ▲ 問題終盤の記述式になると、無解答率が高くなっている。

小学校6年生

- 出題内容別にみると、「漢字を書く」「言葉の学習」「ポスターを作る」「文章を書く」が県平均正答率を上回っている。
- 領域別にみると、「情報の扱い方に関する事項」が、－15.0P→－3.1P、「書くこと」が－16.0P→－6.0Pと昨年度より大きく改善されている。
- ▲ 領域別では、「読むこと」が県平均正答率を下回っている。
- ▲ 出題内容別では、「漢字を書くこと」に、無回答率が高い。
- ▲ 問題終盤の記述式では、無解答率が24.1P→16.0Pと昨年度より改善されてきているがまだ高い。

中学校1年生

- 領域別では、「我が国の言語文化に関する事項」で県平均正答率を0.5P、全国平均正答率を1.8P上回っている。「話すこと・聞くこと」では、県平均正答率を0.3P上回っている。
- 出題内容別では、「話し合いの内容を読みとる」が県平均正答率を0.3P、「漢字を書く」が県平均正答率を0.7P上回っている。
- ▲ 領域別では、「書くこと」「読むこと」に課題がある。
- ▲ 問題終盤の記述式では、無解答率が38.8P→24.6Pと昨年度より改善されてきているがまだ高い。

中学校2年生

- 領域別では、「我が国の言語文化に関する事項」と「話すこと・聞くこと」が県平均正

答率、全国平均正答率、業者設定の目標値を上回っている。

- 出題内容別では、「話の内容を聞き取る」と「漢字を書く」が県平均正答率、全国平均正答率、業者設定の目標値を上回っている。

▲ 領域別では、「読むこと」「書くこと」に課題がある。

▲ 問題終盤の記述式で、無解答率が高くなっている。

★ 国語についての今後の指導ポイントとして

課題に対して必要な情報を収集して考え、根拠を明確にしながら説明をしていく力（読む力）を付ける取組を強化していく。併せて、自己の考えの根拠を示しながら、一定の条件の下で記述していく力（書く力）も育てていく。

これらのことに迫るために、読解力の育成を目指した指定校の取組への支援を充実するとともに、その取組の成果を各学校へ広げていく。また、図書館活用教育、調べる学習等の取組も継続していく。

また、普段の生活の中で漢字を使うようにしたり、漢字習得のための手立てを考えたりすることで、正しい漢字や文脈に沿った漢字を書く力を育てていく。

<算数・数学>

小学校 5 年生

- 県平均正答率と同値である。
- 昨年度は 4 領域とも県平均を下回っていたが、「数と計算」「データの活用」の領域はわずかながら県平均を上回っている。
- ▲ 「図形」領域は県平均比－2.5 P であり引き続いて課題である。

小学校 6 年生

- 県平均を 0.5 P 上回っている。
- 昨年度は調査対象である 3 つの領域とも県平均を下回っていたが、今回は 3 領域中 2 領域（数と計算、図形）で県平均を上回った。
- ▲ 「変化と関係」領域の「比と比の値」については、依然課題が残る。
- ▲ 概念や性質の理解に裏付けられた基礎的・基本的な内容の習得が不十分。

中学校 1 年生

- 令和 4 年度の全国学力・学習状況調査の数学で最も課題があった（県平均との差が大きかった）素因数分解に関する問題において、今回の県学力調査で以下のように正答率の改善が見られた。また、県や全国との差も大きく改善され、県や全国とほぼ同等となった。各学校における学力調査の結果分析を踏まえた授業改善が適切に行われている様子が窺える。

調査		R4 全国学力・学習状況調査	R5 島根県学力調査
【問題番号】問題		【1】42 を素因数分解しなさい。	【3】66 を素因数分解しなさい。
正答率	浜田市 (正答率の差)	35.8% (県より－10.1P、全国より－16.4P)	54.1% (県より－0.1P、全国より＋0.3P)
	島根県	45.9%	54.2%
	全国	52.2%	53.8%

- 基礎・活用の分類での県平均との差において、「基礎」の問題における県との差は－2.2 P と、大きな差はなかった。これは、昨年度の中 1（－5.9 P）と比較及び現中 1 の小 6 時（－2.8 P）からの経年比較、どちらにおいても改善が見られた。
- ▲ 領域・観点・解答形式別のいずれの項目でも県平均を下回り、全体的に課題がある。
- ▲ 県平均との差が大きかった課題のある 3 問は、いずれも「多くの情報の中から必要な情報を収集して考える」文章問題であった。浜田市児童生徒の課題として挙げられていた部分の改善が十分でなく、依然課題となっている。

中学校 2 年生

- 調査該当学年の県平均正答率差の経年比較において、R 4 年度の－5.9 P から R 5 年度は－5.0 P と、中 1 の頃から改善が見られた。

- 多くの問題では、県よりも無解答率は低かった。
- ▲ 無解答率について、連立方程式の問題や記述問題において県よりも無解答率が高かった。正答率についても、これらの問題で課題が見られた。
- ▲ 県平均との差が大きかった課題のある3問は、いずれも教科書の例題等でも扱うような、基本的な知識・技能を問う問題であった。正答数別のグラフにおいて、県に比べて高正答率層が少なく、低正答率層が多かった状況からも、基本的な知識・技能の定着に課題が見られる。

★ 算数・数学についての今後の指導ポイントとして

児童生徒自らが問題解決に向けての見通しをもち、数学的な表現を用いて筋道を立てて図等を活用しながら説明し合う学習を重視することや、適用問題の確実な実施等の取組により、多くの問題解決体験をする中で、概念や性質に裏付けられた知識及び技能を習得することが必要である。

これらのことに迫るため、指定校の取組への支援を充実するとともに、その取組の成果を各学校へ広げていく。

<英語>

- 経年比較が可能な中学2年生について、正答率は依然県平均を下回っているが、県との差は縮まった。
- 問題の内容別に見ると、「リスニング（内容理解）」は、中学校1・2年生ともに目標値を上回っており、中学校2年生は県平均を上回っている（県平均との差は、中1：－2.0P、中2：＋1.9P）。
- ▲ 一方で、「リスニング（対話文の応答）」は、中学校1・2年生ともに目標値を10P以上下回っており、県平均と比較しても4P以上下回っている（県平均との差は、中1：－4.0P、中2：－6.7P）。やりとりのある言語活動（相手の発言を受けて自分の考えを英語で伝える等）の経験が不足していると考えられる。
- ▲ 領域別では、県平均正答率と比較すると、中学校1・2年生ともに「書くこと」に最も課題があった（中1：－5.6P、中2：－3.9P）。また、英作文の問題における無解答の割合が県よりも多かった。

★ 英語の今後の指導ポイントとして

「英語を使って何ができるようになるか」を明確にした単元ゴールを設定するとともに、目的、場面、状況を設定し、生徒が英語を使って気持ちや考えを伝え合うなど、やりとりのある言語活動を充実させていくことが必要である。

教科書等を読む際には、1文ずつ理解するのではなく、初見のまとまった英文から必要な情報を取り出すために、目的を持って読むなどの活動を繰り返していくことが必要である。

自分自身のことについて、また聞いたり読んだりしたことについての感想や意見のやりとりをし、その内容について、まとまった英語を書くといった領域統合の活動をしていくことが必要である。

5 生活・学習に関する意識調査の状況

（1）浜田市総合振興計画及び教育振興計画の目標項目について

浜田市総合振興計画では評価対象学年を小学校5年生、中学校2年生としていることから、この報告では対象学年を小学校5年生、中学校2年生とした。また、浜田市教育振興計画の目標値は全国学力・学習状況調査により達成度を評価することになっているが、ここでは参考までに県学力調査結果による数値をあげている。

※数値の下線は改善が認められたもの、（ ）内の数値は、県肯定率との差を表している

質 問 項 目	小学校5年		中学校2年	
	令和4	令和5	令和4	令和5

平日に1日あたり2時間以上テレビゲームをしている	51.6 (+6.3)	52.4 (+6.8)	49.3 (+7.1)	<u>40.6</u> (+0.1)
学校に行く日は、学校の授業時間以外に1時間以上勉強をする	49.1 (-7.0)	<u>51.5</u> (-0.7)	42.6 (-4.8)	<u>46.6</u> (+1.5)
自分で勉強の計画を立てて勉強をしている	65.0 (-0.9)	<u>65.1</u> (-1.4)	62.3 (-4.9)	<u>63.3</u> (-5.0)
将来の夢や目標をもっている	76.8 (-2.4)	<u>81.2</u> (+1.0)	68.7 (+4.5)	66.4 (+0.8)
自分にはよいところがあると思う	63.1 (-6.0)	<u>66.7</u> (-5.5)	72.1 (+3.1)	68.9 (-3.6)
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある	40.2 (-5.5)	<u>40.8</u> (-4.2)	36.4 (-5.3)	34.8 (-4.6)
総合的な学習の時間では集めた情報を課題に沿って整理して考え、発表する学習に取り組んでいる	59.6 (-0.9)	57.6 (-5.0)	62.3 (-8.1)	<u>65.5</u> (-4.5)

① 小学校5年生

前年度の調査との肯定率比較では、7項目の内5項目において改善が認められる。

県肯定率との差では、「平日に1日あたり2時間以上テレビゲームをしている」について、+6.3P→+6.8Pと若干増加している。また、「自分で勉強の計画を立てて勉強している」が-0.9P→-1.4P、「総合的な学習の時間では集めた情報を課題に沿って整理して考え、発表する学習に取り組んでいる」について-0.9P→-5.0Pと差が広がっている。しかしながら、他の項目については差が縮小している。特に、「将来の夢や目標をもっている」については、県肯定率を上回った。

② 中学校2年生

前年度の調査との肯定率比較では、7項目中4項目において改善が認められる。県肯定率との差では、「自分で勉強の計画を立てて勉強している」について-4.9P→-5.0P、「自分にはよいところがあると思う」が+3.1P→-3.6Pと差が広がっているが、他の項目については差が縮小している。特に、「将来の夢や目標をもっている」については、県肯定率を上回った。

(2) 授業改善に関わって重視している項目について

授業改善の状況を把握するために、小学校は6年生、中学校は2年生について、県学力調査及び全国学力・学習状況調査（中学校は3年生が実施しているため参考値として）の数値をあげ、同一集団での経年比較をしている。

※数値の下線は改善が認められたもの、()内の数値は、県肯定率との差を表している

質 問 項 目	小学校6年生			中学校2年生		
	前年度の 県学調	6年生 全国学調	6年生 県学調	前年度の 県学調	全国学調 (3年生)	2年生 県学調
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりしている	62.0 (-5.3)	71.8 (-5.5)	<u>67.3</u> (-4.0)	66.8 (-6.6)	80.7 (-1.7)	<u>77.4</u> (-0.3)
自分に合った教え方、教材、学習時間になっている	69.1 (-3.3)	76.7 (-4.6)	<u>77.8</u> (+0.1)	67.8 (-2.4)	78.3 (+0.4)	63.5 (-5.3)
学校図書館を使った授業は、ほかの授業を行うときにも役立っている	61.2 (+0.9)		58.0 (-2.2)	48.8 (-2.4)		<u>55.1</u> (+4.2)
国語の授業は、分かっている	83.6 (-4.6)	79.5 (-4.4)	<u>85.6</u> (-3.2)	86.1 (+0.3)	81.2 (+2.1)	85.3 (+2.0)
算数・数学の勉強は好きだ	49.7 (-6.9)	50.8 (-3.6)	<u>63.6</u> (-2.2)	41.4 (-14.1)	57.4 (-0.9)	<u>44.3</u> (-9.8)
算数・数学の授業は、分かっている	74.0 (-6.2)	70.6 (-4.4)	<u>80.2</u> (-2.4)	71.9 (-4.4)	71.3 (-3.1)	<u>73.2</u> (-3.4)

① 考えを深めたり、広げたりする学習について

前年度調査時と比較して、小学校6年生は62.0P→67.3P(+5.3P)、中学校2年生は66.8P→77.4P(+10.6P)と両学年ともに肯定率は伸びている。また、県肯定率との差も縮小している。

このことから、話し合う活動を通じて考えを深めたり広げたりする授業の取組は成果を挙げてきている。

② 個に応じた学習について

小学校6年生については、前年度調査時と比較して69.1P→77.8P(+8.7P)と伸びており、県肯定率と同率であった。中学校2年生については、前年度調査時と比較して67.8P→63.5P(-4.3P)と肯定率が下がっており、これに伴って県肯定率との差も広がった。

特に中学校において、課題解決に向かうために複数設定された取組を子ども自身が選択して学び、協働して課題を解決していく取組を推進する必要がある。

④ 学校図書館活用について

小学校6年生については、前年度調査時と比較して61.2P→58.0P(-3.2P)と肯定率が下がっており、これに伴って県との差も広がっている。中学校2年生は48.8P→55.1P(+6.3P)と伸びており、県肯定率を上回った。

図書館を活用した授業については学校間で取組に差があるため、この授業を充実させていく必要がある。

④ 分かる授業について

国語については、前年度調査時と比較して小学校6年生は83.6P→85.6P(+2.0P)と伸びており、県肯定率との差も縮小している。中学校2年生は86.1P→85.3P(-0.8P)と肯定率は下がっているが、県肯定率を上回っている。

算数・数学については、前年度調査時と比較して、小学校6年生は74.0P→80.2P(+6.2P)、中学校2年生は71.9P→73.2P(+1.3P)と両学年ともに肯定率は伸びている。これに伴い、県肯定率との差も縮小している。

習得した知識・技能を活用する場面を1単位時間、あるいは内容のまとまりの中で位置付け、習得した知識・技能が他の場面においても活用できるか確かめる学習や習得した知識・技能の定着を図る学習を行うことで、分かる授業を推進していく。

⑤ 算数・数学が好きについて

前年度調査時と比較して、小学校6年生は49.7P→63.6P(+13.9P)、中学校2年生は41.4P→44.3P(+2.9P)と両学年ともに肯定率が伸びており、県肯定率との差も縮小している。

算数指定校を中心に環太平洋大学の前田教授の指導を受け、市内の小中学校へ指導内容を伝えていく取組を今後も継続していく。

6 今後の対応

学力調査結果から明らかになっている浜田市児童生徒の課題は「限られた時間で、多くの情報の中から課題解決に必要な情報を収集して考え、根拠を明確にして筋道を立てて表現(文章、式、図、音声言語など)する力」である。この課題解決に向かって、主として以下の取組を行っている。

- 教師の授業力向上に向かい、全ての小中学校への学校訪問指導を複数回実施する。その際、以下の点を重視しながら授業改善プランとして示す「子どもの声でつくる授業」に基づき、授業構想段階から関わることで校内研究や授業者への支援となる学校訪問としていく。

- ・ 子どもが問いを見いだしたり連続させたりしていくための取組
- ・ 課題解決に向かうために複数設定された活動を子ども自身が選択して学び、協働して課題を解決していく取組

- ・ 子どもたちが話し合いにより考えを深めていくための視点（何を論点とするのか）を踏まえた教師のコーディネート力を向上させる取組
 - ・ 協調学習における「知識構成型ジグソー法」や「要約学習」、価値ある活動を「たくさんやる」等の手法を取り入れた授業の推進
- 国語を要とした読解力の育成及び小学校算数の授業改善について、指定校の取組を核としながら推進し、成果を各学校へ広げていく。読解力の育成については「要約学習」の取組を広げていく。算数・数学については、算数アドバイザーの環太平洋大学 前田教授の指導を生かした実践が各学校へ広がるようにする。
- そして、限られた時間の中で多くの情報の中から課題を解決するために必要な情報を収集して考え、根拠を明確にしながら筋道を立てて表現（文章、式、図、言葉による説明など）する力を育てていく。
- 「ICTを活用した授業改善指定校」の取組を継続し、授業における一人一台端末の効果的な活用の在り方を各学校に広げる。併せて、ICT機器を活用した授業実践の好事例を授業実践例として公開することも継続する。
- これらのことにより、児童生徒一人一人の学習状況に応じた個別最適な学びの充実や児童生徒同士が考えを共有し話し合いを深めていく授業の実現を目指していく。
- 浜田市教育委員会が指定をする指定校（「協調学習」「図書館活用教育」「読解力育成」「算数・数学授業改善」「ICT 機器を活用した授業改善」）の取組を日々の実践に生かすことができるように、教員に対し指定校の公開授業のいずれかに年1回は参加をすることを求める。
- 浜田市小中連携教育における各中学校区の取組を継続していくことで、浜田市総合振興計画及び教育振興計画の目標項目についての更なる向上を目指す。平均正答率に注目していくことも大切であるが、子どもたちの内面を育てていくことも大切にする。特に「夢や目標をもつ」ことや「自分にはよいところがあると思う」児童生徒を地域や保護者とともに育てていく。
- 家庭学習の時間、メディア接触については、依然として課題がある。今年度は、自分で計画を立てて家庭学習に取り組むことに力を入れ、昨年度と比較して肯定率では若干の改善が見られている。この取組を充実していくことにより、児童生徒自らが家庭で過ごす時間についてコントロールする力を育成していくことを目指し、「家庭学習時間の確保」「メディア接触時間の適正化」、「読書時間の確保」等につなげていく。小中連携教育やPTA活動との連携を深めるなどの取組を継続して、保護者への啓発も強化していく。
- 授業の質を向上させ、学力を育成していくためには、学校、学級が「安心、安全で信頼できる場」であることが欠かせない。「学級づくり」等の取組を各学校が組織的に取り組んでいけるように支援をしていくことに努める。

損害賠償請求訴訟の経過について

消防救急無線デジタル化整備における談合に係る損害賠償請求訴訟の経過報告

1 経過

- (1) 令和 2 年 6 月 26 日
訴えの提起について、浜田市議会 6 月定例会議において議決
- (2) 令和 2 年 7 月 3 日
佐和法律事務所と損害賠償請求訴訟委任契約の締結
- (3) 令和 2 年 7 月 13 日
訴状の提出
- (4) 令和 2 年 9 月 4 日
第 1 回口頭弁論
- (5) 令和 2 年 11 月 2 日～令和 3 年 9 月 27 日
1 回の口頭弁論、5 回の弁論準備手続
- (6) 令和 3 年 10 月 28 日
当市の訴訟に大田市及び雲南広域連合の損害賠償訴訟が併合となる。
- (7) 令和 4 年 2 月 14 日～令和 5 年 12 月 11 日
1 回の口頭弁論、13 回の弁論準備手続
上記のとおり、これまでに 3 回の口頭弁論、17 回の弁論準備手続が行われ、令和 5 年 12 月 11 日の 18 回目弁論準備手続で結審となる。
※ 裁判結審前に、裁判所側から和解の提案があり、協議した結果和解せず裁判を継続すると報告する。

2 今後の予定

令和 6 年 3 月 18 日 裁判判決言い渡しの予定となっていたが、同訴訟に併合された他の自治体において、和解の話が出ていることから判決取り消しとなる。
次の裁判については未定。
判決により、当市の主張が認められない場合又は損害額が妥当でない場合は控訴することも検討する。

以上

建物火災の対応状況について

【建物火災】

日 時 1 月 24 日 (水) 12 時 40 分頃
(覚知) 12 時 47 分
(鎮火) 16 時 51 分
出火場所 浜田市金城町七条ハ 568-64
通報内容 「希望ヶ丘団地の方向から煙が
出て家が燃えている。」
焼損状況 全焼 2 棟 部分焼 3 棟
出火原因 調査中
負傷者等 なし
損 害 額 調査中
出 動 隊 東部署 金城ポンプ隊、旭ポンプ隊
浜田署 浜田タンク隊、桜ヶ丘ポンプ隊、後方支援隊
本 部 指揮隊、原因調査隊
出動人員 消防職員 25 人、消防団員 18 人
使用水利 消火栓 1 基 防火水槽 2 基
道路状況 国道 186 号線 ⇒ 市道七条 4 号線 ⇒ 火災現場 ※ 幅員等に問題なし



【建物火災】

日 時 1 月 31 日 (水)
(覚知) 17 時 11 分
(鎮火) 20 時 16 分
出火場所 浜田市高佐町 583 番地
通報内容 「通りかかった道沿いの家から
煙が出ている。」
焼損状況 全焼 2 棟 ぼや 1 棟
出火原因 調査中
負傷者等 死者 1 人
損 害 額 調査中
出 動 隊 浜田署 桜ヶ丘ポンプ隊、浜田ポンプ隊 2 隊、浜田タンク隊、浜田化学隊
本 部 指揮隊、原因調査隊
出動人員 消防職員 28 人、消防団員 24 人
使用水利 消火栓 2 基 防火水槽 1 基
道路状況 浜田第 1 中学校 ⇒ 市道黒川上府線 ⇒ 浜田 371 号線 ⇒ 火災現場
※ 離合不能な個所があるものの支障なし



以上

市内体育館施設の利用状況について

(令和4年度実績)

No.	名称	設置者	管理運営	床面積 (㎡)	利用可能日	利用日	稼働率
1	浜田市健康増進センター (すまいる) トレーニング室	浜田市	直営	258	361	346	95.8
2	サンマリン浜田 体育館	浜田市	北陽ビル管理株式会社	540	349	318	91.1
3	金城総合運動公園 ふれあいジム・かなぎ A競技場	浜田市	共同事業体浜田B&F	888	307	307	100.0
4	金城総合運動公園 ふれあいジム・かなぎ B競技場	浜田市	共同事業体浜田B&F	1,870	307	307	100.0
5	島根県立体育館 アリーナ	島根県	島根県スポーツ協会	1,853	310	307	99.0
6	島根県立石見武道館 第1・2道場	島根県	島根県スポーツ協会	876	313	312	99.7
7	旭公園 市民体育館 第1競技場	浜田市	直営	1,188	359	178	49.6
8	三隅中央会館 多目的ホール	浜田市	浜田市教育文化振興事業団	814	357	244	68.3
9	三隅B&G海洋センター 体育館	浜田市	浜田市教育文化振興事業団	726	305	274	89.8
10	岡見スポーツセンター 体育館	浜田市	浜田市教育文化振興事業団	432	357	58	16.2

※ 稼働率 = 利用日 / 利用可能日

利用可能日：予約・利用可能な日数

利用日：実際に利用された日数

(1時間でも利用があれば1日としてカウント)